

令和3年第2回伊仙町議会定例会

会期日程

令和3年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

令和3年6月8日開会～6月11日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
			全員協議会	○全員協議会	
6	8	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 行政報告(町長) ○発議 1件(提案理由の説明～質疑～討論～採決) ○陳情 2件(陳情第1・2号 総文厚生常任委員会・ 経済建設常任委員会へ付託) ○報告 2件(報告～質疑で終結) ○議案 1件(提案理由の説明～質疑～討論～採決) ○議案 6件(提案理由の説明～質疑～討論～採決) ○議案 3件(提案理由の説明～質疑～討論～採決) ○議案 3件(提案理由のみ) ※終了後、全員協議会 選挙管理委員会委員及び補充員の選任について、他	
〃	9	水	本会議	○一般質問(前議員・美島議員 2名) ○各常任委員会(陳情審査)	
〃	10	木	本会議	○一般質問(上木議員・清議員 2名)	
〃	11	金	本会議	○議案 3件(補足説明～質疑～討論～採決) ○伊仙町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について ○陳情審査報告 2件(報告～質疑～討論～採決)	

			<ul style="list-style-type: none">○意見書発議（報告～質疑～討論～採決）○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会）○閉会	
--	--	--	--	--

令和3年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和3年6月8日

令和3年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火曜日） 午前11時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 発議第3号 伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第5 陳情第1号 馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情（経済建設常任委員会へ付託）
- 日程第6 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総務文教厚生常任委員会へ付託）
- 日程第7 報告第2号 令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告（提案理由～補足説明～質疑～終結）
- 日程第8 報告第3号 令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告（提案理由～補足説明～質疑～終結）
- 日程第9 議案第26号 伊仙町辺地総合整備計画の策定（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第27号 伊仙町空家対策推進に関する条例の制定（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第28号 伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第29号 伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第30号 伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第31号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第15 議案第32号 伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第16 議案第33号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例の制定（提案理由～質疑～討論～採決）

- 日程第17 議案第34号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を廃止する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第18 議案第35号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を廃止する条例（提案理由～質疑～討論～採決）
- 日程第19 議案第36号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（提案理由のみ）
- 日程第20 議案第37号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）
- 日程第21 議案第38号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由のみ）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前11時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから、令和3年第2回伊仙町議会定例会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福留達也君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、美島盛秀君、杉山 肇君、予備署名議員を、
牧本和英君、西 彦二君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福留達也君）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月8日から6月11日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日6月8日から6月11日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（福留達也君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和3年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりです。

4月26日、県政説明会、これは町長と参加しましたがけれども、県知事をはじめ県の部長さんから令和3年度のいろんな事業計画、離島にわたってのそういったこと等の事細かな説明がありました。重要なこともありましたので、事務局にその資料等がありますので、参照していただければと思っております。

5月21日、伊仙町商工会通常総会、6月1日、徳之島空港利用促進協議会、この2つは初めての参加でありましたがけれども、どの会合も7月下旬に決定していくであろう世界自然遺産登録を見据えての話合い、そういったものが話題の中心を占めておりました。

先日の新聞にもありましたけれども、県としても県や観光連盟を中心に奄美・徳之島の世界遺産登録を見据えて、これまで鹿児島県内にある屋久島、あるいは県本土にある明治日本の産業革命遺産、この3つを他の県にはない大きな目玉として積極的な情報発信や誘客キャンペーンといったものに取り組んでいって、県内全域に大きな波及効果をつくっていききたいと。周遊ルートをつくって、さらには沖縄県とも同様な連携を取っていききたいといったことがありますので、この前の話合いでもあったんですけれども、大島本島にはいろんなことが備わってはいるのですが、この徳之島はホテル、宿泊施設、そういったのが足りているのか、レンタカーは足りているのか、きちんとしたお土産店はあるのか、そういった課題がかなりあると。そういった課題解決に向けて3町がきちんと取り組んで世界自然遺産登録の波及効果をぜひ及ぼしていききたいものだなと、そういった話でありました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和3年5月分までの例月出納検査の結果、「事務事業についてはおおむね適正であるが改善されるべき点も見受けられる」との報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は事務局に常備しておりますので、ご確認いただければと思っております。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

3月議会以降の行政報告につきまして、お手元の資料の中から重要な点について説明をいたします。

3月22日、徳之島愛ランド広域連合議会第1回定例会が開催されまして、議論してまいりました長寿命化計画の下での長寿命化計画が可決されました。

23日は、今回、全ての小中学生にタブレットを提供するというところで、IT教育が進んでいきますけれども、まず、犬田布小学校の児童に贈呈いたしまして、合計699人の子供たちが5月から週3回ほどタブレットで授業を行っております。

3月30日に日本マルコの社長等が来島いたしまして、今後、11人の応募を行っていくということであります。計35人という形になります。

今回は、樟南第二高校の生徒さんが1人入社いたしまして、横浜のほうの工場で基本的な知識、技術を獲得して島に帰ってくる予定であります。

4月1日、全体朝礼を行いまして、寿はじめ鹿児島県議会議員より、県政の活動、そして、島に対する熱い思いを述べていただきました。

4月5日には、伊仙拳心館の子供たちが来庁いたしまして、郡体優勝の報告を受けたところであります。

4月6日の各小中学校の入学式は、卒業式と同様、簡素化されておりました。

4月7日、戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭が行われまして、今回は沖縄の航空自

衛隊のほうから当町出身である小牧隊長をリーダーとした慰霊飛行が同時に花を添えていただきました。

4月9日に、伊仙町民生委員定例会の年度初めの会合に出席いたしまして、今後、団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年問題、これは皆さんご存じのとおり、首都圏等においては介護難民が大幅にオーバーになってくるという状況の中で伊仙町がこの7、8年取り組んでいる都会から島に出身者、または出身者でない方々が移住をしていくまちづくり、離島版C C R Cについて説明いたしまして、その中で民生委員の果たす役割は今までよりはるかに範囲が広がってくる、重要であるということを説明いたしました。

伊仙町教職員宣誓式の中で、今後とも伊仙町の政策として学校を存続していくことが重要であるということを説明いたしまして、また、先生方にも町内居住を勧めていきました。

4月14日に県の環境林務部次長兼奄美世界自然遺産総括監一行が来島いたしました。この中で我々が説明したのは、自然遺産になったときの伊仙町の対応でございます。阿権、鹿浦溪谷の散策ルート、このV字谷は希少動植物の宝庫であるということを説明いたしまして、この古民家等を生かした散策の説明をいたしました。

ここは、自然遺産の中心エリアではありませんけれども、世界自然遺産が国の条件として島内の国立公園課が担保をする必要があるということでありまして、世界自然遺産と関連する重要な地域であります。このときに、伊仙町でもこのイベントをぜひ行ってほしいという要望をいたしました。

4月21日には、闘牛連合会の総会がございまして、正月大会と同様の基準を設けて5月の3日間の大会を町としても同意をしまして、このコロナ対策に関しましては、前回、正月と同様に1,500人限定という形、そして、飲食等は一切禁止していただきたいということでありました。

今回も、前後にコロナの患者さんが発生いたしましたけれども、来場者がしっかりとケア、そして、ディスタンスを取り、対応したということは高く評価されると思っております。

4月23日に新徳之島高校の校長先生が挨拶に参りまして、このときに驚いたのは、校長先生は航空宇宙関係のJAXAに行くのが夢であったという話をしました。そして、日本マルコの説明をいたしますとその日のうちにマルコに行って見学をしたという話でありました。

今後、徳之島高校の卒業生に日本マルコの視察、見学を推進していくという話でした。

先ほど、議長から説明があったように、4月26日の県政説明会は例年よりも時間を短縮いたしまして、午前中に終了いたしました。議長と共に午後は各部長、副知事への挨拶回りをいたしました。

裏のページへ行きます。

すみません。県政説明会の午後、回ったのと同時に、前回伊仙町に来た県の次長に話した中で松下部長との面談を行いまして、伊仙町でもイベントを開催していく可能性が出てまいりました。

5月21日の商工会総会におきましては、先ほど民生委員会で説明したように、今後の人口減対策、これは人口維持から人口増加という形はC C R C等を推進していけば必ず解決するということを説明いたしました。そして、そのことが商工会の振興発展に直結していくということで説明をしたと

ころでございます。

集落単位のCCRCを推進していくということでもあります。

これは、集中から分散、学校と同じように各集落がどのようにしてよみがえっていくかということの最大の課題解決になるのではないかと考えております。

6月3日、モスク・クリエイションが、会社は、東京都、静岡県御殿場市にあるんですけども、近くにある日大三島高校の生徒たちと伊仙町の島おこしのリモート会議が約1時間ほど行われました。モスク・クリエイションは、今、会社を拡大していく中で、島で今後とも職員を増やしていくということで、今、2人目が採用されております。

6月4日には、阿権集落意見交換会での前里屋敷の事業の説明会を行いまして、今後、自然遺産登録が近くなった中でいよいよ時間はかかりましたけれども、前里屋敷をいかに拠点として活用していくかということが重要になると思います。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（福留達也君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 発議第3号 伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（福留達也君）

日程第4 発議第3号、伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○8番（上木千恵造君）

発議第3号、伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

皆様のお手元にお配りのとおり、議員活動や家庭生活との両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護などの議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び伊仙町議会会議規則14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和3年6月8日、伊仙町議会議員、上木千恵造。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

発議第3号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから発議第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号、伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、発議第3号、伊仙町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 陳情第1号 馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情

△ 日程第6 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（福留達也君）

日程第5 陳情第1号、馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情、日程第6 陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての2件を一括して議題といたします。

令和3年第1回定例会後、これまで受理した陳情書は2件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第1号、馬根小学校存続に資する住宅政策に関する陳情につきましては経済建設常任委員会へ、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請については所管する総務文教厚生常任委員会へ付託したので報告いたします。

△ 日程第7 報告第2号 令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告

△ 日程第8 報告第3号 令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

○議長（福留達也君）

日程第7 報告第2号、令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告、日程第8 報告第3号、令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を2件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

では、提案理由の説明をいたします。

令和3年第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました報告第2号及び報告第3号について、提案理由の説明をいたします。

報告第2号は、令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

報告第3号は、令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（福留達也君）

報告第2号、令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

報告第2号、令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。

令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書をご参照ください。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設事業、継続費の総額18億2,323万1,000円、令和2年度継続費予算減額1億371万1,000円、支出済額及び支出見込額2,392万9,650円、これにつきましてはプロポーザル支援、それから基本計画による経費であります。残額7,978万1,350円。翌年度通次繰越額7,978万1,000円でございます。これにつきましては実施設計、地質調査に係る経費でございます。

この通次繰越額とは各年度の支出額中その年度内に支出が終わらなかったものがあるときは不用額としないでこれを継続年度の最終まで通次繰越して使用することをいうものであります。

翌年度通次繰越額の財源内訳としまして、繰越額797万9,000円、地方債7,180万2,000円でございます。

以上で、令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（福留達也君）

報告第2号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書について質疑をいたします。

ただいまの説明で庁舎建設事業の予算の繰越してありますけれども、支出済額、残額、翌年度繰越等々を見て、これは庁舎建設の進捗状況が現在の時点でどこまで進んでいるのか、あるいは工事予定はいつになるのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（久保 等君）

この事業の進捗状況につきましては、先ほど説明したとおり、基本計画のほうが令和2年度で終了しております。

実施設計については、令和2年度末に発注をして契約をしてございます。

この実施設計については、8月下旬をめどに終了することになっております。その後、工事請負の入札等を行い、令和3年度中に契約を行い、令和4年にはある程度の工事完了、また、2期工事になりますので、令和5年度にまたがってこの事業を完結したいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

実施設計を8月下旬頃を予定して、その後、工事を発注するということではありますが、工事発注については、建設工事に係る指名業者、あるいは指名委員会等があるわけではありますが、この委員会等を行って、9月、10月には発注できる予定であると思います。大体の今の進捗状況からいって工事発注は、9月いっぱい、10月いっぱいにする予定になっていますかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

現在の実施設計終了の後にそういった委員会等も開いていかないといけないわけなんですけど、その準備としまして、そのような形で発注を計画はしております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ工事発注につきましては、伊仙町において建設、建築関係の事業者、これだけの予算でありますので、恐らく、できる県のAランクの事業者、業者といいたいまいしょうか、そういう地元の建設関係の業者はいないと思われかもしれませんが、そういうときにどういう方法等で指名に参加させるのか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

このような大きな工事、事業になりますと、おっしゃるとおり、県のAランク、その辺の方が全てそろわないということも考えられますので、方法としましては、JV等をつくってこの発注に向けていけたらと考えています。その準備を今しているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

2年前に沖永良部、和泊町の建設庁舎の視察を行ったときに、質問をして聞いたわけなんですけども、地元の業者を必ず参加させたと。下請け等、そして、材料も釘1本から地元で買えるようなことをやったと。ジュース1個でも地元の商店を利用したと。そこまできちんとした計画を立てて発注をしたと。そして、地元非常に還元をできたのではないかというお話でありました。

そういう関係で、伊仙町にはそういう大手の、大手といいたいまいしょうか、Aランク、Bランクの業者さんがいないということになりますと、恐らく町外とか島外とかなる可能性が考えられると思います。

そういうときには、地元の建築関係の業者さんもいますし、あるいは従事する従業員、そういう

人たちへの配慮、そういうこと等々を考えたときに地元の活性化につながるのではないかなという思いでありますので、しっかりとした計画をもって、または我々議会にも報告をしていただきたいと思えます。終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号、令和2年度伊仙町一般会計継続費繰越計算書の報告については、これで終了します。

次に、報告第3号、令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

報告第3号、令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明をいたします。計算書をご参照ください。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、テレワーク環境サテライトオフィス整備事業、事業費3,175万8,000円、翌年度繰越金2,640万1,000円、財源内訳、国・県支出金2,640万1,000円であります。当事業については7月中での発注を目指しております。

同款项、事業名、集落活性化推進事業、事業費4,410万円、翌年度繰越金3,939万2,000円、財源内訳、国・県支出金1,840万9,000円、地方債2,090万円、一般財源8万3,000円であります。

当事業においては6月中の発注を予定しております。

同款、3項、戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳諸経費、事業費1,572万6,000円、翌年度繰越金638万円、財源内訳、国・県支出金638万円でございます。

当経費については、完了し、支払いも行っております。

4款衛生費、1項、保健衛生費、事業名、感染症予防事業、事業費1,807万7,000円、翌年度繰越金166万4,000円、財源内訳、国・県支出金166万4,000円であります。

当事業においては、新型コロナウイルス感染症の町内感染者帰島旅費補助であります。

これについては、本年度も支払いを行っております。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、畜産振興管理費、事業費5,530万4,000円、翌年度繰越金454万3,000円、財源内訳、一般財源454万3,000円であります。

当経費については、検査が終了し、請求待ちでございます。

同款项、事業名、農業創出緊急支援事業、事業費1,084万6,000円、翌年度繰越金1,045万6,000円、財源内訳、国・県支出金、1,045万6,000円あります。

当事業については、8月中の発注を予定して準備を進めております。

7款商工費、1項商工費、事業名、観光管理経費、事業費1,408万8,000円、翌年度繰越金207万2,000

円、財源内訳、国・県支出金57万2,000円、一般財源150万円であります。

当経費については、市有地境界等の問題があり、協議中でございます。

同款项、事業名、長寿と子宝のまち滞在型観光促進事業、事業費5,100万円、翌年度繰越金3,093万円、財源内訳、国・県支出金3,083万5,000円、一般財源9万5,000円であります。当事業については、旅行者へのクーポン券発行に関する経費であり、事業執行中でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、過疎対策道路整備事業、事業費2,026万1,000円、翌年度繰越金1,125万6,000円、財源内訳地方債1,120万円、一般財源5万6,000円であります。

当事業については8月中の発注を予定してございます。

同款项、事業名、道路維持管理経費、事業費4,354万9,000円、翌年度繰越金177万1,000円、財源内訳、一般財源177万1,000円であります。

当経費については、電柱移転に係る経費で7月中の執行を予定しております。

同款项、事業名、社会資本整備総合交付金事業費、事業費1億3,079万円、翌年度繰越金6,883万8,000円、財源内訳、国・県支出金4,618万2,000円、地方債1,870万円、一般財源395万6,000円であります。

当事業については、業務委託及び工事請負が発注済みで11月の完成予定でございます。

同款项、事業名、防災安全社会資本交付金事業、事業費1億7,237万5,000円、翌年度繰越金8,700万円、財源内訳、国・県支出金5,853万3,000円、地方債2,790万円、一般財源56万7,000円であります。

当事業については、2件が発注済みであり、残り1件が発注準備中であります。これについては6月中の発注を計画してございます。

同款项、4項住宅費、事業名、公営住宅建設事業費、事業費2,879万4,000円、翌年度繰越金2,391万2,000円、財源内訳、国・県支出金795万3,000円、一般財源1,595万9,000円であります。

当事業においては、設計業務の2件を発注済みであり、9月中に工事の発注を目指しております。

同款项、5項、都市計画費、事業名、特定地区公園整備事業、事業費4,082万4,000円、翌年度繰越金3,609万5,000円、財源内訳、国・県支出金1,804万8,000円、地方債1,800万円、一般財源4万7,000円であります。

当事業については、工事の発注済みであり、10月の完成を目指しております。

9款消防費、1項消防費、事業名、避難所施設改修事業、事業費3,400万円、翌年度繰越金3,400万円、財源内訳、国・県支出金2,040万円、地方債1,360万円であります。

当事業については、設計業務の発注済みであり、9月の工事発注を計画してございます。

同款项、事業名、耐震性貯水槽整備事業、事業費1億750万円、翌年度繰越金1億68万円、財源内訳、国・県支出金5,920万8,000円、地方債4,140万円、一般財源7万2,000円あります。

当事業については、先般の臨時議会で議決を頂いた事業であり、12月の完成予定でございます。

10款教育費、6項社会教育費、事業名、図書館パワーアップ事業、事業費900万円、翌年度繰越金

643万5,000円、財源内訳、一般財源643万5,000円であります。

当事業については、7月の完了予定でございます。

同款项、事業名、民俗資料館運営経費、事業費2,079万7,000円、翌年度繰越金370万8,000円、財源内訳、国・県支出金370万8,000円であります。

当事業については4件の契約があり、4件中2件が完了、2件が今年度中の完成でございます。

事業費合計8億4,878万9,000円、翌年度繰越金合計4億9,553万3,000円、財源内訳、国・県支出金合計3億874万9,000円、地方債合計1億5,170万円、一般財源合計3,508万4,000円でございます。

以上で、令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

○議長（福留達也君）

報告第3号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑をいたします。

まず、合計金額のこの事業、事業にはやはり町民の福祉向上、あるいは環境整備等々、非常にすばらしい事業であると考えます。

しかしながら、8億4,878万9,000円に対して、4億9,553万3,000円という5割以上、金額の半分以上も繰り越している。こういう予算の執行状況を見て、私はこの伊仙町の事業計画、本当に異常過ぎる。

今までもこういうことを指摘したことがありますけれども、なぜこういう5割以上の予算を消化できないで、計画だけをして翌年度に繰り越ししなければならないのか。その中にはいろいろ理由があることも理解できます。なぜそういうことになったのか、説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

議員が言われたとおり、この事業については、当初から予定を、当初予算に組み込まれているもの、また。奄振事業等で12月、また前倒しで行っている事業もございまして、それについては準備が1月からスタートでございますので、繰り越しせざるを得ない事業もこの中にはございます。

その中で、準備等測量及び設計の業務、それらが遅れた経緯もございしますが、早めに当初計画をした中で、5月、6月の発注をすれば、年度内に終了したという可能性もある事業もございまして、その辺は再度検証してこのような繰越しが多くならないようなことを検討して進んでいきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

中にはこの予算書を見て理解できる事業もあります。

今の説明で、私は言い訳ではないかなと。そういう言い訳をして職員の職務怠慢を避けている。私はそうしか考えません。

項目的にちょっとお尋ねいたします。

款2の総務費、集落活性化推進事業4,410万円、それで翌年度繰越の3,939万2,000円、この事業の説明と。いつこの事業が決定をして、なぜ繰越しになったのか。

それと、款9の消防費の中に避難所施設改修事業とありますけれども、この事業は全額繰越しになっておりますが、場所と、いつ頃予定しているのか。

それから、款10の社会教育費、図書館パワーアップ事業、これは移動図書だと思いますが、その車の納車はできているのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、款6の農林水産業費の農業創出緊急支援事業、これも全額繰越しになっております。その理由を。あとはいろいろ執行した後の財務処理、あるいは、予算実行状況でありますのでよろしいかと思っておりますけれども、今言った4件についてお尋ねをいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

まず、集落活性化推進事業についてご説明いたします。

今年の3月末で設計書が完成いたしまして、それで翌年度繰越という形になりましたけれども、今現在、先ほど町長からもありましたとおり、まず、3月14日に集落説明、それで、今月6月4日に集落説明ということで、この後も毎月集落説明をしながら、7月から工事のほうに入りたいと考えておりますので、同時進行で進めていって、年内には事業を終了させたいと考えております。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

農業創出緊急支援事業ですが、こちらは国の補正予算のほうで当初予算でポテトハーベスター2台の導入予定だったのですが、補正予算で確保できたということで、前倒しで予算を確保しているものでございます。

本年度、ポテトハーベスター2台、8月頃入札をかけ、導入していく予定となっております。

○14番（美島盛秀君）

その事業の内容は。

○経済課長（橋口智旭君）

ポテトハーベスターの導入です。

○議長（福留達也君）

ちなみにこれは4つではなく一つ一つやったほうが分かりやすいですか。

○14番（美島盛秀君）

ああ、一つ一つで。

○議長（福留達也君）

一つ一つで。では、未来創生課長のほうから。

○14番（美島盛秀君）

集落活性化推進事業の件でありますけれども、これは私の地元の阿権の平屋敷だと承知いたしております。

この平屋敷の整備についてはもう私も10年以上は関わっておりまして、いろいろ土地の寄付やら、地主、持ち主との交渉等をやってまいりまして、この予算が決まって、何かしら疑問点を残すような状況が発生してきたという感じがして明許繰越になったと思います。恐らく、これは去年の6月に予算が決定をして、設計をして、去年で工事が完了する予定だということで説明でもありました。なぜそういう大事な事業、国の補助金等を頂いてやっている事業はそこまでずれ込んだのか。

聞くとところによりますと入札でのトラブル、業者とのトラブル、あるいは、職員の怠慢等々も聞かれます。また、集落でのその事業の推進状況等もいろいろ問題があって、話し合いが進まなかった、そういういろんなことが聞こえてまいりました。

なぜ、そういうことが起きたのか。設計ができておったのに、去年の6月でできておったのにそれが進まなかったのか、その点について、遅れた理由、説明お願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

去年の6月に設計のほうを発注しまして、9月に完了予定としていましたけれども、島外の業者ということもあったせいかもしれない、コロナ禍とかそういう理由等もありまして、設計が完了したのが3月ということになりましたので、それで、事業の工事のほうは明許繰越ということになりました。

○14番（美島盛秀君）

6月に設計を完了して、9月に事業。

○未来創生課長（名古健二君）

6月に業務を発注しました。

○14番（美島盛秀君）

それで9月に完了して、設計業務を終わって、その後、年度内で完成を見込んだということでしょう。

○未来創生課長（名古健二君）

9月に完了予定だったんですけども、設計のほうで完了予定だったんですけども、設計がずれ込んだというのも、コロナ禍とかいろんな当該業者だったとか、そういう点もいろいろあると思うんですけども、それが完了したのが3月でした。

○14番（美島盛秀君）

6月に発注をして、9月の予定で、設計が完了予定がそこで設計の問題が出てきた。そして、見直しをして3月に完了した。そこが問題なんです。なぜ6月に発注して9月に予定していたのが、事業の計画等々、あるいは執行状況においてトラブルがあったんじゃないですか。今、そんなことで阿権は非常に問題になって、町を分断するような状況になっているんですよ。私がそれを反対するような言いぶりまでしているんですよ。

そんな事業をするのに、無計画な。6月にして、9月に計画を一旦指名までしてやっているのに、

それがうまくいかなかったからまたやり直して、3月に完了したからまた明許繰越で今年度にやると。そういうこと自体職員の怠慢、あるいは、課長、総務課長、町長の指導力はないのか。

本当にこんなことをよそに言えないですよ。私は阿権の皆さんに、今後、こういうことを全部説明していこうと思っているんですけども。

そういうようないきさつで私はこの繰越明許費については、今後も十分考えながら事業執行をやっているかなければいけない問題だと考えております。

次をまたお願いします。

○議長（福留達也君）

経済からの。ポテトハーベスター、お願いします。

○14番（美島盛秀君）

ポテトハーベスターということでありましたけれども、そのポテトハーベスターは何台で、補助金がどれだけで、個人負担はどれだけですか。

○経済課長（橋口智旭君）

今年度導入予定のポテトハーベスターは2台となっております。

補助率が国のほうが10分の6、県のほうが6分の1。合わせて76.6%となっております。

ここに掲載しております予算につきましては、国・県補助金分のみとなっております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひこういう大事な予算なんですけれども、これはポテトハーベスター2台分で申請をしたのか、あるいは、それ以上もできたのか。

そしてまた、以前にもこういう交付金があって、「選挙が反対だからあなたにはできないよ」という答弁があったんですけれども、そういう町民の声があって一般質問等も出ておったんですけども、そういうことはないのか、この2点、お願いします。

○経済課長（橋口智旭君）

本ポテトハーベスターは南西諸島特有の赤土対応仕様ということで、メーカーのほう年間5台までしか製造ができないことになっております。その5台を、徳之島町、天城町、伊仙町、また、沖永良部の2町のほうで、取り合いという言い方は変なんですけど、一応、その5町のほうで分配をしまして今年度伊仙町が2台確保した次第でございます。

また、選挙絡み等で取れないといった話は聞いたことはございません。

○議長（福留達也君）

美島議員に注意しますが、選挙絡みで取れなかったとか、そういう議会での答弁があった、そういった……。

○14番（美島盛秀君）

いや、あったがね。

○議長（福留達也君）

ありません、そういったことは。

○14番（美島盛秀君）

あったから、そういうことをないように僕は注意しているわけですよ。

○議長（福留達也君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

美島議員の質問にお答えします。

消防費の避難所施設改修事業の3,400万であります、3月の定例会のほうに奄振の前倒し予算ということで計上しておりますして繰越しを行った次第でございます。

下検福生活館、あと、東伊仙西の営農センターの改修を計画しており、5月21日に契約をいたしました、8月末までの設計委託料として発注してございます。

○14番（美島盛秀君）

実は、こういう予算、大切だと思いますけど、阿権、河地の福祉会館、公民館、これが当初1,500万だったですよ。それで、阿権の福祉会館整備を今年やりましたけれども、集落の人たちの話を聞いても、もちろん私もですけども、非常に事業自体が貧弱だと。1,500万の予算を組みながら貧弱だということ等を若い人からあるということを知りました。

というのは、私も外から見ておって、塗装はやるだろうなど。この前、会合があつて、中に入ってみたら、中もそう変わったような整備もされていなくて、なんかクロスを貼っているんだけど、なんか湿り気で何かめくれたような感じがあるところとか、キッチンのほうの水漏れがあつたり、その壁の整備のほうは上からの防水がちょっと手抜きがあつたんじゃないかなという感じがしたんですけども、そういうなんか予算を執行してもその予算内、積算単価でやったとは思いますが、あまりにも工事自体が高い予算にしては貧弱過ぎる工事内容だという気がしてなりません。

せめて外側の塗装ぐらいあるかなと思っていましたけれども、塗装はなくて、あれで1,500万もかけてやった工事なのかなという気がしまして、若い人たちの中で「本当にこれは1,500万も予算をかけたの」という声が出ているというようなことですので、もちろん河地はどうか、私も見ていないですけども、塗装を河地はしていなかったようです。

そういうことで、この避難所施設改修事業2か所の予算で3,400万ありますけれども、やはりそう

ということ等もしっかりと担当者あるいは入札における注意事項等々、注意喚起をしていただきたいと、そういうことをお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの意見を受けまして、また、各集落の公民館の改修となりますが、また、集落からの要望もまた多くなってきました、工事単価というのは決められた単価でしておりますけれども、その辺は間違いがないものであります、また、その要望等を聞き入れて、するにしても絶対これだけはしないといけない、避難所としての役割を果たすべきものはちゃんとして要望にはまた応えていけるように考慮して今回。前回の河地、阿権については、また不足するもの等もあると思いますが、今後、またそこも再検討をして、絶対に必要なものという形を取って回収に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

10款教育費の図書館パワーアップ事業でございますが、こちらは移動図書車両になりまして、納入、納車状況ということでありますけれども、今現在、検査を受ける準備段階まで来ている状況ということで、検査を受けて7月中旬頃納車予定となっております。

○14番（美島盛秀君）

終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

今、美島議員から出た避難所施設改修事業、私も、前回、お願いをしてありましたが、雨戸のこういうものを入れないと避難所にならないんじゃないかなと思うんです。これを是非、河地、阿権、追加して入れていただきたいと思っておりますけれども、できるかどうか、今後、計画するということだったんだけど、今できているものについては。

○総務課長（久保 等君）

先ほどもお答えしましたが、避難所としてなくてはならない改修、その辺は今後取り入れていったように、雨戸とかその辺を予算の中に組み入れて改修をしていきたいと考えて。

今、2件、既に事業が終わっている箇所もありますが、そこをまた申請を行って、事業費でできるものであれば事業費で行いますし、そうでなければ、単独でも対応していかなければならないと考えております。それはまた今年度中ということは考慮して、変更または追加の申請ができるものかどうか、また調整を行ってまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

ぜひ避難所として利用するのだったら、避難所として利用できるように、ちょっとそういうところもやっぱり気配りをしていただきたいと思います。

それと、今、ありました図書館パワーアップ事業643万5,000円、これはたしかコロナで100%の補

助じゃなかったですか。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。おっしゃるとおり、コロナ事業で100%の事業でした。事業名が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という事業なんですけれども、これを活用して計画していましたが、10月の臨時議会で否決ということで、コロナ事業の優先順位が変わりまして、それでどうしても一般財源で対応しなくなりました。

○5番（清平二君）

否決されたから対象外になったということですけども、やはりこれは私たちはあの軽トラックに750万かけて、金額があんまり大き過ぎるんじゃないですかということでも否決したと思うんですけども、否決されたから一般財源に回すということですか。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。結局、他にもコロナ対応の事業が計画されたのがありまして、それで他の事業を優先したもんですから、最終これだけ、643万5,000円という金額が足りなくなりました、それで一般財源の対応になったということです。

○5番（清平二君）

何か私たち議会が否決したからという、私たちに投げかけたような気がしますけども。そうじゃないですか、私たち議会が否決したからこれを一般財源としたと。そうじゃないですか。

○総務課長（久保等君）

ただいまの質問にお答えします。否決されたということじゃなく、このコロナ対応臨時交付金の優先順位、他の支援事業とか子育て支援とかいろいろ出てきた中で、優先順位でいけば、そのほうがコロナ対策の交付金にはふさわしいということで、それで、その交付金の額が超えましたので、これについては、図書館のパワーアップ事業については単独で行うということに決定してこのような形になっております。

○5番（清平二君）

議会に出すときにちゃんと優先順位を決めて出すのが普通じゃないですか。議会に出してからこれは優先順位に当てはまらないから一般財源に変えたと。また、話が私たち議会になげかけているんですけども。

私は、このときに、745万のこういうのをするんだったら、あと一般財源を700万ぐらい加えて大きなバス、移動バスを購入しなさいという提案をしましたがけれども、そういう提案をしてそれだけの価値のある車を買ったほうがいいということで、そういう提案をしましたが。

なぜこの私たち議会の中に取り上げるというのか、優先順位も決めていないものを議会に投げてきて、後でこうやったという。何か議会説明をしっかりとやっていないんじゃないですか。議会が否決したからやったとか、これはとんでもない問題ですよ。

○総務課長（久保 等君）

議会で否決したからとかという話ではなく、先ほども申し上げたように、最後、3月までこの事業を進める中で、この対応交付金、臨時交付金に最もふさわしいもので事業費が満額になった。です。これをそれ以上になったものについては単費で扱わないとならないわけですので、この事業を単費で計上したということでもあります。

○5番（清 平二君）

意味がちょっと分からないんですけども、再度、未来創生課長にお伺いします。

先ほど言った、否決されたからそれに代えたということですか、それは事実ですか。

○議長（福留達也君）

総務課長が言ったところだと思えますけども、執行部としても正確な答弁を心がけていただきたいと思えます。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問なんですけども、先ほどからお答えしているとおり、この臨時交付金というのが10月に新しく追加で来まして、そういうの等がありまして、どうしても最初から決まっている額じゃないものですから、途中途中で追加、また、3月に追加とそういう形に。緊急になったものですから、どうしても追加した分に対してまた事業はないですかと各課に募ったりしながら進めてましたので、どうしても優先順位が変わったということでもこういう形になりました。

先ほどの私の、議会で否決というのは訂正させていただきます。

○5番（清 平二君）

やはり正直に話してほしいと思うんですよね。議会の中で答弁するんだったら責任をもって答弁していただきたいと思えます。

では、この643万5,000円、一般財源を使ってありますけども、優先順位をつけたと言いますけれども、どこにこの643万5,000円が行ったのか、お尋ねします。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時20分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（清 平二君）

積み上げでこうなったということなんですけども、やはりこういうのがあったら、いつ、これに変更になりましたかという、その経過措置。途中で臨時議会もあったわけですので、そういう中でも、一言でもこういうことがありましたので変更しましたということやったらいいんですけども、今、

6月になってからこういう具合になったという、何か私たちから見たら不自然なような気がします。

だから、先ほど取下げをいたしましたけれども、私たちが否決をしたからそれで通らなかったという、これが町じゅうのうわさになったりするわけですよ。今、議会でみんな見ているから、恐らくこれをインターネットで見ていると思いますよ。見えて、これでまたうわさになるわけですので。

何であなた方議員はそのようなことをさせているのかとかと言われるわけですよ。

だから、その辺のところは慎重にして出させていただきたい。順番がちょっと違ったからということ。私たちはもうこの議会に出てきたのは順番が合っているものと思って審議しているわけですので、ぜひその辺のところは、今後、十分注意していただきたいと思います。二度とこのようなことがないように。議会のせいにはないようにお願いして私の質問を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑はございませんか。

○6番（岡林剛也君）

令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑をいたします。

2款総務費、テレワーク環境サテライトオフィス整備事業、これは、第1回定例会において補正予算で出てきたのをたしか附帯決議をつけて条件を出して議決した予算だと思いますが、今の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その後、3月の議会の後、喜念から糸木名までどこがいいかということでちょっと調査をしまして、喜念幼稚園とかいろいろ考えたんですけども、一番適しているのは保健センターではないかということでそちらのほうで進めようということで今考えているところです。

ただ、築が42年たっているものですから、そういうところも考えながら考慮に入れてしっかりと進めていきたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

最初は旧農高4階を予定したんですが、耐久年数、耐震性もないということで我々は他でやってくださいという条件をつけたんですけども、それを旧保健センターに持って行って、そこで整備するというのでよろしいでしょうか。そしてまたそれはいつ頃完成の予定をしているのか、お伺いします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいま議員のおっしゃったとおり、旧保健センター跡地のほうが一番適しているということで我々も進めていまして、今、一応、どこに何を整備するかということで、今、担当と相談しながらまた進めているところであります。

一応、年内12月完成を予定しております。

○6番（岡林剛也君）

その下の集落活性化推進事業4,410万円、繰越しが3,939万2,000円になっていますけれども、これは支出済みが設計費ということですか。ということは、あと3,939万2,000円ありますけれども、これは、今から建築に、改装にかかると思うんですが、材木の値段が今相当上がっているみたいなんです。その予算、この中でちゃんとこういうご時世の中でできるのかどうか、その辺を考えているのか、お伺いします。

○未来創生課長（名古屋二君）

ただいまの質問にお答えします。実際、先週、材木屋さんのほうから見積もりを取った段階でありまして、担当のほうは見ている、私は金額を見ていないんですけども、一応、そういう状況でできるという方向で考えております。

○総務課長（久保 等君）

今、材木は値段が前より高くなっているということで、その分、設計のほう、これは単価の違いでありますので、その辺を精査させて、事業はできるものというふうに判断しております。

○6番（岡林剛也君）

これも設計の遅れがこういう事態を招いているんですけども、この先、今、材木代、私の聞いたところによるとなんか倍ぐらいするんじゃないかという話も聞きました。

それで、これ以上、なるべくこの予算内で済ませてほしいんですけども、その辺は可能と考えていると、今、答弁がありましたので、そのようにしてきちっと推進してほしいと思います。

以上です。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号、令和2年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてはこれで終結いたします。

△ 日程第9 議案第26号 伊仙町辺地総合整備計画の策定

○議長（福留達也君）

日程第9 議案第26号、伊仙町辺地総合整備計画の策定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第26号は、伊仙町辺地総合整備計画の策定につきまして、地方自治法第96条第1項第15号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

す。

○議長（福留達也君）

議案第26号について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（名古健二君）

議案第26号、伊仙町辺地総合整備計画の策定について、補足説明をいたします。

次ページ、様式2—1、総合整備計画書から、様式5—1、5—2、令和3年度から令和7年度の辺地総合整備計画表について、ご審議賜りますようちよろしくお願いたします。

○議長（福留達也君）

議案第26号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第26号、伊仙町辺地総合整備計画の策定について質疑をいたします。

まず、1ページです。全体計画が15億7,356万、15億以上の5年計画なんですけれども、これはほとんどが道路とか橋とか水道関係ですけれども、私はいつも思うんですけど、こういう事業も生活環境を整える上では大変重要な事業だと考えております。

しかしながら、この計画を見てもみると、農業政策につながるような事業が一つもない。私はいつも申し上げているように、伊仙町、あるいは徳之島、特に伊仙町は畑が広く、農業政策が一番大事だと。そして、町民、所得を上げられるような政策が必要ではないかということをお願いしているところでもありますけれども、この計画を見た以上は、ほとんどがこれは起債ですよね。起債をして、住民に与える借金は増えても生活向上には全然つながっていない。町民の福祉向上、生活向上につながる事業がないと言わざるを得ないと思うわけなんですけれども、なぜ農業政策をこういう5年間の計画に入れられないのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。

農業施策につきましては、過疎計画のほうに、算定、算入いたしておきまして、過疎債のほうを活用させていただいております。

○14番（美島盛秀君）

過疎債のほうも当初予算でいろいろ見えていますけれども、過疎債のほうも私はこの農業施策、ほとんど最近には載っていないと思います。といいますのは、先ほどもポテトハーベスター事業のことを言いましたけれども、それは奄美全体で5台、伊仙町が2台取れたということなんですけれども、私は町単でハーベスター事業の補助金等もあったわけなんですけれども、こういう事業は町単でも、あるいは一般財源を使ってやるべきだと。これが最も大事な政策ではないかと私は考えるところなんです。

こういうことに関しては、またいろいろ一般質問等でも通告してあります。中でもまたやっていきたいと思っております。

やはり、地元の基幹産業、これは農業です。

私は農業の政策をもって所得向上につながるような政策、あるいは町民所得を上げるということ等がない以上、私は伊仙町のこれから、あるいは人口増、あるいは安定した政治、伊仙町の発展はないと考えますので、ぜひ今後、過疎債の問題ではないですけれども、この辺地債の計画の中にも入れられるような政策で今後検討していただくことをお願いしたいと思います。終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑はございませんか。

○5番（清 平二君）

議案第26号、伊仙町辺地総合整備計画について、質問いたします。

私たち議会の中でも陳情書を幾つか出してあるんですけれども、その陳情書の出してある陳情書が全然この計画の中に載っていないと思うんです。どうでしょうか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時46分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

今回のこの辺地対策事業債の中身ですが、一応、これは集落と集落、重要な道路についての対象としております。補助率が8割、あとは陳情のあった分、木之香一糸木名線、阿三—中山線がありますが、これについては過疎債で対応していこうと思っております。

○5番（清 平二君）

今、過疎債ということだったんですけれども、計画でいうと大体何年頃になるものでしょうか。

○建設課長（福島隆也君）

先週、過疎債の5年計画を出してくれという通知が来ていますので、その中に組み込んでいこうと思っております。

○5番（清 平二君）

やはり議会の中から陳情を出していますので、やはりそのところは集落の方を代表して出していると思いますので、優先順位を、陳情があった分は早めに計画を立てて実施するようにお願いして終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○6番（岡林剛也君）

辺地総合整備計画について質疑をいたします。この集落と集落の間の重要な道の改修工事の予定だそうですが、これに市有地の拡張とかになる場合にそのときの私有地の購入費用とかはこれには入っているのか、いないのか、お伺いします。

○建設課長（福島隆也君）

その土地の買収についてもこれは辺地債で使えると思っております。

○6番（岡林剛也君）

この金額の中には今のところは入っていないということですか。

○建設課長（福島隆也君）

国費も入っておりますので、その国費の中で案分を。国費が7割補助、その半分、3分の1が辺地債で使っていますので、その用地購入費もその中で案分して入っております。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第26号について討論を行います。これで討論を終わります。

これから、議案第26号、伊仙町辺地総合整備計画の策定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第26号、伊仙町辺地総合整備計画の策定は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- △ 日程第10 議案第27号 伊仙町空家対策推進に関する条例の制定
- △ 日程第11 議案第28号 伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- △ 日程第12 議案第29号 伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第13 議案第30号 伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第14 議案第31号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例
- △ 日程第15 議案第32号 伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（福留達也君）

日程第10 議案第27号、伊仙町空家対策推進に関する条例の制定、日程第11 議案第28号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第29号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第30号、伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第31号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第32号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上の6件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を6件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第27号は、伊仙町空家対策推進に関する条例の制定、議案第28号は、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第29号は、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第30号は、伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例、議案第31号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、議案第32号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案してあります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第27号について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（名古屋健二君）

議長、訂正があります。

○議長（福留達也君）

はい。どうぞ。

○未来創生課長（名古屋健二君）

先ほどサテライトオフィスの整備につきまして、旧保健センターで整備を実施すると発言いたしましたが、訂正をいたします。

まだ、現時点では調査を実施した中で確定していない状況でありますので、候補の一つではありますが、築年数や立地などを考慮し、整備に関しては進めていくということでもありますので、訂正をいたします。

議案第27号、伊仙町空家対策推進に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

この条例は適切な管理が行われていない空き家等が、防災、防犯、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に必要な事項を定めるとともに、空き家等の適切な管理、適切に管理されていない空き家等に対する措置、活用の促進等のために必要な事項を定めることにより町民の生命、身体及び財産を保護し、生活環境を保全するとともに健全で快適なまちづくりの総合的な推進を図ることを目的とします。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（福留達也君）

議案第27号について、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第27号、伊仙町空家対策推進に関する条例の制定について質疑をいたします。

今、説明がありました。また、午前中の全員協議会の中でも説明をさせていただいたところでありますけれども、非常に国の法改正、あるいは、それに伴って伊仙町の条例改正ということではばらしい事業だと、これから奄美、あるいは徳之島の世界自然遺産に向かって大事な事業ではないかと思っております。

この平成26年度の法改正によって空家対策推進事業、国の100%補助事業がありました。そのときに私も空家対策推進委員会の委員として前議員と2人、委員の中に入ってあちこち調査をしたり、視察をした経緯もあります。

そういう中で非常に今後大事な事業だなということ等で、一般質問の中でもこれはずっと継続した、できる事業なのかということを持たしたこともありますけれども、その事業と、今回はまた内容も違っているようで、なかなか持続的な空家対策事業はかなっていないような状況です。

そういうところで、他町村では、既に町単独、あるいはそれぞれの町で空家対策事業を手掛けて、200万とか100万とか、改築に当たる費用を市町村単位でやっているということ等が新聞等でも報道されております。

この条例を決める前にやはりそういう町単独で先々を見たそういうようなことを考えれば、伊仙町にどれぐらいの空き家があったのか、あるのか、また、解体をして除去しなければならない空き家等、危険な建物等はどれぐらいあるのか。そういうことを調査をして、準備をして、こうですか何軒ぐらいあるよという事前のそういう努力も私は必要だと考えるところであります。

そういう条例が、法律が変わったからやるとかではなく、やはり町長のいろんな施政方針等では未来創生何とかといろいろ言っていますけれども、そういうものに直接つながるようなことは、事前に計画をして、そういう準備をしてやればできるわけなんです、こういう法律ができた時点で。だから、こういうのを早急にやるためにもっともっと執行部も努力しなければいけない。

今、どれぐらいの空き家が。以前、調査をした結果等、資料があるはずですので、どれぐらいの空き家、あるいはどれぐらいの解体をしなければならないのがあるか、考えられるのか、お尋ねをいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。申し訳ないんですけど、今、調査した資料はないんですけども、来年度、4年度から空家対策総合支援事業というのが始まりますので、それに向けて今年度中に調査をしまして報告したいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

全員協議会の説明の中でも申し上げましたけれども、やはり前の資料が基礎的なそういう調査をしてあるんですよ。そういうのを基にすればすぐ分かると思います。恐らく平成26年度ですから、平成27年度に伊仙町も空家対策委員会を設置して調査をしたり、区長さんをお願いして調査をした資料等があるはずですよ。

そういうことをちゃんとやれば早急に事業計画が進む、そして、今年で計画を立てて来年度から実施できる。その補助対象額、そういうことに対する事業内容について説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

この事業なんですけれども、平成26年度の事業は国が100%という大変いい事業だったと思うんですけども、空き家を活用する場合、地方公共団体、町が事業主体となった場合は国費が2分の1、町が2分の1となっております。

また、民間がこの事業を活用する場合は国費が3分の1、町が3分の1、民間が3分の1となっております。

あと、空き家を除去する場合、この場合は町が事業主体の場合は、国費が5分の2、町が5分の2、それで、民間がいる場合は民間が5分の1なんですけれども、民間がいない場合は町に上乗せしまして町が5分の3となっております。

○14番（美島盛秀君）

すばらしい補助率の事業でありますし、また、この件に関しても町の補助率も相当ありますので、町もこの計画を、来年の計画に沿って実施できるように予算措置等を考えて、今後、事業を進めていただきたいと思いますし、今、言われたことをあともって資料で提出願えれば結構かと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第27号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号、伊仙町空家対策推進に関する条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第27号、伊仙町空家対策推進に関する条例の制定は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第28号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

議案第28号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

伊仙町子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。第4条第5項中、市町村民税非課税世帯、いわゆる乳幼児については、1人1月の医療費につき一部負担金の支払い額の毎月分から3,000円を控除した額とし、「市町村民税課税世帯の子どもについて」を「子ども1人1月の医療費にかかる」に改めるとなっています。

これは、関連する条例で伊仙町義務教育就学児医療費助成に関する条例及び伊仙町乳幼児医療費助成条例に関する施行規則との整合性を合わせるための一部改正でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第28号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第28号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第28号、伊仙町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第29号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第29号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をい

たします。

改正の理由について、県広域連合の条例との整合性を図るため、第2条第1号中、「第3条」を「第2条」に、同条第2号中、「第3条」を「第2条の2」、同条第3号中、「第21条」を「第17条」に、同条第4号及び5号中、「第22条第2項」を「第18条第2項」に、同条第6号及び7号中、「第23条第2項」を「第19条第2項」に、同条第8号中、「第24条」を「第20条」に、それぞれ改め、鹿児島県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき一部改正するものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第29号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第29号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第29号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第30号、伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第30号、伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

改正理由といたしまして、昨年度より承認いただいております新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方を補償する伊仙町国民健康保険に関する条例の一部、改正した条例の一部、期間を「規則で定める日」とするものです。厚生労働省からの通知に基づき、随時、期間を延長していくもので、現在のところ、本条例の期間は「令和3年3月31日」となっておりますが、最新の通知により、「令和3年9月30日まで」と期間を延長していることから規則において定めるものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第30号について、質疑を行います。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第30号、伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第31号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第31号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

改正理由といたしまして、第2条第2項中、保険料率の算定誤りがあったため、「2万2,000円」から「2万1,600円」に改めるものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第31号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第31号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第32号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第32号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

改正理由といたしまして、介護保険法における指定介護予防支援の提供に関する記録等の保存期間が介護保険法第200条第1項に基づき保存期間が原則2年とし、2年を経過したときは時効によって消滅するとされていることから、介護給付費過払いの返還請求の際に報酬請求の時効を踏まえ、文書に応じて、地方自治法第236条第1項の規定に基づき、「最長5年保存」と本条例において明記するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第32号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第32号、伊仙町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- △ 日程第16 議案第33号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定
- △ 日程第17 議案第34号 伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を廃止する条例
- △ 日程第18 議案第35号 伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を廃止する条例

○議長（福留達也君）

日程第16 議案第33号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定、日程第17 議案第34号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を廃止する条例、日程第18 議案第35号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を廃止する条例の3件を一括して議題とします。
提出者より提案理由の説明を3件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第33号は、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定、議案第34号は、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を廃止する条例、議案第35号は、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を廃止する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第33号から議案第35号について、補足説明があれば3件を一括してこれを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第33号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定、議案第34号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を廃止する条例、議案第35号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を廃止する条例について、一括して説明をいたします。

制定及び廃止の理由といたしまして、議案第34号及び議案第35号について、過去改正時に条例改正がされておらず、国の省令が示す基準との整合性に疑義が生じたため、令和3年厚生労働省令第9号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布

されたことを受け、2 条例を廃止し、新たに議案第33号において、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を国の示す基準に沿って新たに制定するものであります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第33号から議案第35号について、3 件一括して質疑を行います。

○1 4 番（美島盛秀君）

議案第33号から35号の内容の説明の中で、それぞれ事業の人員という文言が出てきますけれども、この事業の人員、それぞれのどういう人員なのか、その内容に伴ってのその事業の人員という文言の説明をお願いいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

それぞれの事業所において定められた人員というものがあります。この人員というのは、例えば、看護師が何名以上、そして介護従事者が何名以上と人員が定められており、その事業所ごとにおいて人員を定めるものであります。

○1 4 番（美島盛秀君）

その事業所ごとによって定める人員の数ということですが、今、伊仙町にはそういう介護施設等々、何軒かあります。そういう人員の人数、あるいは施設の数、今後、どういう見通しが立っているのか、お尋ねいたします。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

入所の人員に関してということではなく、施設のスタッフの人員ということで、制定しております。

今後、介護施設等の増減につきましては、今年度伊仙町介護福祉計画を策定しております。計画の中においては、伊仙町は、今現在、高齢者率は減少傾向にあります。国においては増加傾向にあるのですが、それに基づいて事業所等の今後の増減を考慮しながら今後の運営を進めていきたいと考えております。

○1 4 番（美島盛秀君）

今の説明は理解しがたい内容なんですけれども、その事業所における人数等によって今後の計画が立てられると、あるいは、高齢者の数、その介護を受ける数、施設等に合わせて計画を立てていくということですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

人員というのは、施設の入所している方というところで、施設の入所される人数についてもこの施設によってそれぞれ定められています。入所ではなく、地域密着型の主なものについては、入所ではなく、居宅での生活を支えるものが主となっております。スタッフの人員についてもそれぞれ

3年に1回この地域密着型サービス事業所の監査をするのが、今、市町村に権限があるので、3年に1回その監査をしている中で、今、地域密着型サービスの事業所は町内に4事業所あるんですけども、4事業所とも全てクリアをしているような状況です。

また、今後、介護施設の増加というところはちょっと今考えにくいことではあるんですけども、ただ、今後の動向によっては増加することもあるのかなとは考えております。

○14番（美島盛秀君）

大事な今後の介護事業でありますので、そういういろんなことについてこれから我々も勉強しなければならぬ大事なことでありますので、今後、また、指導等、勉強させてもらえるようお願いして、終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから、議案第33号から議案第35号について3件一括して討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定から議案第35号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を廃止する条例の3件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第33号、伊仙町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定から、議案第35号、伊仙町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第19 議案第36号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

△ 日程第20 議案第37号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第21 議案第38号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福留達也君） 日程第19 議案第36号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）、日程第20 議案第37号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第21 議案第38号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を3件一括して求めます。

○町長（大久保明君）

議案第36号は、令和3年度伊仙町一般会計、議案第37号は、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第38号は、令和3年度伊仙町介護保険特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案してあります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

ここで、議案第36号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）から、議案第38号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件の審議を中止します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月9日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 2時26分

令和3年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和3年6月9日

令和3年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和3年6月9日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（前 徹志議員、美島盛秀議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

令和3年 第2回伊仙町議会定例会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	前 徹志 (議席番号11)	1. 次期町長選挙について	任期満了に伴う町長選挙が、本年10月17日に執行予定となっているが、次期町長選挙への大久保町長の意向を問う。	町 長
		2. 農業用水について	令和2年第2回定例会においても一般質問を行ったが、伊仙中部地区のスプリンクラー改修事業の進捗状況について問う。また、畑総地内における町有地の調査状況について併せて問う。	町 長
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町政20年の是非について	①平成14年1月12日未明に、町長の自宅、役場庁舎2か所の合計3か所で散弾銃による発砲事件が起きた。この事件は、町長選挙絡みであったと考えているが、当時どのように認識しているか問う。	町 長
			②平成15年から17年度に伊仙町堆肥生産組合で発生した、使途不明金1,300万円の処理はどのようになっているのか問う。	町 長
			③地方創生推進交付金多世代交流機能拡張事業での備品購入(約500万円)未納問題は、刑法第156条(有印・虚偽公文書作成同行使等)で、大久保町長、当時の社会教育課職員が町民から告訴されている事実について、どう認識しているか問う。	町 長
			④平成29年度離島漁業再生支援交付金事業における不適切な予算執行問題について問う。	町 長
			⑤公共工事の入札において、談合等はなかったか問う。	町 長
			⑥きゅらまち観光課事務所内で発生した現金盗難事件に関し、被害額を職員が弁償した経緯について問う。	町 長
			⑦伊仙町糖業振興会における約1,400万円の使途不明金について、詳細な説明とその後の進捗状況を問う。	町 長
			⑧大久保町長は、本年10月17日執行予定の町長選挙に出馬表明をしているが、町長の行動(活動)は、公職選挙法に反する違法行為ではないか問う。	町 長

2	美島 盛秀 (議席番号14)		⑨議会傍聴の心得を無視する傍聴者がいるが、一般質問等に対する妨害や威圧を与える様なことを町長が示唆していることはないか問う。	町 長
3	上木千恵造 (議席番号8)	1. 環境行政について		
		①徳之島広域愛ランドゴミ焼却施設建替えの進捗状況について	令和3年第1回定例会においても質問したが、建設予定地として天城町、伊仙町が名乗りを上げており、今後、環境調査等を実施し建設地を決定することであった。また、新設には多額の費用がかかり島民の負担が大きくなることから、別案として基幹改良事業を導入し、現在稼働している2基の焼却炉の内1基を入替え、現施設の延命化を図ることも検討しており、3町長で合意に向けて協議しているとの答弁であった。 このことについて、その後3町長または広域議会で検討がされたのか。現時点での進捗状況を問う。	町 長
		②ゴミの減量化について	焼却施設の新設あるいは基幹改良事業を導入するにせよ、ゴミの減量化は避けては通れないと考えられるが、今後のゴミの減量化対策について町ではどのような方策を考えているのか問う。	町 長
		2. 新型コロナウイルス感染症対策について		
		①令和2年度の生活支援給付金事業について	国から一律支給の10万円を除いて、町の裁量で使い道が決められる町単独で実施した事業は何件か。また、給付金額はいくらあったのか問う。	町 長
		②町で実施した支援対策事業の決定に至るまでのプロセスについて	町単独で実施した支援事業の支給要件、支給対象者、支給金額等はどうような経過を経て決定されているのか。また、このことについて、町民への周知徹底はなされているのか問う。	町 長
4	清 平二 (議席番号5)	1. 長寿子宝社の運用について	地域コミュニティバス事業、放課後児童クラブ、その他多くの事業が令和3年度予算に委託料として計上されているが、それぞれの予算額と現時点での実績及び効果について問う。	町 長
		2. 令和3年度施政方針について	「現存する集落・小学校・中学校を統廃合することなく、これらを核とした拠点の活性化を明確にします」とあるが、年齢別人口集計の推計等を考慮した計画があるのか問う。	町 教 育 長

4	清 平二 (議席番号5)	3. 不法投棄防止策について	農業用廃プラスチック類の不法投棄についての対策等を町として、どのように考えているのか問う。	町	長
		4. がんばる集落支援事業について	当該事業について、令和元年度及び令和2年度実績と令和3年度の計画について問う。	町	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（福留達也君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、前 徹志君の一般質問を許します。

○11番（前 徹志君）

皆さん、おはようございます。11番、前 徹志でございます。ただいま議長から一般質問の許可が下りましたので、通告順に従って質問をしていきたいと思っております。

まず、初めに、全国の新型コロナウイルス感染症により、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、現在も闘病生活を送っている方々に、心からお見舞いを申し上げます。また、医療従事者をはじめ、社会を支えるために頑張っている方々に、敬意と感謝を申し上げます。また、一日も早い終息と普通の日常が戻るのを願う次第でございます。

それでは、通告順に従って質問に入りたいと思っております。

まず、次期町長選挙についてであります。

任期満了に伴う町長選挙が、今年の10月17日に執行予定となっているが、次期町長選挙への大久保町長の意向を伺うものであります。

2番目に、農業用水について。

令和2年第2回定例会においても一般質問を行いました。伊仙中部地区のスプリンクラーの改修事業の進捗状況について伺います。また、畑総地帯における町有地の調査状況についてを併せて伺うものであります。

これで1回目の質問を終わり、2回目以降は自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○町長（大久保明君）

前議員の質問にお答えいたします。

改めて、コロナ感染症が世界に猛威を振るっていることに関しまして、亡くなられた方々、そして闘病中の方々、そして医療関係者だけでなく、全世界の献身的な方々に改めて感謝申し上げたいと思っております。

前回、3月議会でもう出馬表明がありましたけれども、改めて今日、前議員の出馬意向についての説明をいたしたいと思っております。

間もなく、伊仙町長に就任して20年がたちます。当初、この伊仙町を変えるという大胆なキャッチフレーズで、接戦で当選いたしました。2期目には、伊仙町は政争から政策の町に変えていくという大胆な志で、町政を行ってまいりました。

政治には、いろいろ光もあるし、影も出てまいります。そういった中で、20年間を振り返りまして、少し説明をしていきたいと思えます。

この、終始私が目指していた政治は、いかに人口減少を食い止めるかということでありました。人口減少を食い止めない限り、これは、この町は縮小してだんだん人が減っていくと。

調べてみたところ、明治後半に、伊仙町は最も人口が多い時期がありました。これは、1万9,000人近くの人口が伊仙町にいたわけでありまして。それが今や、7,000人を切り、3年前の社会保障人口問題研究所の予想によりますと、伊仙町はもう5,000人を切る状況になっておりましたけれども、大変な危機感を、これは全町民が持ったと思えます。

その中で、現在、伊仙町の国勢調査による人口が6,142人。住民基本台帳では6,600人ほどの人口を維持しているということは、これはこの危機感を持ちながら、あらゆる政策を推進した結果であります。

具体的に、徳之島3町におけるこの10年間の人口、これは国勢調査でありますけれども、伊仙町が、10年前が6,844人、5年前が6,362人、去年の国勢調査が6,142人であります。

他の町のことは、具体的に数字は申し上げませんが、他の町に比べてこの10年間の人口減少は、伊仙町がマイナス702人、徳之島町が1,929人のマイナス、天城町が1,224人のマイナスであります。

このことを考えてみたら、伊仙町はこの社会保障人口問題研究所よりはるかに少ないペースで人口が減少していると。あのときのデータによりますと、あと5年後には、伊仙町は天城町に人口が抜かれるというふうなシミュレーションがありました。

そのデータをいろいろ分析した結果、港がある、空港があるという地域は人口があまり減らないという、そういう基本的な監査案の中で出てありましたけれども。そういうことも、私たちが取り組んできた政策は、いろいろ理にかなっていたのではないかと考えております。

伊仙町から農業高校がなくなり、鹿児島銀行がなくなったときに、これは逆に大きなチャンスではないかと。農業高校の跡地をいかに活用するかと、そして新たな金融機関の誘致を行いました。

そして、あるときに、学校訪問で教員に町内居住を勧めたところ、かなりある学校ではほとんど全員が町外に居住しておりました。なぜ、校区内に住んでいただけないかということ全校区で説明いたしました。そうしたところ、大規模店舗がない、ファミリーマート、そのようなものがない、それから医療機関がないなど、住宅が劣悪であるというふうな話がありまして、それでは、そのようなものが伊仙町にあったら町内に居住するという話もありました。

また、先生方によっては、この校区内に居住するということが、特定の保護者といろいろな親密な関係になると、教育上よくないというふうな表現をした先生もいました。そういう話がありました。

そこで、Aコープ、最初はタイヨーの誘致をかなりやったんですけど、これも非常に厳しい状況で、結局はAコープということで落ち着きました。ファミリーマートの誘致などを行いました。

そして、この伊仙町が人口減に対する起死回生の政策を取れた一つが、ほーらい館と百菜の実現であります。

ほーらい館ができて、交流人口が増えてまいりました。百葉においては、全島から多くの徳之島に赴任した方々が集まる場所にもなり、ほーらい館においては、全島の方々が来ることができたし、百葉は多くの方々の憩いの場として大きく伸びております。

このような政策をいろいろやった中で、この人口減少を食い止めていると考えております。

あまり長く話したら時間が足りませんので。結局、いかにこれからも人口減少を食い止めていくということが最大の課題になります。

その中で、私は一つの自治体として、特に県・国と交渉した中で屈辱的だったのは、例えば法務局が、人員が少なくなってきたため、徳之島の人口が減ったために一つにするということで、伊仙町、天城町にあった法務局を徳之島町亀津に統合いたしました。そして最近、また法務局が、7、8年前、もっと前ですか、来たときに、これから奄美大島で一つの法務局にすると。そしたら、徳之島には出張所を置くという説明がありました。その出張所はどこに置くんですかと言ったら、それは亀津の今の法務局の跡ですと言ったわけです。それは誰が決めたんですかと言ったら、いや、それはそうっておりますと。

しかし、自治体というのは対等の立場にあるわけです。前回、天城町と伊仙町が反対したけれども、強引に徳之島町に一つにしたと。そうであれば、今回は天城町か伊仙町に出張所を置くのが当たり前ではないですかという説明をしたら、笑いまして、そんなことは無理ですと言ったんですけれども。

私は真剣でしたよ。地方自治体というのは対等な立場であるんです。国・県の施設は対等に造らなければいけないと。

これをずっと言っていたのは、県の県営住宅が、これはよく見たら和泊町、そして徳之島町、奄美市、瀬戸内町、龍郷町にしかないわけです。龍郷町は、いろんな火力発電所を造ったということでの理由だそうですね。与論町にもないんです。この各島に、港のあるところに県営住宅を造るというのは、県の職員がそこにいっぱいいるからだという理由でした。

そしたら、今は交通の便も緩やかになって、いつでもどこでも行ける状況ですから、県営住宅を全ての自治体で造ってほしいということを何回も何回も話しましたがけれども、相手にされないわけです。こんなばかな話が世の中にあるかというぐらい私は激怒してきましたけれども、なかなかできなかつたと。

そしたら、法務局は伊仙町でなくまた亀津と言うから。本当に、県の責任者に言ったら、私は答えられませんと言うから、そしたら、私は法務大臣に言って説明しますけれども、いや、本気でそう言いました。そしたら、いや、ちょっと待ってくれということで、伊仙に、今はほーらい館の中にあるんですねけれども。雇用は1人ですけれども、それでも、このようなことは非常に重要であると。

なくさみ館については、これはもう県が大反対しまして、それで、町の職員を恫喝するわけです。しかし、伝統文化であると。伝統文化ということを徹底して説明していけば、説得できたわけであ

りますので。ですから、そういう気持ちで、これから伊仙町は。

以前、伊仙町の50周年記念式典のときに、この南海日日新聞が独立不羈の町ということをおっしゃいました。この町はカムイヤキ文化があり、そして、どこに行っても独立精神の強い町であるというような話をしたわけでありますので、そういうことを伊仙町民は、これから一丸となって發揮していけば、人口減少は食い止めることができる。

逆に今回、資料請求の中で、各小中学校の児童生徒のデータが出ておりました。これは私も見て驚いたんですけども、毎年のように児童生徒が増えてきている。10年間で129名子どもが増えております。途中、喜念小学校が、子どもが減ったんですけども、これも、これから住宅政策を進めていけば増えてくると考えておりますので、そういったことをやっていきたいと考えております。

それは、今までやってきたことを次の4年間でさらに推進して、私のこの伊仙町長としての残った力を全力で出し切って進めていくことを、出馬の最大の理由としていきますので、また伊仙町議会の方々とともに、厳しい叱咤激励を受けながら。

美島議員の質問の中に、20年間の是非についてという言葉があります。先ほど申し上げたように、この批判されるべき点もあるし、また、よくやったというように認められることもあるのが政治であります。しかし、総合的に、光をどんどん広げていくのが政治の責任であると思っておりますので、前議員の質問に関しまして、出馬表明のポイントを少し話させていただきました。

質問したことに改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

○11番（前 徹志君）

ありがとうございます。確かに20年前としては、伊仙町は大分変わりました。

町民の皆さんもお分りのとおり、糸木名の貸工場、ほーらい館、なくさみ館、各小学校小規模校への住宅の政策、子どもが増えて、私たち、鹿浦小学校も県道沿いに子どもの声がして、毎朝いい気持ちで頑張っているところでもあります。

そういったことをするに当たって、そういう施策を実現して、子どもが増え、いろいろな町民の声には、20年は長いとかという批判もありますが、そのことを町民に対してどのように説明し、理解を得、信任を得るのか、町長に考えがありましたら伺いたします。

○町長（大久保明君）

4年前に、ある女性から「まだ、やりたいのか。」と言われたとき、愕然として。私は町長をやりたいからやりたいと思っていないわけであります。伊仙町をもっともっとよくするために頑張るというふうにいきたいと説明をいたしました。

少しデータといいますか、郡内において、7期した町長さんが市長を含めて7名の方がいらっしゃいますけれども、たまたまこの3名の市長、町長、市長は、その島の中心地であります奄美市、徳之島町、和泊町という形で。それは、本当にたまたま1958年から28年間、和泊町長と奄美市長は首長を務めております。

それから徳之島町長も、これは合併も含めての7期でありますけれども、したことを見ると、長

期政権が安定していくということは、もちろんそのリーダーのリーダーシップ、いろんな説得力、人格、あらゆるものが、行動力、実行力、決断力も含めてあるわけでありますけれども。

私は、年齢的にはまだそんなに老け込む年でもないし、ある病院グループからは常に戻ってきてほしいとか、グループの中核で頑張っていたきたいというふうな要望もありましたけれども、この伊仙町長選挙は皆さんの選挙をして、信任を得て、やられているわけでありますから。

今後、この町を、医療と福祉を中心とした、農福、農業を中心とした、農福連携ということ、今の厚労省も農水省もかなり力を入れております。これは、いろんな障害のある方々にも、高齢者にも、農業生産に関わっていくような仕組みをつくっていくことが、地方にとって、地域にとっては人口維持にもなるし、健康増進にもつながっていくという考え方で、初めてこの省庁を超えた形での政策が推進されております。

伊仙町としても、そのような政策を先進的に取り組んでいくということ、私も七、八年前から、英語でいう、何かC C R Cというのは、多くの高齢者を地方に移住させて、そこで新しいまちをつくり出していくという、これはアメリカの方ですけれども、そこは主に富裕層が中心でありますけれども、島ではそういうふうなことではなくて、各集落単位に出身者が都会のいろんな障害のある方々を、またいろいろ移動ができない方々も、島に来て温かいところで過ごしていくというふうに考えておりますので、それと同時に、出身者の方々が今、帰ってきたりと。

コロナ禍で人の流れは間違いなく大きく変わります。いろんなある学者、専門家は、この前も説明しましたけれども、これから15年以内に、日本は地方に中央から人が相当な量で出て行かない限り、日本はコロナ禍の中で存続は厳しいんじゃないかというふうなことすら言っている方々がいるわけでありますので、そのことをまた我々はしっかりと認識して、コロナ禍は、表現は悪いですけど、大きな、地方にとってはチャンスであるというふうに考えることができるんじゃないかと思えます。

そういった意味で、今、伊仙町が、いろいろ企業が来やすくなった最大の理由は、光ファイバー網を全戸に設置したということでありますし、もちろん法務局もそのとおりであります。

今後、今はサテライトオフィス、東京の大きな企業ですら事務所を地方に持って、ワーケーションという言葉、バケーション、休みと仕事を同時にやるというふうな企業などが出てきております。

そういった中で、そういう方々を受け入れるために、伝泊とか、阿権にできる前里屋敷のもてなしの場であるとか、そういうことを強力的に推進していくと。

また、町内にはいろんな大学企業やら有名企業の方々、また、地域おこし協力隊なども参加するし、公費においてはAGFが第3の圃場を造るというふうな今、話をしていますので、そういったことをやっていくとか。

ここにメモ、これ、全部読んだら切りがありませんので、一応そういうような形でまず事業を推進していきたいと考えております。

○11番（前 徹志君）

町長の考えは大体分かりました。

日本全国には9期目の町長もいらっしゃいます。子供は新しいものを欲しがりますが、政治、町政というのは、新しいものを欲しがってはいけないと私は考えておりますが、やはり5期目、6期目でできること、また、しなければいけないことを、町長がまた自ら町民の幸せを考えてやれば、また20年は長いとかそういう文言はなくなると思いますので、頑張っていたきたいと思います。

私たちの議会でも6期目の大先輩がありますが、美島先輩の発言とか質疑には、感銘を受けたり、勉強しているところであります。

やはり、私は、今は3期目ですけど、4期、5期となればああいうふうになれるのかなと毎日思っているところでありますが、そういう点もありますので、まず、6期目は新庁舎の建設もあります。また、世界自然遺産登録の可能性ですか、これは決定しているものだと思いますが。そういう点で、そういう中での観光客を見据えた事業というんですか、格安航空の誘致、3町長で協議して、これを進めなければ、徳之島への世界自然遺産登録はできたとしても、観光客の出入りはかなり難しいものかなという考えがありますので、そういう点を3町長、ちゃんとした連携を持って、誘致に働いていくようお願いをいたします。

それと、私が前回は質問しましたが、鹿浦川が世界自然遺産登録に渓谷がなりますので、鹿浦を拠点とした旧県道、あそこにサイクリングロードとか、そういう観光施設、やはり鹿浦川の渓谷を橋からちょっとは見えるんですけど、ロープウェイとはいいいません。下に観光客が止まって、アマミノクロウサギ、渓谷、そういう資料館みたいなものができたらなという気がしますが、そこら辺のところ、どう考えていますか、町長。

○町長（大久保明君）

まず、鹿浦川の旧県道の件に関しましては、今回、自然遺産に登録される前に、自然遺産の担保措置として国立公園が必要だということでありましたので、鹿浦川、阿権川の渓谷、犬田布岬の断崖、それからカムイヤキの森、義名山の森などが、阿権浜などが国立公園に指定されました。ですから、この旧県道は国立公園になっているわけでありまして。

それと、今、小原のほうも、あそこも国立公園になっていた中で、今いろいろ地籍調査を行っていないということで、事業が少し1年、2年ぐらい遅れることになりましたけれども、そのようなこと、県道だけでなく、今後観光客が来る昼間の時間は、今度渓谷の散策ということが非常に重要になってくると思います。何回か申し上げましたけれども、この50mから200mにわたる隆起石灰岩にある断崖、そしてV字谷というのは、日本では唯一ここだけがそういう景観があるわけであるし、驚くべきことは、その台地では集落があり、農業が営まれております。そういった間の渓谷が希少動植物の宝庫であるということは、これまた大変なことであるし、ドローンから見た鹿浦川、阿権川の形は絶景であります。このことを県道をサイクリングロードにしていくという作業は、そんなに大きな金がかかるわけではありませぬので、自然遺産登録に合わせてサイクリングロード、これ

は健康増進が重要であります。これから自転車に乗る時代になっていくわけでありますので、ただ、島ではまだまだ進んでいませんけども、そういったことがやっているといます。

格安航空は、今非常に経営が厳しくなってきた統合に追い込まれておる状況であるし、全日空ですら非常に厳しいと、コロナ禍の影響の中、航空会社が本当に復活できるのか、前の利用客が本当に戻ることはないんじゃないだろうかと。この間、2年間にオンラインによる会議、サテライトオフィスなどがどんどん進んでいった中で、外国からの今航空もほぼ少なくなる状況の中で、厳しい状況でありますけれども、奄美大島のほうで今、特に龍郷町を中心に波乗りに来る人たちとか、それから空港が近いということでワーケーション、そういう事務所が多くなって、またいろんな住宅がどんどん造られておるのはそういう会社のためであるそうです。その最大の理由は、直行便でありますので、徳之島も直行便を週に2、3便でも飛ぶことができたなら、東京、大阪から来ることになれば、これはそのようなことがどんどん進んでいくし、自然遺産になったときのいろんな受入れ体制が徳之島はまだまだ遅れていますので、そのことも推進していくということで、龍郷町、そして笠利地区の多くの方々が住みつくとこのを見たら、これも3町しっかりと情報を共有して、そしてこれは重要なことは、3町長で一体となって各航空会社を何回も何回も行って誘致活動を進めていくことから始めます。

そのためにはまた、島民の要望書などは1回前回エア奄美という会社のときに要望書を出身者も含めて作りまして、大阪の郷友会の方々がこのチャーター便を飛ばして来た、それから中部空港からチャーター便を飛ばして来たこともありますけれども、出身者の方々との連携を今しっかり取っていけば、必ず実現できると考えておりますので、格安航空会社が今非常に厳しい中で、やっぱりJAL系統のほうは今のところは可能性があるような気がいたしますので、今後とも二本柱で誘致を進めてまいりたいと思います。

○11番（前 徹志君）

今の格安航空の問題は、我々島民は離島割引で大分助けられております。しかし、島出身者の大阪、東京からの帰省に関しては離島割引が利かないもので、運賃が高くて、なかなか、よっぽどじゃないと島に里帰りができないような状況でありますので、3町長、自分で飛行機でも買って飛ばすような意気込みで誘致活動をしてもらいたいと思います。

それと20年間、今度6期目、7期目ぐらいまでは大丈夫だと私は思っているんですが、その後やはり町長が1期、2期で終わると選挙自体が皆さん熱が入り過ぎて、島のいいところといたらいいところかも分かりませんが、熱が入り過ぎて、1期、2期で交代して、今の久保町政みたいなすばらしい事業、また町民のためになることができない可能性もありますので、その点を見据えて、まだまだ若い北海道知事、大阪府知事ですか、鹿児島市の下鶴市長、ああいう40代の若者を育てていく必要もあるんじゃないかと思いますが、そこら辺のところ、町長、考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○町長（大久保明君）

私自身が47歳でありました。私が町長になったときに、朝山市長から誘われまして40代で首長になった方々の九州の組織がありまして、その方々、先輩方のいろんな年1回の会合に出るのが非常に有意義でありました。そのことが私の全く行政経験のない私に関わってこられた一つの支えでもありました。

今、いかに人を育てていくかということが大変今痛感をしております。次の私が当選した場合は、職員を中心とした人材をいかに育てるかということに力を注いでいきたいと考えております。

人材育成というか、その職員のモラルの低下が近年出てきて、大変私自身も反省をしております。今後とも職員の資質の向上、そして最近出向してきた職員がその決裁のときに皆すばらしい表現をして説明をするようになっていきます。それも一つは出張に行ったり、今内閣府に2人目が行っているということは、これは今後ともこれは町の予算で行くわけですけれども、継続をしていきたいし、そこに行きたいという若者、若い職員が目を輝かせて行くような状況にもなっておりますので、そのために新人研修、そして中堅管理者研修なども積極的に取り入れて職員の資質向上を進めていきたいと思っております。

確かに今若い市長、町長がどんどん知事も含めて誕生しておりますので、そういった新たな政治の在り方、その地域自体で若者を育てていくということが長期政権にしたほうが地域はよくなるということを証明していると思っております。私が本当に町長を3期した人が今までいなかったわけですから、それを5期もしていただけたということは非常にありがたいことだし、そのことが結果として、その町が発展することは今証明できるわけですから、そういった形の人材育成に力を注いでいきたいと考えております。

○11番（前 徹志君）

ありがとうございます。私が言いたかったのは人材育成なんです。職員の育成、そういうのも大事かなという気がしますので、そこら辺のところをやっていただきたいと思っております。

これでこの質問は終わりますけど、やはり継続は力なりということわざもあります。職員の皆さんも町長が継続できるように獅子奮迅、また業務を遂行していただきたいと思っております。これでこの質問は終わります。ありがとうございました。

次、お願いします。

○町長（大久保明君）

スプリンクラーに関しましては、今、土地改良区の職員がこの故障を積極的にやっておるし、それから滞納者に関しても全力で取り組んでいる状況でありますので、詳細については担当課長のほうから説明をしていただきます。

○耕地課長（稲田良和君）

前議員の質問にお答えします。

スプリンクラーの改修事業の進捗状況については、県と相談しながら長期計画に盛り込んでいる

現状であり、長期計画の事業で改修する予定であります古里から阿三地区までの全ての農家さんからの同意が必要であり、調査に時間を要するかと思われます。

令和2年第2回定例会でも答弁していましたが、スプリンクラーがなくなっている箇所、破損、盗難等、先日も受益者からスプリンクラーが使えない状況だと相談がありましたが、あくまでも受益者管理となっております。

使われていない箇所の水の基本料金については、令和3年度伊仙町土地改良区理事会にも賦課金見直しの提案をいたしました。今年度から適用するのではなく、現状維持をしながら今後の検討課題となりました。

畑総地内における町有地の調査状況については、昨年度から調査を開始し、順調に進んでいるところです。対象地域のうち、中部地区で耕作をしている農家から聞き取り調査の結果、払下げを希望する農家があり、早急に払い下げる方向で今準備を進めているところでございます。

○11番（前 徹志君）

去年も質問したんですけど、やはりスプリンクラーは高価なもので、各圃場主も違って、また結局圃場を借りて農業をしているという方がたくさんおられると思います。

その中で、スプリンクラーが高価であって、またスプリンクラーの修理とか、そういうのはやはり何か補助事業を使って、そこら辺のところ分かっていると思いますけど、早急に農家に少しの負担で済むように段取っていただきたい。

それと、スプリンクラーの漏水の補修をしているところが町内に何か所か見受けられるんですが、そこを補修はして、あと舗装の復旧まではえらい時間がかかっているんですよ。そこで、その立派な道路ですけど、そこだけ舗装が道路が陥没して、乗用車なんかはもう、トラックは大丈夫ですけど、乗用車なんか、もう歩けない状態のところもありますので、そういった点は補修をすれば、沈下をするものだという考えの下で舗装復旧までは施工してないと思うんですけど、レミファルトして、レミファルトを施工して、車の通行に支障がないような施工をしていただきたいと思いますが、そこいらのところ、どう考えていますかね。

○耕地課長（稲田良和君）

前議員の質問にお答えします。

スプリンクラーの件につきましては、先般理事会の中でも議論がなされているところでございます。また、県とも相談しながらいろんな事業を模索をしながら、農家負担を軽減できるように進めてまいりたいと思います。

補修箇所ではありますが、先日私もその現場を確認いたしまして、職員とともに今月中には補修するように今計画を立てているところでございます。

○11番（前 徹志君）

漏水工事をすれば、すぐに道路のほうは耕地課の管轄の道路、建設課の管轄の道路がありますので、そこらのところを協議しながら復旧をすぐにできるように考えてもらえたらという思いであり

ます。

それと町有地の問題ですね、あれは隣の地権者に払下げをすれば何ら問題はないと思いますので、そこら辺のところ、隣の隣接の地権者の方ともめ事が起きないように、そういう観点は注意しながら払下げを早急に進めて、少しでも町の財源にできればという考えですが、そこらのところ、どうですか。

○耕地課長（稲田良和君）

払下げについては、今使っている所有者の方が隣接する農家さんからの同意を得て、それで払下げを行っていきたいと思っております。

○11番（前 徹志君）

そこら辺のところ、もめ事が起きないように注意をしながら着実に、スプリンクラーの件も早急に農家に負担がかからない、少しでもかからないように努力していただければと思います。

これで私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（福留達也君）

これで、前 徹志君の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

14番、美島盛秀でございます。ただいま議長のほうから一般質問の許可が下りましたので、質問をしていきたいと思っております。

先ほど前議員のほうからお褒めのお言葉をいただいたんですけれども、また、町長の答弁で私のこの20年間の是非についての経験や、あるいは評価する点等を町長自ら答弁をいただいたと思っております。

しかしながら、私、今の質問は町長の選挙運動をしているような、ちょっと腑に落ちないような気がしてならないわけなんですけれども、やはり議会議員、あるいは町長は町民の本当の幸せを願い、そして公平、公正でなければならないというのが町長であり、また我々議会議員だと私は認識をいたしているところでありますけれども、そこらあたりをまた提起をさせていただきたいと思っております。

例えばですね、私は小さいころからバケツの水に1滴のインクを落とせば、赤いインクを落とせば染まってしまうというこの言葉をいつも肝に銘じております。そしてまた、昔から言われている、よく私言いますけれども、テーキ話に「あなむんや、あまだりたなん、あなむんや、じんむぐり」正直、本当はやまとんたなん、どこまでも行く、一生続くんだというこういう言葉の中で教育を受け、いわゆる郷中教育だと思います。そういう教育を受けて育ったところでありまして、私は議会議員や町長はやはり町民に対して、あるいは公平、公正でなければならないという思いがしているところであります。

令和3年第2回定例6月議会に一般質問を行います。

平成13年11月から令和3年5月までの大久保町政の5期20年を振り返り、時系列に精査いたしました。このことを批評し、是非を問うてまいります。20年間の大久保町長の政治姿勢や倫理観をしっかりと見て、そして聞いてきた多くの町民の批判であり、声であると考えております。

通告してあります質問事項は、いまだに解決できていない町長としての責任さえ果たしていないごく一部の問題でございまして、このほかにも大なり小なりたくさんございました。5回の当選回数を重ねて20年、政争の町から政策の町への転換はできたのかどうか、町長としての経験と実績が評価されている中でありながら、職員の不祥事は絶えません。今は指導力さえ発揮できない目に余る権力と利権だけが右往左往している伊仙町ではないでしょうか。これからの伊仙町が大変私は憂慮されてなりません。当たり前で、しがらみのない町政にしていくために、議会としての議会議員としての責務を果たし、監視とチェック機能をしっかり果たしてまいりたいと考えております。町長はじめ説明者の明確な答弁をお願いして質問をいたします。

まず、大久保町政20年の是非について、9項目通告してございますので、順番にまいります。

平成14年1月12日未明に大久保明後援会事務所、町長の自宅、役場庁舎玄関の3か所に散弾銃で発砲事件が起きました。この事件は町長選絡みであったと私は考えます。当時のことをどう認識しているのか問うものであります。

2番目に、平成15年から17年度に伊仙町堆肥生産組合で発生した使途不明金1,300万円の処理は今どのようなになっているのか、お尋ねいたします。

3番目、地方創生推進交付金多世代交流機能拡張事業での備品購入約500万円未納問題は、刑法第156条有印・虚偽公文書作成同行使で、大久保町長はじめ当時の社会教育職員が町民から告訴されている事実についてどう認識しているか、お尋ねいたします。

4つ目、平成29年度離島漁業再生支援交付金事業における不適切な予算執行問題について、お尋ねをいたします。

5番目に、公共工事の入札において談合等はなかったか、またこの件については町民から告発を受けていると聞いております。この件についても、お尋ねをいたします。

6番目に、きゅらまち観光課事務所内で発生した現金盗難事件に関し、被害額を職員が弁償した経緯について、お尋ねいたします。

7番目、伊仙町糖業振興会における約1,400万円の使途不明金について詳細な説明と、その後の進捗状況を問うものであります。

8番目に、大久保町長は本年10月17日施行予定の町長選挙に出馬表明をしておりますが、町長の行動、活動は公職選挙法に抵触する違法行為ではないか、お尋ねをいたします。

9番目、議会傍聴の心得を無視する傍聴者がいるが、一般質問等に対する妨害や威圧を与えるようなことを町長が示唆したことはないか、お尋ねをいたします。

以上、9項目通告してございますが、質問事項が多くて時間が少々足りないかも分かりませんが、簡単明瞭に答弁をお願いをいたしまして、1回目の質問を終わり、2回目から自席で質問させ

ていただきます。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

この件は、過去7、8回ぐらい答弁しております。同じでありますけれども、ただ今回の文書で、これ、確認していないんですけれども、後援会事務所への発砲はなかったと思っております。そうですかね、後でまた調べて見ます。

この件に関しましては、過去8回ほど答弁しておりますので、その答弁書と同じでありますから、再度読んでください。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

後援会事務所じゃないということでもありますけれども、確かに3か所という当時の新聞記事がございます。このことに関しては、当時、何回も質問をいたし、議事録にも残っております。

私が問いたいのは、その犯行を起こした本人との示談書の件であります。示談書で50万円払って、4万6,500円ですかね、は、正面玄関のガラス代、そして、46万円は返していただきたい、示談が成立しなかったということで文書も頂いております。この中に50万円の領収書として、町長と、それから当時の総務課長が立会人になって50万円をもらったと、そして、その50万円のうちの4万6,500円はガラス代として、あとの46万円は町長が持っていったということを、当時の総務課長が承認をしました。私もはっきり聞いております。

このことについて、その後の46万円をどうしたのか、お尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

そのときの総務課長は、多分、ある方だと思っておりますけれども、そのときの文書等を確認しないと分かりませんが、私が残った金を持っていったと、取ったということですか。そのように証言しているんですか。

これ、全く関係ない話です。記憶にないです、そういうことは。

○14番（美島盛秀君）

今の「記憶にない」といった、そういうことはもうよろしいです。もう十何年ですか、15、6年前ですから、もう私もそれは認めます、記憶にないということは。

こういうことが、もうこういうちゃんとありますので、こういうことがあったということは、選挙絡みではなかったかと思えますけれども、町長、その選挙絡みではなかったかということに対してはどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

これは、何回も答弁をしておりますし、それは報道等にも明確に書いてありますので、書いてあるとおりでございます。

これは、私の選挙とは全く関係ないことであります。ただ、その方が事務所に来たということは

紹介を受けまして、2、3分ほど顔を合わせたことは、これははっきりしております。ただ、それだけのことであります。

選挙に町外の方が投票したかどうか、そういうことも全く私は分かりません。

○14番（美島盛秀君）

当時、私も頭に記憶にあるんですよ、このことだけは。

テレビの放送で、当選した翌日のインタビューに「私の前に立ちはだかつて邪魔をする者を、私は決して許しません」と、こうインタビューに答えました。私はこのことを聞いて、これは大変な人が町長に当選したなと思いましたよ。

こういった記憶はありますか。

○町長（大久保明君）

当選したときのインタビューであると思います。いろいろ批判は受けました。当選して興奮した状況の中で、そのようなことを発したと、ある地元の新聞にも書かれておりました。このことは、興奮した状況の中で若げの至りといいますか、私の気持ちは、本当に厳しい選挙でした。その中で寝ることも惜しんで、いろいろ頑張ってきたような気がいたします。当選したときの気持ちは、やはり闘争心、そういうものがなければ、また選挙、戦うことはできません。

そういった気持ちでハッスルをしたんではないかと考えておりますので、今、考えると20年前でございませう。行き過ぎた発言だったとは思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長の気持ち、分かりますよ。その流れの中で、公共事業の業者指名や、あるいは役場人事での論功行賞、あるいは当時大きな組織の応援があつて町長に当選をしたわけでありませうけれども、私は、当時からこういうことを平気で言える、本当の町長を目指した伊仙町のために、先ほども答弁がありましたけれども、伊仙町のために頑張ろうという、そういう意識はあつたのかどうか、町長としての資質を兼ね備えていた人だったのだろうか、疑問を持つところでもあります。

このことに対しては、14、5年前でありますので、私の記憶をたどって、私も質問しておりますので、これで終わります。

次をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

詳細については、担当のほうからまた説明をしていただきますけれども、あつてはならないことでありませうけれども、これは全国を震撼させた事件の後のことであります。これは、表現するのも苦しいぐらいの事件がございました。

そういった精神状況の中でのこの使途不明金でございませう。私は、今、ある程度返納してはいますが、後ほど説明ありますが、最近、居場所不在な状況になっております。このことで伊仙町のイメージ、私の先の発言もイメージ悪かつたんですけれども、イメージダウンになったことは否めないし、ある近隣の私の先輩が「本当に伊仙町は怖い」と「やっぱり伊仙町、行きたくない」

というぐらいの表現をしました。

ですから、私はこのことがあったり、先ほどの件があったりした中で、2期目のスローガンは、こういう激しい政争は何ら生産的なことを満たすことができないという気持ちになりまして、「政争から政策のまち」ということを宣言したわけであります。（「ちょっと答弁が違うんじゃないの」と呼ぶ者あり）

この件に関しましては、後のことを考えてみたら、ある程度の情状酌量というのは、人間として必要ではないかなとも考えをしておりますので、詳しくは、また担当のほうから説明をしていただきます。

○経済課長（橋口智旭君）

美島議員の質問にお答えいたします。

平成15年から17年度に伊仙町堆肥生産組合で発生した使途不明金1,300万円の処理は……（「ちょっとマスク取って言ってくれない、ちょっとマスク外して、ちょっと」と呼ぶ者あり）

1,300万円の処理はどのようになっているのかということですが、金額につきましては、平成21年1月19日付念書により返済を確約した金額については390万6,852円となっております。

現在の返済額は165万円、残額225万6,852円となっております。

○14番（美島盛秀君）

ただいまの説明がありましたですけれども、入金が165万円、残金が225万円、この225万円残っている、最終にこの入金ができる年度は何年度ですか。

○経済課長（橋口智旭君）

最終に入金が確認されていますのは、平成26年3月11日となっております。

○14番（美島盛秀君）

平成26年、27、28、29、30、1、2、3、もう7年ちょっと過ぎております。この7年間、何にもしなかった。残りの225万円はもう不納になっている。

この件に関して、21年9月18日の第6回調査特別委員会が設置されておりまして、その中で町長が組合長でありましたので、調査特別委員会の中で、最終的に回収不能となった場合の全責任は、これは組合員会の中で決定したことは、組合長が責任を取るという結論に至ったということと、また、町長自らの答弁で、「私はしっかりと責任を取ってまいります」答弁をいたしております。

その責任を取ったのかどうか、町長、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

確かに私は、そのように今でも考えております。

今後、居場所等を確認して本人としっかりと話をし、今後、進めてまいりたいと考えております。

私、個人ではまだ1回もお会いしていないので、県内にいらっしゃることはいらっしゃると思いますので、探して、しっかりと説明をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願ひし

ます。

○14番（美島盛秀君）

全くよろしくされたくありません。

こんなことを、町長、「よろしくお願いします」「はい、分かりました」で済ませる議員がいますか、職員がいますか。

○町長（大久保明君）

よろしくお願いいたしません。私が解決します。

○14番（美島盛秀君）

町長自らが解決をするということですので、もう、これ、12年ですか、たっております。10年たてば一昔と言います。10月の町長選挙終了後は、町長が任期が来れば退職金もあります。その退職金などで完済する気持ちはありませんか。

○町長（大久保明君）

話をして、私は責任を取ります。

○14番（美島盛秀君）

責任を取るということをはっきりしましたので、この期限を切っても10年も過ぎた問題を私が責任を取ります、いつまでも私たちが議会にいるわけでもありません。

いつまでで責任を取るのか、去年、一昨年の問題であれば、「私が責任を取ります」というのも分かります。10年も過ぎた問題を「私が責任を取ります」じゃ、これを許す町民はいないと思います。

いつまで責任を取りますか。もう期日を決めてください。

○町長（大久保明君）

先ほど話したとおり、居場所が分かりませんので、これは、名前は分かるわけですから、県内にいるか、あらゆる手段を尽くして、お会いして説明をしたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

それじゃ、行って探してくるのは、住所探せば一週間もかからないと思いますし、1か月ぐらいで責任の取り方、また、その本人との話で完納させるということを約束できますか、1か月ぐらいで。

○町長（大久保明君）

残金があったときに、そのときに土地が自宅近くにあります。その土地の価格などを調査してということでありましたけれども、そこを買いたいという方がなかなかいらっしやらない状況でもありましたので、再度、そのことも含めて本人としっかりと話をして、私が責任を取ります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、町長が責任を取ると断言しておりますので、それを信じて、これは近々完納ができるものだと思っておりますので、また、完納できるように努力をしていただきたいと思います。

次の3番目、答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

これ、私、記憶力が落ちたのか、全く消えておりますね。

町民から、私と、町長と職員が町民から告訴されているという事実について、これは認識していないです。

○14番（美島盛秀君）

職員が、当時の業者、職員が告発を受けているんですけども、そういうことを町長は知らないんですか。町長の許可がないと、これ、取り調べに行ったりするときに、外勤とかあるいは出かけできないはずですよ。どうですか。

○町長（大久保明君）

文章が、町長と当時の職員というふうにも、これ、読めるんです。大久保町長と当時の社会教育課職員が町民から告発されているという事実について、どう認識しているかというふうに。私が、そういうふうに解釈したんですけども。

○14番（美島盛秀君）

この告発状の中に、町長が関与している可能性があるということがうたわれておりました、私はそういうふうに申し上げましたけれども、直接的に告発が、告訴されていなかったら、私の考え違いでありましたので、この件については、町長の答弁は要りません。

この告発状を借りてきました。このことに関しては、備品の問題でありますので、町長もはっきり記憶にあると思います。実は、この問題に関して、当時の職員から私に最近電話がありました。「もう警察からの捜査は終結をして、鹿児島地検に送付されると。そうしたら、証拠書類とか印鑑とか、いろんなのを持って行かれたと、それを返さないと自分も捜査が終われない」ということと、「そこはどうなっているのか」と私に聞きましたけれども、「私はそういうことを聞かれても分かりません」という答えをしてあります。

そういう中で、この問題については、告発事実は全職員あるいは全議員、この議場にいる皆さん誰もが知っていることでありまして、虚偽公文書作成刑法第156条、同行使同158条、これで告発を受けております。

こういうことを、私は当時の職員、この職員が町長に報告もなしで、私は行くことはないだろうと思いますけれども、そのことに関して、この備品の賠償責任を監査委員から勧告されまして、それぞれ処分を受けて料金を返納しております。その金額を申し上げますと、当時の課長、懲戒処分を受けております。そして、さらにこれを6人で案分をして382万だったと思いますけれども、それぞれ備品代を町に返納しております。町長、教育長も58万円だったと思いますけれども、資料を補足して持って来ておりませんので申し訳ないですけれども、当時の課長が118万だったと思います。そして、職員らで382万ほど弁済しております。そして、当時の業者から月4万でしたかね、を返還させるということ等がございまして、当時の説明で、業者の代金の返納がなかった場合は訴訟を起

こすという説明でありました。その訴訟は、私は備品を購入した不払いのことでの訴訟だと思いませんけども、この訴訟は起こされていますか、お尋ねをします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確約書で4万円という形になってはいますが、今現在、確約書どおりではないんですが、毎月入金がある状況で、訴訟に関しましては、今、弁護士と相談して協議しているところです。

○14番（美島盛秀君）

月々4万円で、今現在、どれだけ納金されているのか、また、今、弁護士と相談と言いますけども、あれ、何年なりますかね、30年度ですから3年になりますけども、その間、何回行って、どのような相談をしていますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

前課長のほうで何回か弁護士のほうに相談していて、現在は今、確約書どおりの入金がないということで、先日こちらのほうで相談したい旨、本人に通知した状況であります。弁護士に関しましても、このような事実上、どういった方向に進めたらいいのかということ、先週でしたか、相談している状況であります。

○14番（美島盛秀君）

また4万円の納付金も滞っているということでもありますけども、これは代金の返納がない場合は訴訟をするということをはっきり言っているんですよ。その訴訟、弁護士との打ち合わせのそういう議事録等がありますか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

議事録等あります。その中で、今回、ちょっと弁護士に相談しているんですが、やはり、こちらも業者さん、返済の意思があるということで訴訟の中でも、ちょっと難しい判断でありますので、実際にその今までの関係書類等を持参して、ちょっと相談したほうがいいんじゃないかという報告を受けているので、今後、そのように進めていきたいと考えているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

職員でできる範囲というのもある程度決まっていると思いますけども、じゃ、町長にお尋ねしますけども、これ、職員が、今一生懸命代金の納入等々促している、あるいは弁護士と相談をしているということなんですけども、この問題については、問題が起きた後に、いろいろ時間がたつにつれていろんな内容が分かるように、私にも理解できるようになってきました。このとき、同じような地方創生事業で僻地保育所に備品を納入する事業があったと。この多世代交流事業の、この体育館に納める、この備品を納める代金を納められなかった理由について、当時の鹿児島県の業者さんが、今までの代金が滞っているから、それを納めないと備品は納品できない、ということ、30年の6月6日に町長室で話し合われたはずであります。それは、議会でもいろいろ報告がありましたので、そのことについて報告があったと、そして、本人はその代金が手形で出したと、それで手形が不渡

りになったもんだから、当の納入業者さんはお金をもらっていない。そのときに、町長にその業者さんは金を借りに行ったという話さえ聞いております。町長、その記憶ありますか。

○町長（大久保明君）

その業者さんは、確かに町長室に来たと思いますけども、そのような具体的な話をしたことは、全く本当、記憶、ないです。

○14番（美島盛秀君）

時間が過ぎれば、喉元過ぎれば何とか言いますけれども、恐らく忘れたでしょう。私も昨日、今日のことも忘れる歳になりましたので、それは理解できます。

しかし、先ほども言ったような、そういう問題が次々起きてきた、堆肥センターの問題も、そしてまたこの問題、もう毎年毎年一つも片づけないうちに次々次々出てくる、これが、さっきの一般質問でも答弁もありました。実績や経験も語ってございました。素晴らしいこともたくさんありました。

しかし、私は政治家というものは、こういうようなこと、隠し事、こういうことが一つでも表面化したときには、責任の取り方というのも心に置いておかなければいけないということを申し上げたいと思います。

そういう、知らないということでもありますので、当時、ちょうど町長選挙がありました。当時はもう全く議会のチェック機能など働いていなかったような気がして反省等もしておりますけれども、9月の決算で、もう全部何にもなかったような感じで認めております。この決算を認めさせるために、町長は当時10人の議会議員の皆さんに「とにかく、町長選が終わったら私が何とかするから、それまで黙っておってくれ」と、ある議員から私に「町長がそう言ったよ」ということを聞きました。そういうことを言って、決算を認めたということがありましたけども、そういう事実等がありますか。

○町長（大久保明君）

4年前、その鹿児島の方が来られたことは記憶にありますし、その、今言ったことは、どういう状況で、どういうときに、いつごろ言ったか、本当にもう記憶にありません。

○14番（美島盛秀君）

それから、その職員は退職をして、また再任用でいると思いますけども、そういうことと知りながら、町長は再任用している。その公文書偽造、公印私文書行使の、そういう直接関わった人、それは働き方改革で再任用は認めなければいけないということになっておりますので、致し方なかったかもしれませんが、しかし、やはり常識的には、私は、先ほどの質問の中にも職員の資質向上に努力をしてくださいということ等がありましたけれども、やはり、職員のこれからの資質向上、綱紀肅正については、しっかりと町長の指導の下でやらなければいけないと思うんですけども、そういうようなこと等含めて、今後の対応、今後の職員の指導の在り方、町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

先ほど、前議員の質問の中でも話したとおり、このようなことが起きたということは、大変、町長としての指導力が足りなかったと思っております。

ですから、私は、次の最大の課題は職員の指導・育成だと、町民の意欲向上、そして責任感のある行動を取るよう厳しく指導していくということを、先ほど申し上げたとおりでございます。

○14番（美島盛秀君）

私、冒頭にもお話ししましたが、政治家という者が一点の曇りがあったら、私は責任を取らなければいけないということを申し上げました。バケツの水一杯に例えて話をしました。これ、一点だけじゃないですよ。もう、平成14年度からずっとこういう問題が続けばなし、次の目標はと言いますが、目標は未定ですよ。

そんないい加減な答弁で、よくも20年間続けてこられたなど、これが本当の町長の、この前も何か真の政治ということを書いてありましたけれど、私が申し上げたいのはその真という字の意味を、もっとしっかりと考えていただきたい。

あともって、そういうことも通告してありますので、やはり、町長の答弁は多くの人たちが聞いておりますし、言葉一つ一つに私は真剣に答えていただいてほしいということをお願いも申し上げたいと思います。

その備品問題におきましては、職員とその業者さんが告発をされておりますので、今後どうなるか分かりません。もし、刑罰を受けるようになったときに町長は、その再任用をした職員の取り方をどう考えですか。

○町長（大久保明君）

今、話したように、人間、本当に一点の曇りもない人間がいると思いますか。逆質問ですけど、これはこれでいい。

世の中、生きていくためにいろんな障害があったりしますけども、罪を、どこまでが罪なのか、罪を許すのか、いろんな考え方があると思います。

私は、この職員が猛省しており、そして、今、再任用職員、大体想像がつきますけども、その職員としっかり話をして、私は結論を出していきたいと考えております。

その逆質問ですけども、よろしいですか。

いろんな噂とか、昨日も噂があるということをお話をしておりましたけども、議員がそういうことを発言していいのでしょうか。昨日、おっしゃってましたよね、こういう噂があると。神聖な議場、神聖な議員というのであれば、噂とかこういうことが流布されているとか、そういうことは言ったらいけないと私は考えております。

○14番（美島盛秀君）

今日の議場で噂とは言っていない。

○町長（大久保明君）

昨日、言ったと。

○14番（美島盛秀君）

おもしろいことをよく言いますけども、答弁はしっかりと、一言一言かみしめて答弁をするのが、私は町長の役目だと、資質の問題だと私は考えますけども、私も何回も言いました。「罪を憎んで人を憎まず」ということを何回も申し上げてきました。それは、いろんな人間がいます、いろんな人間もいます。それに私は答弁するつもりはないですよ。答弁じゃないですけども、そこらあたりは私も十分理解をいたしております。

そういうことで、私は20年間の大久保町政がどういった町政だったのか、大部分はいいですよ、いいと私は思っていますよ、これが、本当に20年前のあの純粋な町長の姿であれば、どんなに伊仙町が変わっておったのだろうかという、私も反省をしています。

それができなかった。そういうこと等を含めてこういう問題を一つ一つ、私は取り上げて町民の声を聞いていきたいと。そして、町長が今後どういう取組をするのか、町長に期待するところもあります。

それが、我々、議会の務めでありますので、そこらあたりはまた町長も理解をしていただきたいと思えます。

次、また……。

○議長（福留達也君）

ここで、しばらく休憩します。午後は、1時から再開いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（美島盛秀君）

続きまして、もう一点だけ、備品購入問題についてお尋ねいたします。

その年の6月6日に、その業者、それから担当課長、担当の職員、鹿児島県の業者、町長、教育長での会合の中で、町長はこのことは重々承知していたと思いますけれども、知っている中で、またさらには5月議会の承認を議会に求めるために決裁をしているはずですよ。その決裁を議会に、決算案を議案として議会に提出する。そのことは備品の代金が未納になっていると分かりながら議会に提案したのではないですか、町長お願いします。

○町長（大久保明君）

質問が、具体的にもっと深く追求していれば我々も調べることができるんですけども、以前のことは、今突然言われても明確な答弁するくらいの記憶はないですね。

○14番（美島盛秀君）

その1年間を何十億です、当時の予算が70億近くだったんですけれども、そういう予算内容も分からない、その前年度に使った予算も分からないで、決算をさせるためにめくら印を押して出していたと、分からないということはそうとしか受け取れないんですけども、そういう人が町長を今まで務めておったんですか。それが、町民の代表として、よくそんなことが分からないと言えますね。どうですか、再度お願いいたします。

○議長（福留達也君）

今の質問は、先ほど言ったように通告外でありますので、こと細かなことまでは、確かに分からない部分はありますので、次の質問に行ってください。

○14番（美島盛秀君）

通告外じゃないがね。ちゃんと備品問題のほうに入っているわね。

○議長（福留達也君）

具体的に書いていないから分からないです。

○14番（美島盛秀君）

さっきの前議員には1時間もさせているのよ、関係のないことを。

○議長（福留達也君）

次の質問に移ってください。

○14番（美島盛秀君）

選挙運動まで議員にさせておいて。通告外というのは、議長、ちょっと考えてから物を言いなさいよ。

○議長（福留達也君）

次の質問に移ってください。

○14番（美島盛秀君）

議長の常識を私は疑いますけれども、そういうことだから伊仙町議会が混乱するんですよ。

はい、じゃあ、このことは町民にもまた、みんなネットを通して分かっているわけでありまして、町民にも今後、知らしめていきます。この問題については、これで終わります。

じゃあ、次の問題、お願いします。

○町長（大久保明君）

4番の平成29年度離島漁業再生支援交付金事業における不適切な予算執行問題について、これも既に解決していると思っておりますけれども、担当のほうから再度、詳細に説明していただきます。

○経済課長（橋口智旭君）

平成29年度離島漁業再生支援交付金事業における不適切な予算執行問題について問うとございますので、お答えいたします。

本事業は、平成29年度にサメ、オニヒトデの駆除活動や魚礁部材の年度末購入等不適切な予算執

行がございました。その件につきまして、漁業集落と調査を実施し、県へ報告を行っております。県への報告日が、令和2年2月3日付で大島支庁宛てに報告及び交付金の返還に関する申出を提出してございます。それを受けまして、令和2年3月13日付で県より返還命令がございまして、3月23日に返還済みとなっております。

令和元年度におきまして、町一般財源を用いまして魚礁の設置等を行った結果、令和2年度から第4期の事業が執行できているものでございます。

○14番（美島盛秀君）

その県への返納額、それを当時、議会で議決したわけなんですけども、幾ら県に納めたのか。また、当時の平成29年度の交付額が811万2,000円。これは、58人という漁民の数で811万2,000円でした。それで、令和3年、今年の漁民が9名です。44人ですか。9名に、物すごく漁民が少なくなっ
て、交付されている額が114万5,000円と思いますけれども、これに間違いはないでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

国、県への返還額としましては97万8,934円となっております。

また、漁業集落事業を実施する際の世帯数としましては、令和2年4月において、漁業集落が再度要件に合うかどうか等の調査を実施し、漁業世帯に対しましてアンケートや聞き取り調査を行った結果、9世帯で実施しているものでございます。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと説明が理解できないんですけども。令和3年、9名で114万5,000円、この交付額というのは間違いはないですね。

○経済課長（橋口智旭君）

はい、間違いございません。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、29年度811万2,000円、今年が114万5,000円、この差額が600万以上、700万近い額なんですけども、これだけ、この伊仙町の漁業集落民は困っているわけなんです。そう思いますけれども、町長、この件に関してどう思いますか。700万近くも大きな額が漁業集落民が使えなくなった、この責任をどう認識していますか、お尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

補助金額、交付金額が減額となった理由につきましては、世帯数の減によるものが大きく影響しておりますが、本案件に関しまして、やはり是正をしていかなければ新たな事業ができないということで、当初9世帯で活動を始めているものでございます。

今後、現在の漁業集落における事業の実施等を見まして、また追加要望等ございましたら、県のほうに申請等を上げていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

現に、今年は、それだけ漁民に迷惑をかけているわけです。事業が実施できないわけなんです。それは、今の説明は分かりますよ。今から努力して漁民を増やして、そして交付額を増やして、そして事業に取り組むと、努力しますと。その漁民の数が増える可能性はありますか。

○経済課長（橋口智旭君）

漁業世帯の数につきましては、先ほども申し上げましたが、今後、追加要望等がございましたら、また再度、調査をしたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

それは、今後、努力次第だとは思いますが。

実は、この漁業集落の事案に関係していた前の職員、辞めましたよね。去年12月ですか、退職しました。私は優秀な職員だったと思います。たまたま、去年の12月議会中のときにトイレで一緒になる機会がありまして、あなたは、12月いっぱい辞めるという話を聞いているけど、どうしてですかという話をしたら、家で牛を飼ったほうが、役場の職員給料よりもまだいいよというような話をしていましたけれども、それは別の話だと私は思います。

非常に今の役場の職員内、上司の指導が足りない。きちんとした指導ができて、そういう職員の仕事ができるような環境ではなかったのではないかと。これは私の勝手な考えですけども。また課長、副町長、あるいは町長、幹部の指導がなくて、一般の職員は非常に難儀をしていた。一生懸命努力した成果を、私はその漁業集落民の県役人に対するいろんな書類を見させていただきました。すごい浪費の費やしたような内容でもありました。こういうようなこと等を見て、やはり職員の指導、ここらあたりもやっぱり足りなかったのではないかなど。20年かけてきたこれが大久保町長の指導だったのかと、残念な思いをいたしております。

そして、そういう職員が退職しなければならない、このようなこと等が、この20年間ずっと続いてきている。職員の不幸事や、あるいはそれがそういうのにつながって続いてきているということを私は言いたいわけでありまして。

それと、この前に備品問題が発覚したわけでありましてけども、その前に同じ業者が夏祭り用の炊き出し釜を購入すると、漁業集落民に便宜を図るために炊き出し釜を3器購入して83万7,600円支出をしてあります。

こういう問題等を承知、理解していながら、この備品問題もまた同じ業者がこういう代金も支払わない備品未納があったと。私は、同じ業者にそういう同じお金を支出している、何か関連があったのではないかなど思うんですけども、その炊き出し釜の代金は今、払われているのかどうか。また、その代わりに釜が納品されているのかどうか、お尋ねをします。

○経済課長（橋口智旭君）

炊き出し釜の返済状況でございますが、5月末日現在で返済金額18万円、残額65万7,600円となっております。最終の入金処理を行った日が令和3年5月11日となっております。

○14番（美島盛秀君）

返済額が18万、残りの65万。その65万については、今後、毎月納入するという約束、目安は立っていますか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えします。

返済の計画につきましては、平成30年8月1日付で出していただいている確約書を基に返済を行っていただいているところですが、現在、返済金額に差異がございまして、先ほど社会教育課のほうで訴訟等々ありましたが、この件に関しましても顧問弁護士に協議の上、訴訟等々につきまして相談してまいりたいと思います。

また、その中で、どの部分について訴訟を行うのか、例えば差額の部分について訴訟を行うのか等、協議が必要でございまして、また顧問弁護士と相談の上、対応してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

社会教育課と経済課、両方のそれぞれの問題でありますので、両課で打合せをしながら訴訟等起こして、そして代金を完納させるということに努力をしていただきたい。先ほどの堆肥センターの問題、もう12、3年たっても、まだできていないとか、完納させるのは責任を持ってやると、その全責任を取るとい町長の話は全く信用はできませんので、これからは職員で早急に解決をして、そういう問題を完納させるように、そして大切な町民の税金を無駄にしないように、今後、努力をしていただきたいと思います。

それから、この問題に関して、前漁業集落の会長、それから前徳之島漁業組合の組合長とも私は何回か話をしました。前組合長は私の集落の大大先輩でありまして、非常に尊敬もしていた方でありまして、その方が職員を度々、家に呼んで、この漁業問題でいろいろ注意をしたり、あるいは、念書まで取る、こういう職員は見たことがないとまで言っていました。そして、早急に町長と相談をして、この問題を解決しなさいよと何回も言われていました。私もそういうことを、議員として何をやっているかと言われたこともあります。それほど熱心なほど、町のことを思い、あるいは漁民のことを思って取り組んでいた尊敬する会長さんであります。そういうようなことで、もうちょっと大久保さんにはしっかりしてもらわにゃ困るねという話を、度々でした。

その人が、チラシを持ってくるのを忘れましたが、町長と県議とその人が写っている写真が最近出ました。私、びっくりしました。こういうことをやること、これが町長のまことの政治。そして町長がいつも言う政争の町から政策の町へとやっている、このことが実現できたのかどうか。自分で政争を激しくしている原因をつくっていると私は考えておりますけれども、これに対して町長も答弁しづらいと思いますけれども、そこら辺りの職員の指導、その前組合長から指導を受けていたこと、私は前課長にも再三言いました。町長と相談して、報告をして、早急に解決しなさいよということを、もう口が酸っぱくなるまで言ってきたつもりです。その処理もしないうちに、今度は課長を替えた。なぜ替えたか分かりませんが、課長を替えて、処理が今できない、今からま

た訴訟などをして努力をするという言い方を今しておりますけれども、このことに対して早急に解決策、あるいはまた訴訟をする考えがあるのかどうか、町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

今、議員が、このこと以外で話したことに対して、私が堆肥センターの件でその職員に責任を取るといことは全く信用できないという、今からやることに関しまして信用できないというのは、ある意味、侮辱ではないかと考えております。

以上。

○14番（美島盛秀君）

12、3年の期間、置いているから、私は言っているんですよ。

○町長（大久保明君）

それから、私も再度確認しなければなりませんけれども、私に何回も進言して、町長がそのことを聞かなかつたから退職した職員がいるとおっしゃいましたかね。

○14番（美島盛秀君）

いないんですか、担当の職員が。

○町長（大久保明君）

その担当の職員が辞めたんですか。

○14番（美島盛秀君）

退職したんじゃないですか。

○町長（大久保明君）

今、聞きましたけれども、全くびっくりしました。そういうことを私に何回も訴えて、漁業集落のことを訴えてきたかどうか、それはですね。

○14番（美島盛秀君）

それじゃない。私が言っているのは、前課長に言ったちゅうことですよ。町長とああいう打合せをしながら。

○町長（大久保明君）

いや、私に言ったというように先ほど聞こえましたけどね。

○14番（美島盛秀君）

いや、課長に言いましたよ。町長じゃなくて、その課長に私は注意をしたということですよ。

○町長（大久保明君）

課長に注意したということですか。何か、町長にも言ったというふうな言葉がありましたけれども、それは私の聞き違いかもしれませんけども、度々根拠のないようなことをおっしゃるような気がいたしますので……。

○14番（美島盛秀君）

議長、ちょっと待って。

○町長（大久保明君）

私が今、答えているんです。今から答えますから。

それから、このことに関しましては、先ほど課長が答弁したとおりでございますので、私は何を答えるのか、答える必要はないような気がしますけども。

○14番（美島盛秀君）

私は根拠のないことは、全く申し上げておりません。その根拠というのは、課長に私が、そういうことを町長に相談をして早く解決しなさいということを私は何遍も課長にお願いをした。その前漁業組合の組合長さんからも再三言われていましたから、この問題については。サメ駆除とかオニヒトデ、鍋の問題、あるいは浮き魚礁の問題。この漁業集落民のことは再三言われていたから、課長にも、早急に町長と相談をして解決しなさいよということを何回も言いました。その話を、私は町長が聞いているものだと、聞いておって、そういうのを解決していないのではないかなということを使ったんですけども。じゃあ、その課長は町長に相談はなかったですか。

○町長（大久保明君）

何度も相談に来たという記憶は全くないですね。じゃあ、課長、分かりますか。今、ここにいませんので、このことは、またもう一回確認を取ってから連絡いたします。

○14番（美島盛秀君）

議員から、議会から質問されると、あっち逃げ、こっち逃げ、本当に残念でならないですよ。何か隠そう隠そうとしている、事実を言おうとしない。

さっきの問題だってそうでしょ。最初の備品問題でも、家族もお母さんも亡くなって、家は荒れ放題。私は今、その家の近くを通るとき、かわいそうですよ。それは本人にもいろいろ問題はあったでしょうけども、そういう事態をつくり上げている、そういう環境をつくっている伊仙町政のトップの指導者は町長じゃないですか。いろいろ考えないですか。私だったら、まだまだ考えていると思いますよ。それは、答弁なんかはいいでしょう。

本当に残念でならない状況が、今、伊仙町では幾つでもあります。そういうこと等をないようにするために、冒頭申し上げましたように議会というのはチェックをして、監視をして、チェックをしてというのは、注意をするということです。私は大久保町長に全面的に協力しているつもりですよ。いろんなことを言って。助かっているんじゃないですか、私が言うから。そうでしょ。誰も言うことを言わなかったら、本当にどうなっているか、勝手してどうなっているか分からないですよ。いいことはいっぱいやっていますけれども。私は、一番、町長に協力しているのは、この美島議員だと自負しています。そういうようなこと等を、この問題については申し上げて終わりたいと思いますけれども。

次に、公共工事についてお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど、ありがとうございます。

また怒られるかもしれませんが、このことも私は全く知らないことであります。認識しておりません。

○14番（美島盛秀君）

この件に関して、その告発人となった本人から資料を預かりました。預かって持っています。これは、その入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、同法第8条、刑法第6条に該当するというで……（発言する者あり）ちょっと休憩して。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 2時35分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

美島議員の最初の質問で、示談金の件で、示談金の残りをどうしたかというやり取りで誤解を生じるようなやり取りがありましたので、正確を期するため、改めて美島議員の質問があって、町長の答弁を行って、それから進めたいと思います。

それと、美島議員の残り時間は40分になっているそうです。

○14番（美島盛秀君）

1番目の問題で、ガラスの損害金あるいは示談金問題で、元の職員が立会人で50万を町長と一緒に受けて、その50万の中からガラスの修理代を払って、そしてその残った分については町長が持っていましたというふうに、私、聞いたんですけども、この持っていったという言葉が誤解を招くような言葉でありますので、この持っていったという言葉について、町長の再度の、後の処理の仕方について質問をいたしたいと思います。町長の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

先ほど、私の聞き違いかなと思って議員の方々に聞いたら、議員の方々も私が持っていったというふうに聞こえたそうでありますので、今、疑義をただしたところ、今、美島議員が言ったことに対して、私はそれを受け取り、町の財産として当時の総務課長に渡しました。

それともう一つ、私の後援会ということではなくて、これ、新聞をよく見たら、私の自宅と庁舎に2か所ですから、計3か所というふうになっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（福留達也君）

その箇所は訂正しておきます。

○14番（美島盛秀君）

先ほどの公共工事の入札において談合等はなかったかと問うた問題で、告発状を提出してあると

いうことを言いましたけれども、その告発状については、今、資料を持っておりまして、運営委員会のほうで確認をしていただきました。告発状が提出されていたということにつきましては、運営委員会のほうで確認をさせていただいております。

○議長（福留達也君）

次の質問、どうぞ。

○14番（美島盛秀君）

次の問題に移りたいと思います。

6番目の、きゅらまち観光課の事務所内で発生した現金盗難についてお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

ただいまの質問に関しましては、総務課長のほうで答弁をしていただきます。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

事案の発生年月日ではありますが、令和2年10月1日午後6時から2日の零時にかけて発生したものでしょうということでもあります。

このことが起きて、いろいろ顛末書等を取った結果、懲罰委員会としては、その係長以上、課長に対しましては、指導不足ということで戒告処分をいたしました。

当時のその担当者については、その現金を持っていたということで、また、処理の仕方を聞くなりすれば、すぐに対応ができたものを机の中にしまっていたということもありまして、10分の1の1か月の減給処分にした次第でございます。

○14番（美島盛秀君）

この問題で町のほうは被害届を出して、あるいは捜査願を出したのかどうか。そして、捜査が終わった、その捜査内容がもう終結したということ等があったのかどうか。そういう捜査のほうが終わっていないのに、関係した人を懲戒処分にして減給処分、あるいは18万だったですか、弁償させたということ。これは、私は法律的に違反だと思いますけれども、そこらあたりの詳しい説明をお願いいたします。

○総務課長（久保 等君）

懲罰委員会におきましては、先ほども理由を説明したとおり、現金をそのままにしていた課に責任を問いまして、指導するべきだったことを、そこが足りなかったということで、戒告ということで懲罰委員会で決めてあります。

本人に対しましては、先ほどお話ししたとおり、確認等、どう処理すればいいのかということで対応すれば、こういう問題も起きなかったということで、そのような懲罰委員会を開いて決めたところでもあります。

その事の重要さを重んじまして、当人、当課から自主的に弁償しようということで申出がありましたので、それを処理してありまして、こちらが弁償せえと言って処理をしたわけではございませ

るので、そのようなことをございます。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと私は疑問に思うわけなんですけれども、捜査も終わっていないのに、自ら届け出て弁償したというふうに受け止められますけれども、そうしたら、これからも使い込みをしたら、もう途中でお金を払って弁償すれば終わったという感覚になると。というのは、前の備品問題、それぞれ6人がお金を弁償した。そうすれば、後は捜査がどうなるか。告訴もしていないのに、もう払いさえすればいいということで、今まで告訴もしないで逃してきたんだと、私は同じようなことになると思いますが、そこら辺り、どう区別したらよろしいでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この被害に遭ったときに、被害届と捜索を警察のほうに届けをいたしまして、お願いをしているところ。今、まだ解決はしていないところなんです。その被害額に対しましては、狂犬病の手数料とか登録手数料とかいうものでありまして、その分、課の責任を痛感して自主的に、町民に迷惑をかけるわけにいかないということでありましたので、その処理をしてあります。

しかしながら、犯人といいますか、その事件が明らかになりますと、またそのときの対応として問うていかに得ないと考えておりますが、その備品関係につきましては、先ほど社長の課長の答弁もございましたとおり、本人が返す意思がある以上、詐欺罪とか、そういうものについては告発は難しいものだろうという弁護士の判断もありまして、今までの経緯を書類をもって、どういったふうな告発がいいのだろうかということを、改めて今、弁護士と相談しているところでございますので、それを経て、また次の手続に移っていきたくて考えております。

○14番（美島盛秀君）

そのこと等は、私が今の説明を聞いてしまったら言い訳にしかすぎないと思うんですよ。そんな理由、誰も理解もできないし、信用もできないと思いますよ。

私は、その弁償した額を一時預かりをしておく。もう歳入で取ってあるんでしょ。預かりをしていて、そして捜査が終わった段階でどうしようかと、懲戒にしようとかいうことをやらないと、じゃあ、自分の課内でなくなったから、責任を取って職員で弁償しよう。ひょっとしたら職員内に、その金額が横領されとったかも分からないですよ。私は、そう疑いたくなりますよ。

だから、何回も言いますが、町長の指導力、各課長の指導力、それぞれの職員の資質、条例等、ある程度の行政に関わる者の綱紀粛正、そういうことを私は皆さんに伝えたくて、こういうことを一般質問しているわけですよ。ちょっと、今の状態では、私はもっともっと職員の皆さんも、みんなが一丸となって努力する必要があると考えておりますので、この盗難事件においては捜査の終結する、その人が払った済んだから、もう捜査のしようもないでしょう。職員も、金がもうできたから捜査にも協力しないですよ、これ。だから、そこら辺りの判断をきちんと、幹部に当たる皆さんですから、あるいは町長も一番指導しなければならない立場の人でありますので、そういうと

ころを一つ一つしっかりとけじめをつけれるような行政の進め方、そこら辺りをもっともっと努力をしていただきたいと思います。

このことについては、その納めたお金を再度払い出して、そして一時預り金として預かっておく、そして捜査が終わり次第、結論を出すということが出来るかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保 等君）

当被害額につきましては、その後、盗難に遭ったということでありまして、議員のおっしゃることも分かるんですが、町役場としては保険を掛けておりますので、その保険から、盗難に遭ったということであれば、その保険を利用できるということでありましたので、その後、その被害を保険で賄っております。その分を、その職員、18万5,000円について、本人等からの申出で被害をしたものについては、一応、本人たちのほうに返してございます。

そのようなことですので、これが捜査が明らかになったときに、またその対応等を取っていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、行政ですから、きちんとした整理をして報告ができるように。また、今後きちんとして、一つ一つしっかりと説明ができるような事務能力といたしましょうか、そういう資質の向上に努めていただきたいと思います。

次の問題なんですけれども、糖業振興会の件、この問題は全員協議会でもいろいろ説明がありましたので、1点だけお尋ねをしたいと思えます。

説明のときにも申し上げましたけれども、使い込みをした本人のほうから、私宛てにこういう文書が届いております、弁護士から。この文書については、内容証明書つきで町長にも送付してあるというふうに言われております。その内容同じ内容だと思えますので町長はそれの確認されたでしょうか。糖業振興会の代表会長様大久保明というふうに書いて送ってあると、その写しを私に送ってきました、コピーで。3月の19日に私のところに届いています。これを町長に送ったという証明書なんですけれども、町長もこの内容を見られましたか。いや、町長に送っているから、町長に、ちよつと。

○町長（大久保明君）

書類は、ほぼ確認していますけれども、それは送ってきていないです。もう1回確認しますけれども、まず見てないです。

○14番（美島盛秀君）

書類、送ってきていない。総務課長に。

○総務課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

私のほうにも、町長宛てでそういったものが届いているという事実はございません。

○14番（美島盛秀君）

そういう事実がないと、また、町長も分からないということですので、この件に関しては、今後いろいろ捜査にも関係すると思いますので、答弁はよろしいかと思います。

じゃあ、この問題について訴訟はするという3月24日の全員協議会での説明でありましたけども、訴訟したのか、そしてまた今後の流れ、経緯についてお尋ねをいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

3月24日の全員協議会におきまして、訴訟等を行う旨、報告いたしておりましたが、3月29日に開かれた臨時議会におきまして、損害賠償請求訴訟を提起するための訴えの提起が否決されております。

それを受けまして、3年4月8日に糖業振興会臨時総会を開催しております。その中で主な協議事項といたしまして、予備費の利用方法、充当方法について協議をいたしております。その中で、告訴につきましては予備費を充当して告訴を行うこと等承認を得られましたが、民事訴訟、損害賠償請求訴訟につきましては、やはり資金繰りの厳しい振興会において、損害賠償請求、民事請求を行うのはいかなるものかという意見が大半を占めており、現在、振興会におきましても民事訴訟の手続が取れていない状況にあります。

この件につきましては、その後、また弁護士等と協議をし、振興会が訴訟適格を有するかどうか、また、訴訟が終結するまでの費用について補助金の増額等が確約されていない状況でありますので、現在、積算等協議をしている状況であります。

告訴につきましては、告訴状が届き次第、徳之島警察署のほうに届ける予定になっておりまして、今週ないし来週をめどに届く予定となっております。

○14番（美島盛秀君）

告訴については、来週をめどにできると。これは、どこ宛てにするんですか、警察ですか、それとも地検ですか、お尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

告訴といいますのは刑事事件に対する訴訟でありますので、徳之島警察署のほうに届けを出します。

○14番（美島盛秀君）

民事裁判については、費用等々のことで弁護士と相談しながら進めていると、いつになるか、まだはっきりしないけども進めているという取り方でよろしいですね。そういうことで、この民事訴訟については裁判が長引く可能性はあると私も考えます。

これは本人の692万ですか、認めたお金、これについても、さっきのこの中に触れておりますけれども、そういうこと等などをしっかりと精査をして、早急に民事訴訟等も起こして、町民に、あるいは糖業、さとうきび農家の皆さんに迷惑をかけないようにやるのは町長の責任だと思いますので、

町長の今後の責任の在り方、取り方について答弁を求めます。

○町長（大久保明君）

今後、裁判が進んでいく中で、このことも前回、今日、質問のあったことと同じでありますので、しっかりと正確に進めていけるように、するように指導監督していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、しっかりと取り組んで、早急な解決を目指していただきたいと思います。

それから、ちょっと注意といいたまいますか、職員に対するお願いなんですけれども、この問題に関して、臨時議会があった夜に職員のほうから、ある議員の人に、もう聞き捨てならないような文言で電話が来たという話を私、聞かされて、その内容を聞いて本当に憤慨しました。このことについては議長に申入れをして、職員に、議員に説明させろと、そして陳謝をさせろということまで議長にも申入れをしたところだったんですけども、それは個人の問題だから個人的におわびをすればいいんじゃないかという話等も聞いておりますけれども。しかし、我々議会14人、名前を挙げて、その文言を言えば本当に残念な思い等をしているんですけども、そういうことに対して答弁は要りません。

町長、そういう職員の資質あるいは綱紀粛正、そういうことに対して、ふだんはどういう指導をしているんですか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保 等君）

今月の全体朝礼の中でも、そういった不祥事、それから小さいことになると私用の携帯電話の使用法、そういうことも一つ一つクリアして、町民から見てもふさわしい職員像というものがありますので、そこに近づけるよう、町長からも、私のほうからも注意、それから研修等もこれから去年はコロナでできなかったわけなんですけど今年計画されている研修等も、今は実施に向けて計画をしているところであります。その中で職員の自覚も促すように、それで課長会の中でもそういったことに触れて、こういった不祥事が発生しないようなことを注意していってまいります。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、この中にいらっしゃる課長、幹部と言われる職員の皆さんでありますので、言葉遣いには、あるいは公務員としての普段の態度、服装から始まって頭のとっぺんから足の先まで、公務員らしい姿勢で、私は臨んでいただきたいと、そういうことをまたお願いもいたしておきます。

次に、8番目の町長選挙についてお尋ねをします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

今回、町民の多様な意見を聞いてみたいということで町内各地を回っております。回ってみますと、いろんな道路、危険な道路、そしてまた、いろんな町民の声を聞くことで政策が進めていけるような状況にあります。

これは、年1回ほど、町内各地を回っていろんな意見を聞いていくということは、こういうこと

があったのかと、こういうふうに厳しい道があったのかとか、そういうことが初めて分かって、それを担当課に行って説明したり、そして課内のほうでも把握していないような場所もありましたし、現場に行くといろんな課題が見えるということでもありますので、町長が町内津々浦々まで回ってみるというのは、町民の方々、非常に劣悪な家もあったりして、ここは誰もいないだろうなと思ったら、そこに独り、ずっと外に出ないでおるといの方々もあるし、それからいろんな住宅、町営住宅などを回ってみても、名前がほとんど書いていないような住宅があったりしたこと、即いろんなことが対応できるというふうに考えておりますので、このことが私、名刺は配付しております。不在の方もいますので配付して置いてありますけれども公職選挙法に反するような行為ではないというふうに考えております。

○選挙管理委員会書記長（重村浩次君）

ただいまの美島議員のご質問にお答えします。

今のところは、出馬表明をしたことによる選挙違反であるということはありません。ただ、出馬表明するしないにかかわらず、選挙運動期間前に選挙運動と捉えられる行動、言動をした場合は、これは選挙違反となる可能性もありますので、よろしく願います。

○14番（美島盛秀君）

今の町長の答弁では、訪問して町民の意見を聞くと、いろんな意見を聞くということをやったと。また、選管のほうでは公職選挙法には当たらないということの答弁でありますけれども、町長は、10月17日執行の町長選に、3月議会で出馬表明をいたしております。これは完全に出馬をするという意向でありまして、出馬表明後の町内視察についてお尋ねをします。

町長あるいは奥さん、あるいは県議会議員、国会議員の秘書、駐在員、いろんな関係、そういう役職にある人たちがそろって町内視察していると。そして、ある場所では名刺をずっと置いて帰っていた。私は、こうして団体を組んで町内視察をすることは、公平公正に行わなければならない選挙権を有する町民にとって威圧的行為だと私は認識をいたしております、これは公職選挙法にも当たるだろうと私は考えます。

それで、4月に施行されたある県の市長選で2人の副市長が逮捕されております。部下、職員への投票依頼とか、票の取りまとめとかで逮捕された事件等も発生しております。

このようにして、私は町内視察すること自体、今後、法的根拠等も勉強しなければならないと思うんですけれども、あった。これは町長、今言った県議会議員、あるいは国会議員の秘書、あるいは駐在員、いろんなそういう役職を持った人たちが一緒に行動したことは認めますか。

○町長（大久保明君）

例えば、町単独事業もありますし、また、県関連の事業もあります、視察した中で。そうした場合に、地元の県議会議員が同時に行くということは、これは町内視察に当たると思います。

ただ、このことが公職選挙法に抵触するかどうかについては、再度、もう一回、いろいろ調べて確認をしていきたいと思っておりますし、もし、近いような状況であれば、それはまた改めていきたいと

考えております。

○議長（福留達也君）

残り9分であります。

○14番（美島盛秀君）

私も勉強させていただきますけれども、ぜひ町長も勉強されて、しっかりとした行動で活動していただきたいと思います。

それともう一点、公職選挙法136条の2項1地位利用、138条の2項の訪問の禁止に対する罰則規定、239条の2、この件に関してなんですけれども、4月1日の朝礼で、町長はじめ県議会議員、また、国会議員の秘書が来て挨拶をしたと。公平公正でなければ、公務員の前で、町長の地位という立場でいろいろと挨拶をするということを、私はこの公職選挙法136条に当たると認識しておりますけど、この4月1日の朝礼は事実ですか。

○町長（大久保明君）

事実であります。ただ、地元の県議会議員が、伊仙町の職員の前で県政についていろいろ話をさせていただきました。このこと自体は大変いいことではないかと考えておりますので、それもいろいろ調べて、そういうことが違法であれば、また改めていきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

私が言いたいのは、10月に出馬表明をして、その直近になって、今までにないことでしょうか、これ。過去20年間、ありましたか、朝礼に県議会議員が来て挨拶をするとか。ふだんの日はあると思いますよ。そういうことだから、私は、そういう活動ならちょっと考えていただきたいということを上申しているんですよ。ぜひ、この件についても勉強されておっていただきたいと思います。

じゃ、その次の項に、最後の問題をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

このことは、去年、伊仙町議会であったことではないかと思っておりますけれども、傍聴に来るとするのは個人の自由でございます。そのとき多くの方が来ておりました。また、事あるたびに傍聴の方は自由に来ているわけでありまして、このことを町長が妨害や威圧を与えるようなことを示唆しているということは全くありません。

○14番（美島盛秀君）

もちろん、そういうのを示唆するようなことはあってはならないことでもありますけれども、恐らくこれはそういう協会の中でそういうことがあったらろうと、また、身内関係の人たちがこういうことに協力を求めたということも私は聞いております。ですから、そういうこと等がないように、傍聴人の心得ということで、傍聴人は議場内に入ってはならないと第1項にうたっております。当時、この議場に飛び込んできました。そういう非常識なことが、今、伊仙町で起きたんですよ、事実。ですから、もともと町長に関係のある建設業界の人たちですので、ぜひ今後、入札等、そういうことに関係している人たちにはしっかりとした、町長の立場で注意なり、あるいは指導をしてい

ただきたいとお願いをいたしておきます。

それと、再度お願いしますけども、さっきの公職選挙法の問題でちょっとお尋ねするのを忘れていましたけれども、3月の第1回定例会の当初予算質疑において、交際費の80万円の中から2,000円を香典料として支出しているという趣旨の答弁がありましたけれども、この交際費について、この香典料に使っていいのかどうか。

町長も、町民の葬儀でありますので、大方顔を出しております。この交際費の中から、80万円の中から香典料を出しているということなんですけれども、この事実、交際費の中から香典料を出していますか、お願いします。

○総務課長（久保 等君）

今、手元に持ってはいないんですが、款項目の歳出費目の中に、交際費からその香典料をといるのを、歳出はふさわしいということで載っておりますので、それに従って、そこから歳出をしているものでございます。

○14番（美島盛秀君）

交際費の中から香典料を出すというのは、私は以前にも領収書を出しなさいと、交際費の領収書を出しなさいということを質問した、何年か前にしたことがありますけれども、違法性はないと、その範囲内で出しているからというようなことでありました。

ぜひ、調べて、交際費から香典料等を出しておりましたら、その領収書を、ぜひ提出していただきたいとお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

今後も伊仙町発展のために議会議員としてのチェック機能、監視をしっかりとやっていくことを町民にお約束をして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福留達也君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

次の議会は、6月10日木曜日、午前10時より開会いたします。この後、陳情審査を行いますので、総務文教厚生常任委員の皆様は議長室へ、経済建設常任委員会の皆様は委員会室へお入りください。

散 会 午後 3時15分

令和3年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和3年6月10日

令和3年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月10日（木曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問（上木千恵造議員、清平二議員）2名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶 永英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（福留達也君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、上木千恵造君の一般質問を許します。

○8番（上木千恵造君）

町民の皆さん、おはようございます。議席番号8番、上木千恵造です。令和3年第2回定例議会において、ただいま議長より一般質問の許可がありましたので、通告書に従い質問をいたします。

1点目、環境行政について。

徳之島広域愛ランドごみ焼却施設建て替えの進捗状況について。

令和3年第1回定例会においても質問しましたが、建設予定地として天城町、伊仙町が名乗りを上げており、今後、環境調査等を実施し、建設地を決定するとのことであった。また、新設には多額の費用がかかり、島民の負担が大きくなることから、別案といたしまして基幹改良事業を導入し、現在稼働している2基の焼却炉のうち1基を入れ替え、現施設の延命化を図ることも検討しており、3町長で合意に向けて協議しているとの答弁であった。このことについてその後、3町長または広域議会等で検討がなされたのか、現時点での進捗状況を伺います。

次に、ごみの減量化について。

焼却施設の新設あるいは基幹改良事業を導入するにせよ、ごみの減量化は避けて通れないことと考えられます。今後、ごみの減量対策について、町ではどのような方策を考えているのかお伺いします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について。

令和2年度の生活支援給付金事業について。

国からの一律支給の10万円を省いて、町の裁量で使い道が決められる町単独事業で実施した事業は何件か。また給付金額は幾らあったのか伺います。

2点目、町で実施した支援対策事業の決定に至るまでのプロセスについて。

町単独で実施した支援事業の支給要件、支給対象者、支給金額等は、どのような経過で決定されているのか、また、このことについて町民への周知徹底はなされているのか伺います。

以上で、1回目の質問は終わります。2回目以降は自席から質問させていただきます。

○町長（大久保明君）

上木千恵造議員の質問にお答えいたします。

環境行政についてでございます。この目手久地区でのこの焼却炉が、平成17年から稼働いたしま

して約20年近い年月が来ました。その間、広域連合の中で連合長が2年ごとに交代ということもあって、この施設の中から出てくるダイオキシンの対策、そして、ごみの分別数等の対策が遅れていた状況の中で、ダイオキシンが基準値を上回るようになってまいりました。そういった中で、この老朽化した焼却炉をどのようにもっていくかということで、3年前から検討委員会をつくりまして、いろんな議論をしてまいりました。

その中で台風などのときに野積み状態が発生したりして、クリーンセンターという名前に全くふさわしくないような状況が生じまして、そしてまた焼却炉のこの燃焼の仕方などが課題が残りました結果、ダイオキシンが出てきたと。そこで、広域連合のほうで職員の研修、視察などをやり、そして時間外にも焼却を進めていったり、3町でごみの分別を今まで以上にしっかりとしていかなければいけないという状況になりまして、ダイオキシンがコントロールされました。

その中で次期新設地をどのようにするかということでの議論を交わしてまいりまして、3月の22日に広域連合議会で長寿命化を基本とする基幹改良という形が、国・県の補助事業の対象となった中で、まずは目手久地区で基幹改良をしていくか、または天城町で新設していくかっていう議論を、広域連合議会のほうで再三にわたり議論した結果、この目手久地区での焼却炉を基幹改良していくということが、広域連合議会で可決されました。その後、天城町議会、天城町長も含めていろんな議論をした中で、この合意に向かってどのような経過であったということは、課長のほうからまた答弁をしていただきます。

以上でございます。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

上木議員のご質問にお答えいたします。

先般、5月28日に徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備に関する合意書が締結され、正式に基幹改良を行うこととなりました。6月8日の議会運営委員会でご説明したとおり、今後、徳之島愛ランド広域連合による地元説明会、6月19日を予定しています。これを開催し、地元の説明を行った後、補助金等の申請準備に取りかかることとなっております。

○8番（上木千恵造君）

私、質問は、この合意ができる前に質問書を書いたものですから、先般の全員協議会で幸課長のほうから3町の合意が取れたと、5月28日付ということで、大変喜ばしいことだと思っております。今後、3町合意に基づいて一日でも早く基幹改良事業を導入し、施設の改良が進んでいけばいいかなと思っております。そういう観点から、今後の、先般の3月22日の広域議会で基幹改良する方向で、長寿命化に対する予算が認められるということを知りました。今後、長寿命化対策も含めて、今後のスケジュール等について分かっている範囲内でいいですけど、課長のほうから答弁をお願いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

今朝ほど、議員の皆様へ資料のほうを配付させていただいております。裏面のほうに詳細なスケ

ジュールについてご提示させていただいております。令和3年、先ほど説明しましたように、地元の説明会を終えた後、長寿命化計画を策定し、令和4年設計図書、発注図書の作成を行い、令和5年に工事発注を行い、また基幹改良工事に着手するものと今のところ予定しています。この後、令和7年にこの基幹改良の施設が完了し、おおよそ令和17年までこの施設を使用するものと思います。

同時に新設に当たりましては、令和8年に長寿命化計画を策定し、その後、施設整備計画を令和10年に行います。様々な調査、基本調査等、地質調査等を行い、令和14年新設工事に着手し、令和16年に完成。基幹改良が17年までに長寿命化計画で行われた炉を廃止し、令和17年に新設の稼働の予定となっております。その下のほうには、最終処分場の計画等も併せてお示ししてあります。

この計画については、あくまで計画でありまして、今後いろんな諸事情により若干変更が出るものと思いますが、おおむねこの予定で計画が進んでいくものと認識しております。

○8番（上木千恵造君）

今の課長のほうから、最終処分場のお話が出ましたので、これについて一つだけ聞きたいと思えます。最終処分場、現在の使用率は何%ぐらいで、あと何年ぐらいもつのか、分かっている範囲内でお答え頂きたいと思えます。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

大変申し訳ありません。この最終処分場の現在の使用率等について、あいにく手持ちの資料がありませんので、後ほどお示ししたいと思います。よろしくお願ひします。

○8番（上木千恵造君）

今、課長の説明では、基幹改良事業ということで3町長合意が取れて、これからそれに向けてスケジュール調整をしているということでありましたけれども、このスケジュール表を見ますと、基幹改良の設計図書の発注が令和4年、来年度ですよね、その後、工事及び基幹改良の着工が令和5年、設計書の発注が令和5年、それで令和6年から基幹工事が始まると、そして令和7年から稼働ということになっています。

ということで、このことについて、先ほど地元の説明会は今月の19日に実施するというものでありますけれども、今後、これ地元というのは目手久だけ説明するのか、それとも町内何か所か東部地区とか回って説明するのか、その辺のことはどうなっていますか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

6月19日に予定していますのは、東西目手久を予定しています。ここで説明会を終えた後、また広報紙等を活用しまして町内全域もしくは島内全域のほうに、広域のほうから多分広報があるものと思っております。

○8番（上木千恵造君）

とりあえず目手久地区を説明して、その後、町内広報紙等でお知らせすると、そしてまた3町にもお知らせするというこのようです。そういうことで、これは当初、天城町と伊仙町のほうで大分候補地についてすったもんだの議論があったと思えます。先ほどの合意を書見ますと次期新設地

は天城町だということが3町との合意書に書かれています。ということで、今後、3町の議会等にも徹底する必要があると思いますけれども、3町の議会等に、例えば広域のほうで回っていただいて説明するとか、そういうことは今のところ考えているのかいないのかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

本件に関しましては、過去の様々な歴史を見ますと、口約束であったり、それぞれ確認文書がなかったりということで、様々な問題が起きております。広域連合としまして、この辺をしっかりと慎重に行うため、様々な場面で協定書を結び、議会のほうにその都度説明するように私どもが求められております。広域連合自体からの説明というものは、もしかするとないのかもしれませんが、それを受けて、私ども担当課のほうで議員の皆様及び町民のほうには重々、通知・広報するように、愛ランドのほうからも要請がありますので、今回の議運においての説明となった次第であります。

○8番（上木千恵造君）

ぜひ3町の議会を回っていただいて、理解を得るように努力をしていただきたいと思います。第1段階は3町長の合意で一応終わっていますけれども、この後、各町に戻っての議会対策といえますか、予算とかその他の手続が残っていますので、各町での手続がスムーズにいくように、ぜひ細かい説明を3町の議会を回ってやっていただければなと思っております。そういうことで、ぜひ早めに基幹改良事業が着手してゴミ処理施設が再稼動できるようによろしくお願ひしたいと思います。

次の、ごみの減量化について。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先般、説明しました新設の規模あるいは基幹改良の規模でこの辺を徹底するに当たり、現在より約2,000 tのごみの削減が求められております。伊仙町では、焼却処理量、令和元年度1,475 t年間、令和8年に1,134 t年間、23.11%の減量を削減するように求められております。

ごみの削減につきましては、目標達成が可能かどうか検討するために、現在の焼却量の上位を占める紙類の排出量調査を行うこととなりました。行政運営での発生量、実態を把握するため6月1日より30日までの間、現在調査を開始したところであります。また、家庭におけるごみの減量化対策として、同様に廃棄量やどのような種類のごみがあるのか、把握する必要があると考えております。

そこで、町長を筆頭に各種団体、議員の先生方へも実態調査、7月1日から7月14日を予定していますが、この調査へのご協力をお願いしたいと思います。その後データ整理、ご協力いただいた方々の意見を参考に、目標達成の可能性について検討してまいりたいと存じております。

○8番（上木千恵造君）

今、何名かのモニターですか、を置いて、ごみの減量の実証実験などを行いながら、減量化対策に努めていくというから、約、今から2,000 tぐらいの3町でごみを減量化していかないといけないということで、これまた多難な技だと思いますけれども、努力していただいて、ごみを減らさない限りはごみ処理場の規模がだんだん大きくなっていきますので、ぜひ減量化に努めていただきたいと思います。

それと、先般の3月にも質問しましたがけれども、日置市あたりでは生ゴミボックスを各集落に置いて、それに生ごみだけを入れて回収して、その代金として1キロ当たり10円だったですかね、10円をあげて、地域集落の金としてあげているというようなことが載っていましたがけれども、先般も検討してみますということでしたけれども、今後このような方策等も環境課のほうで考えていくことはできないのか、再度お伺いしたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

本議会6月定例議会におきまして、日置市と昨年予定していましたコロナの影響でできなかった部分、日置市との協定書に基づいたごみの実証実験を本年度実施する予定で、その辺の予算化のほうのお願いもしてあります。

また、婦人会からの積極的なご協力も頂いております。その部分のコンポストの費用助成の予算のほうも今6月議会のほうにご提案させていただいておりますので、それが通り次第、可決次第、速やかに実証実験、婦人会等も協力しながら行っていきたいと考えております。

○8番（上木千恵造君）

コンポスト、各集落に置いて実施の実験をするということですか。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

基本的に、女性連のほうにお願いしまして、コンポストの使い方、使用方法等について習得していただきまして、それを今後、町内全域に波及させていきたいと考えております。広報等で今のところ30基を予定していますが、30基に満ちてまた要望が多数ある場合には、また次の議会のほうで補正等を組ませていただければと考えております。

日置市の部分ですが、これも婦人会のほうに生ごみを集めていただいたり、やはりご協力いただかないといけない部分は多数ありますので、その辺の計画は後ほど、この本議会終了後に速やかにまた担当と打合せをしてお示しできればと思っております。

○8番（上木千恵造君）

ぜひ、実証実験を早めに行っていただいて、ごみの減量化に努めていただきたいと思います。

議長、すいません、先ほど1番目のごみ処理場について一つだけ聞き忘れていましたので、よろしいんでしょうか。

○議長（福留達也君）

どうぞ。

○8番（上木千恵造君）

今回、基幹改良ということで、目手久地区の今の施設を継続するということになりましたけれども、当初このごみ処理場造る当時、もう20年ぐらい前ですかね、各集落僕なんかも参加しましたが、検福とか、上面縄とか、東西目手久とか、その説明会の席上、集落への振興策として、熱を利用した温泉プールとかゲートボール場建設とか、その他、公園施設とかもろもろの説明がなされていきました。その後、見てみますと、振興策というのは一つも実施されていないような気がいたします。

その点について今後、東西目手久を中心とした東部地区に町として何か振興策は考えていないのか、お伺いをさせていただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

課内のほうでいろいろ検討しております。実現不可能な口先だけの約束はできないものと考えておりまして、実際にできるもの、どういうことができるのかってことで助成を出して集落の活性に役立てるような予算措置を行い、その使い道については、集落のほうで自由に発想して使用いただくような基金的なものができるれば、一番いいのかなと思っております。あくまでも基幹改良決定の後と思っておりましたので、この辺も課内のほうではいろんな方策について検討を重ねております。実際に始まった段階では、また皆様のほうに、また予算のほうも確保しないといけないものですから、総務のほうと相談して予算措置のほうも行わせていただきたいと思いますと存じております。

○8番（上木千恵造君）

この件に関しまして、先般、何日だったですかね、2週間ぐらい前ですかね、広域のほうにお伺いしていろいろ話を聞いてみました。そのとき集落の代表の区長さんとか何人か見えていましたけれども、その中で今すぐできる、例えば、集落に蛍光灯つけるとか外灯をつけるとか、そういうのはすぐできるんじゃないかと、そういうのは早めにしてほしいという要望がありましたけれども、このことについて、まあ財政的に絡むんでしょうから、総務課長のほうからそういう予算措置等ができないのか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（久保 等君）

ただいま質問にありました外灯等は、次の清議員の質問にも上がっていましたが、がんばる集落支援事業の中で、その電気料を集落で支払うということであれば、その外灯の設置は、がんばる集落支援事業でできるんじゃないかっていうことで、今そのような方法を進めているところであります。そのほかにその要望、要望といいますか、地域振興策という形で、先ほど幸課長が話しましたその案がまとまれば、それに沿った形で予算のほうも対応していきたいと考えております。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

先ほど、上木議員より質問がありました。最終処分場についてですが、現在の埋立条件につきましては約70%弱であります。あと10年で満杯となるような見込みでありまして、年間約4%で埋立がずっと行われているような状況であります。

○8番（上木千恵造君）

今の振興策については、ぜひきゅらまち観光課長と総務課長と相談して、目手久集落も20年来の約束ですので、ぜひ早めを実現していただきたいと思います。環境行政についてはこれで終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお願いします。

○町長（大久保明君）

これに関しましては、未来創生課長のほうからまず答弁していただきます。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、町単独で実施した事業は幾らあるか、何件あるかという件なんですけれども、事業が全てで38事業ありまして、このうちの8事業が国庫補助絡ませた事業でありまして、その残りの30事業が町単独の事業となります。

次に、給付金額は幾らあったのかということなんですけれども、これに関しましては、多分、子育て世帯生活応援給付金事業のことだと思うんですけれども、給付金額が4,046万円となります。1,245名分であります。

○8番（上木千恵造君）

全体が38事業で、町単独で30事業実施したと、この中で4,046万ですか給付があったということで、この給付の内容につきまして、これ現金で支給したのもあるし、商工会等の商品券で支給したのもあると思いますけれど、その辺の区分けが分かればお願いします。

○未来創生課長（名古健二君）

子育て世帯応援給付金のほうが、ゼロ歳から18歳まで町外にいる在住の子どももオーケーということで配布しております。あと、生活応援商品券事業についてなんですけれども、一応発行した金額が1億3,108万円でありまして、換金額が1億2,932万7,000円になっております。差額の175万3,000円がありまして、まず郵便局へ書留を出しましたけれども、戻ってきたのが77件、うちまた役場のほうへ引取りに来たのが31件で、受け取りができなかった件数が46件となっております、その総額は96万円であります。先ほどの175万3,000円から96万円引いて、79万3,000円が実際の受け取らなかった金額になっております。

○8番（上木千恵造君）

これ、もろもろ、今、郵便が配達されなかったとかありましたけれども、70何万支給されてないということですよ、これ、主な原因は郵便局で住所が分からなかったと、そういうあれですかね、支給されなかった原因は。

○未来創生課長（名古健二君）

一応、郵便局のほうへは書留で送っていますので、行ったけどいなかった、あと場所が分からなかった、そういう件数もありまして、一応我々もそれを調査したんだけど31件しか分からず、残りの46件がどうしても分からなかったということでもありますので、その96万円はどうしても支給ができなかったということでもあります。

○8番（上木千恵造君）

この商工会の商品券で支給されている部分について、これ全額換金されているのか、それとも書類不備等で換金されなかった支給金があるのかお伺いをいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

先ほども申し上げたとおり、一応発行したのが6,554名分でありまして、1人商工会とあと商工会

外がありまして1億3,108万円分の商品券を発行しました。換金のほうに来られたのが1億2,932万7,000円であります。残り、換金できなかった、発行金額から換金額を引くと175万3,000円が受け取れなかったということになります。

○8番（上木千恵造君）

この支給支援対策事業についてはこれぐらいでいいと思います。

次の、支給額とか支給対象とあとは、この決定に至るようなプロセスについてお願いします。

○議長（福留達也君）

今後の要望なんですけど、こういった一般質問等で事業が何件かとか、給付金が幾らかとか、こういったことがあれば、資料を作って配るようにしていったほうが皆分かりやすいと思いますので、今後よろしくをお願いします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業については、まず、国からの実施計画提出依頼を受け、次に、庁舎内にて要望調査を行い、計画の提出があった課へはヒヤリングを経て予算化し、議会への上程を行っております。

また、組替え動議のあったものに関しては、再度庁舎内で検討協議を行い、事業の構築を行っております。ご質問の支給要件対象者、金額等については、事業を実施する課内において協議の上、要綱要領等を作成し、決済完了したものが実施されています。

また、各課における町民の周知については、広報紙、折り込み広告としまして、水曜ガイド、ていだ広告、あと防災無線、町のホームページによる広報を随時行っております。

○8番（上木千恵造君）

各課でそれぞれ希望を募って、その後対策会議で決定しているということでございましたけれども、先般、我々議会のほうに出していただいて、修正が出された件もあります。そういう観点から見ますと、もうちょっと真剣さが足りなかったんじゃないかなと思われる点もあります。そういうことで、今後はこの決定に対するプロセスについて答弁生かして各課から要望聞くだけじゃなくて、それぞれ役場庁舎内にでも検討委員会等を設けて、課長職皆さん全員で共有しながら進んでいかなければ、またこの前みたいな修正とか出されてもあれですので、今後は、また課長の皆さんいっばいいいますので、真剣に討議していただいて、決定はしていただきたいと思います。

この件はある程度、国と県から支給要綱は決まっていると思いますけれども、その支給要綱の範囲内でできるのについては、もう県からのあれで通達で分かりますけれども、町単独で使えるお金については、町の執行部の皆さんの考え方ですので、ぜひ町民に身近な政策ですか、そういうのを真剣に考えていただきたいと思います。

それと、この例えば町が決定した事業、子育てゼロ歳から18歳までには幾ら幾らと金額を決めて支給していただいたわけなんですけども、この決定に対して言えば、県とかその辺からいろいろま

た指導とか助言等があるのか、それとももう町で決まったやつは町で単独で実施できるのか、その辺はどうなっていますか。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

この新型コロナウイルス感染症臨時交付金事業に関しましては、全てコロナに関係あるのじゃなくてもオーケーという事業もありまして、そういう事業に関しては、県のほうから指導を仰ぎながら行っておりますし、また、コロナに関する、何が関するのかわからないというような感じでありますので、全てが間違いなくこれはコロナに関しているだろうというわけではありませんので、その点に関しては、先ほど申し上げたとおり、単独で行える事業が今回30事業もありましたので、結構こういう単独の事業が受けられるということでもあります。

○8番（上木千恵造君）

県からも助言等もあるということのようですねけれども、前回38事業実施して、町単独で30事業実施したと。この中で県から何かこういう事業には該当しませんよとか、そういう助言等はありませんか。

○未来創生課長（名古健二君）

一応、担当のほうからも私のほうへそういうあれがないということは、多分なかったと思います。

○8番（上木千恵造君）

何でもこういうことを申し上げると言いますと、一般、周知徹底が不足しているのかどうか分かりませんが、一般の町民の方に聞いてみますと、これは県知事のほうから給付していただいたと、町はあんまり関係ないようなことをおっしゃる町民もいます。そういう中でこの周知徹底の方法が足りなかったんじゃないかと思えますけれども、これ本当にそういう助言・指導はなかったですか。

○未来創生課長（名古健二君）

再度また担当のほうからもう一度聞きまして、また報告したいと思います。

一応参考までなんですけども、去年の広報に関してなんですけども、まず9月30日に商品券取扱事業者募集広報ってということで、ていだ広告を出しまして、10月1日には防災無線での放送、10月13日には子育て給付金対象世帯への申請書配布と、あと26日には商品券全体に発送、あと27日には事業についての広報、あと11月1日には町広報紙にて町民への周知、11月25日は事業について広報ってことで防災無線で流しております。それで、最後に12月9日に事業について広報ってことで、町のホームページのほうに掲載しております。一応こういうことをしながら進めていますので、広報に関しては結構周知されているもんだと考えております。

○8番（上木千恵造君）

いま、ずらずらと並べて申し上げていましたけれども、私の個人的な考えでは、周知徹底はなされてないんじゃないかなと思います。ある家庭なんかお伺いしますと、これは県知事から頂くもので町と関係ないと、そういう意見も何件か聞いています。そういうのも徹底して周知しないと、今

後、町で実施した事業を県の事業だということで勘違いされても困りますので、その辺のところは再度、しっかりして検討してくださいよ、課長。分かりました、じゃあ、ぜひその意気込みをもう一回語っていただきたいと思います。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいま上木議員のおっしゃったとおり、我々の周知徹底とか、県がこの事業しているんじゃないとか、そういう具合に思われているということは、やっぱりそれなりに我々の周知力、また、いろいろな問題で足りないと思いますので、これから役場職員全体、また未来創生課全員で、また新たにこういう点を直しながら、町民への周知を徹底していきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○8番（上木千恵造君）

ぜひ、頑張っていていただきたいと思います。それと今回の補正にも出ていますけれども、生活給付金ですか9,750万だったかな、この件については、現金支給で行うのか、それとも何か商品券等で行うのか、分かっていたらお答えいただきたいと思います。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

一応、商工会のほうにもお願いしまして、事務等もしていただけるということで、商工会と協力しながら商品券の発行をしていきたいと考えております。

○8番（上木千恵造君）

このことについてはまた予算でも質疑したいと思います。ということで、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（福留達也君）

これで、上木千恵造君の一般質問を終了します。

次に、清平二君の一般質問を許可します。

○5番（清平二君）

おはようございます。5番の清平二です。令和3年6月定例議会におきまして、議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

伊仙町民が安心・安全で子や孫の誇れる町づくりが私の政治信念であります。執行部も簡潔なご答弁を期待します。質問に移らせていただきます。

1、長寿子宝社の運用について。令和3年度の委託料等、予算化されましたが、それぞれの予算と6月までの実績、効果について問います。まあ、地域コミュニティバス、学童保育、その他の事業について。

2番目、施政方針のページ、7ページに小中学校を統廃合することなく、これらを核とした拠点の活性化を明確にしますという施政方針がありますけれども、年齢別人口集計の推計等を考慮した計画があるのかを問います。

3、不法投棄防止対策について。農業用廃プラスチック類の不法投棄について問います。

4、がんばる集落支援事業について。令和元年、2年度、がんばる集落支援事業の実績と令和3年度の計画について問います。

以下、自席にて質問いたしますので、よろしくお願いします。

○町長（大久保明君）

清議員の質問にお答えいたします。

長寿子宝社に関しましては、今、この町職員OBを中心として新しい考え方で、町の外郭団体としての役割を果たしております。今まで町内にいろんな形でコンサルタントの方々が来町いたしまして、いろんなこれからの地域づくりのアイデアを享受していただいております。そういうことを社団法人としてつくって町から職員を出向して、これから農福連携であったり、地域コミュニティバスのさらなる進化などを含めて伊仙町のある意味では企画、未来創生課とも連携して、頭脳集団としての役割を果たしていけるんじゃないかというふうに期待をしております。

細かいことは、また担当課長のほうから答弁していただきますけれども、先般この奄美群島におきますこの計画書の中で、徳之島では長寿子宝社という会社が出て、町民のあらゆるニーズに応えられるような多角的な事業を行っていくということが書いてありましたので、今後、この社団法人が、ますます伊仙町の課題解決のために尽力を尽くしていくことを期待をしております。

○総務課長（久保 等君）

総務課内においては、長寿子宝社と空港の検温作業についての委託を契約してございます。令和2年度において5月から10月まで職員でそれを対応していたんですが、そうするとまた往復の燃料代、一人一人各課ごとに曜日を決めて対応していたんですが、そうするとまた事務作業も増えるとか、そういうことも考えられましたので、11月から3月までを121万円の契約で検温作業をしております。令和3年度においては、300万円で現在契約をしているところであります。この検温作業がこのコロナワクチンの接種状況、年内なのか年度内でこれが収束するのかっていうところも、また鑑みて実績における支払いということになっていきますので、その状況を見ながら判断していきたいと考えております。

○地域福祉課長（大山 拳君）

清議員の、長寿子宝社の運用について、令和3年度に委託料として計上されている予算額と、実績及び効果について問うということについてお答えいたします。

地域福祉課から長寿子宝社へ委託料として予算計上しているのが、スタートアップ支援事業105万円、元気度アップ地域活性化事業100万8,000円、生活支援体制整備事業が227万2,000円の3つの事業を委託しております。

1つ目のスタートアップ支援事業については、法人の立ち上げに伴い、その体制、環境づくりを支援するもので、今年度で3年目となります。当初予算において委託料として計上しておりましたが、以前、指導を頂いており、本議会においてその予算の性質から委託料から負担金補助及び交付

金へ組み替えすることを上程しております。実績効果については、設立のための支援なので、今後、当該法人が自立・自営していくことが成果になると考えております。

2つ目の元気度アップ地域包括ケア推進事業は、高齢の方が地域で暮らし続けることができるよう、健康増進活動や社会参加活動などグループで地域の互助活動を行い、自身の健康を保持することで地域全体を活性化させることを目的とするものです。実績及び効果については、平成31年度、令和元年度から事業を開始し、令和元年度22グループ、令和2年度24グループ、令和3年度6月1日現在17グループの登録及び活動が報告されており、グループ数を増やし、活動により付与されるポイントを商品券と交換して地元で商品を購入するという面での、地域活性化の一端を担う面はありますが、本来の目的である介護サービスに頼らず自助・互助により健康寿命を増進させるという目的においては、すぐに答えが出るものではないと思っております。今後も継続することで、その成果が表れるものだと考えております。

3つ目、生活支援体制整備事業について、地域での生活を支援できるよう体制を構築していくことを目的としております。生活支援コーディネーターを配置し、コーディネーターを中心に民生委員など連携して、地域での見守り活動や町内の社会資源の掘り起こしなどを行っております。成果として、高齢者や障害者への要援護情報を把握し、緊急時にスムーズな援護を行えるよう、包括支援センターの災害時要援護者台帳と連携した支え合いマップを作成し、随時更新をしております。また、地域資源の掘り起こしとして、町内商店等からの聞き取りにより、配送サービスの有無や集いの場の紹介などを掲載した社会資源マップも作成しております。こちらについては、今年度中に製本ができ次第、周知広報することを考えております。

以上が、地域福祉課にて委託料として予算計上している事業になります。

○議長（福留達也君）

これ、清議員、全て聞いてからしますか、一つずついきますか。全て、じゃあ総務課のほうから。

○5番（清 平二君）

空港のほうで検温業務委託ということですので、やはりこれは非常に大切なことじゃないかなと思います。ぜひ島内にコロナウイルスを持ち込まないような、非常に基本的なことじゃないかなと思いますので、しっかりと基本作業をして、この方々にもやはりそういうかかる危険性というのが高いので、この方々も早めにワクチンなどを注射して予防していただくようお願いいたします。

次に、よろしいでしょうか。私のほうからお願いしたいのが、集落を結ぶ健康増進事業委託契約についてお願いします。

○議長（福留達也君）

これは何課ですか。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

清議員のご質問にお答えいたします。

地域コミュニティバス事業について、今年度担当しております健康増進課よりご説明いたします。

地方創生臨時交付金事業を活用しまして、昨年度に引き続き集落を結ぶ健康増進事業として、地域コミュニティバス運行業務事業を一般社団法人長寿子宝社に業務委託契約を行い、毎日3回ずつ町内、東部、中部、西部、3路線の巡回バスの運行、町外、徳之島町、天城町、ほーらい館送迎バスの運行を業務委託しております。予算額は前年度の実績を踏まえ、月170万円の12か月で2,040万円を計上しております。4月実績が117万7,401円、5月実績が156万3,964円となっています。利用実績につきましては、4月が延べ乗車人数3,418人、5月が1,470人が利用しております。4月が5日間、5月が16日間、コロナ感染症対策拡大防止策として臨時休業をしております。4月の1日乗車平均が180人、5月の1日乗車平均が147人でございます。休業中はバスのメンテナンス、バス路線の点検、清掃活動、1日はコロナワクチン接種の移動支援などをお願いいたしました。効果としましては、高齢者の健康増進として介護予防教室への参加、ほーらい館利用での買物支援や交流の機会として、高齢者の楽しみや生活支援しております。また、ほーらい館を利用するジュニア教室のプール教室参加者で、共働きで送迎が困難な家庭のお子さんの移動支援を行ったり、喜ばれているところであります。

以上で、ご説明を終わります。

○5番（清 平二君）

資料請求してもらいましたが、A4ですか、非常に字が小さくて虫眼鏡で見ても見えないぐらいの資料だったので、一応、今日、局長に拡大していただきましたけども、まず、各ルートは4月、5月、1日当たり何人ぐらい乗っているのかお伺いします。

町内は3回ですか、町内は3回、町外は2回運行してると思いますが、それぞれの運行状況によって、その人数が午前の部であれば何人乗って、1日平均当たりどのぐらい乗っているのか、昼からの部がどのぐらいなのか、たしか夕方は東部も中部もこの資料見ますと、西部も乗車数はいないように見えますが、これが事実かどうか。その辺のところをお伺いします。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

資料お手元のほうにあると思います。おっしゃるとおり大変見にくくて私も見づらかったんですけども、すいません。Aルートのほうが中部コースになっておりまして、こちらのほうが、ほーらい館から阿三、阿権、馬根、八重竿、中山、御前堂、ほーらい館までのルートで、1日乗車数4月が480人、5月が196人、1日平均乗車数が4月が25.3人、5月が19.6人であります。Bルート、東部ですけれども、ほーらい館から喜念、目手久、上面縄、検福、東伊仙、ほーらい館に戻っているコースでありまして、4月が平均乗車数が496人、1日平均乗車数が26.1人、5月が延べ乗車人数が289人、1日平均乗車人数が28.9人。Cルート、西部コースのほうが、ほーらい館、阿三、木之香、犬田布、上晴、河地、小島、崎原、犬田布、木之香、ほーらい館に帰ってくるコースですけれども、4月延べ乗車人数が784人、1日平均乗車人数が41.3人、5月が延べ乗車人数が370人、1日平均乗車人数が37人あります。

徳之島町のほうは、ほーらい館ご利用の方の送迎になりますけれども、4月延べ乗車人数が858

人、1日平均乗車人数が45.2人、5月が延べ乗車人数が382人、1日平均乗車人数が38.2人。

天城町コースが、4月延べ乗車人数が800人、1日平均乗車人数が42.1人、5月が延べ乗車人数が229人、1日平均乗車人数が22.9人。4月、5月ともにコロナで休日、臨時休業もありましたので、こういった人数になっております。

この中で議員がおっしゃるとおり、1日3回このコース、町内につきましては走っております。町外に関しましては1往復でありますけれども。夕方の便、こちらのほうがまだ周知のほうが十分されていないところがあると思うんですけれども、まだ町民の皆さんがほーらい館バスっていう認識がありまして、夕方の便が走っていること自体、まだ十分周知されていないようなところがあると思います。

これをどういうふうを活用していくか。長寿子宝社含め当課のほうでも、今後利用に関しては、他の役場の庁舎内の各課とも協議しまして、利用を促進して行って、せっかくの社会資源でありますので、町民の方の手と足となりますように、活用していきたいというふうに思っております。

○5番（清 平二君）

今、夕方の分が、乗車率がいないということによろしいわけですね。

この夕方の便の乗車ですけれども、例えば夕方、各集落から伊仙に来て、帰る便がないからやっぱり不便を来すだろうと思うんですよね。そういうことを含めて、このバスの利用率の何か、去年は1,500万ですか、今年は2,000万ですか、何かこれ増やすような、団体からの何か要望とかなにかあったんでしょうか。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

昨年度は実証事業ということで、6月から事業を委託しております。今年度は4月から、当初からの委託になっております。

○5番（清 平二君）

各種団体からの要望等はなかったんですか。役場の中で決めて、町民に広報しているのかどうか。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

このコミュニティバスの運行に関しましては、地域包括ケアシステムの体制づくりということで、7、8年前から検討を重ねてきた事業であります。そういった中で、外部のそういうコンサルというか、そういった方々からも、伊仙町では徳之島町、天城町につきましては、県道沿いに集落がありますので、バスの利用でスムーズにいくんですけれども、伊仙に限りましては、町内、山手のほうに集落が散在しておりますので、そこを結ぶ、どうしてもやっぱり免許証の返納でしたりとかそういうのがありまして、高齢者の支援とか、そういったものを含めて、これはどうしても必要な事業ということで、検討を重ねた事業であります。

各種団体からのそういった要望とかということですけど、まだそちらのほうが、こちらからの周知もまだ行ってないので、足りないと思うんですけれども。そういった団体とかにも5月の区長会では資料も全戸配布していただきまして、町民の方への周知に関してはしておりますけれども、いろ

んな事業所、例えば、買物支援とかで他の団体と協力できるところはあるのかとか、今後検討していきたいというふうに思います。

それは役場の中で、検証委員会というのを大体、月1回、二月1回ぐらい行っておりまして、その中でもこの利用に関しては検討しております。

また、県道に関しましては、総合陸運さんのバスが走っておりますので、そちらもありまして、運輸局の指導も頂きながら、この路線の活用について、今年度、その検証、検討会の中でも議論を進めていくところであります。

○総務課長（久保 等君）

この事業につきましては、先ほども言ったように、検討委員会の中でもいろいろ検討を重ねております。

先ほど地域福祉課からもあったんですが、そちらで、サロンとかその送迎に、例えば午前中だけ、また午後だけ、昼間の時間は運転手の確保が難しい。逆に、時間帯が1、2時間であると、どっち側を、家の、自分の農業を中心とするのか、それを中心にするのかとか、運転手の確保が非常に難しいという状況になっておりました。

この買物支援サロン、ほーらい館、これを一体化することによって、1日常時通じて運行ができるという利便性もありましたので、このように一本化していろんな運転手を抱えてするんじゃなくて、一本化したほうがうまくいくということで、このような事業で進めている次第でございます。

○5番（清 平二君）

やはり、この夕方の乗車率が非常に悪い。私から言わせれば、言葉は悪いんですけども、2,000万もかけてこれを運行するのはどうか。午前中来て昼帰る、ほーらい館を利用している方々がほとんどだろうと思いますけども、その辺のところをどう今後検討していくのか。

やはり、いろいろ各課で予算を立てたりする場合は、各団体からの要望があれば効果があると思うんですけども、やはり役場からのこういう、運行バスをしますのという、何か押しつけみたいな感じでやっているから、こうなるんじゃないかなと思いますけども。

今後、これをどうするのか。町長はこれについてどう思っているのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

先ほど澤課長からもありましたように、月々、どのように時間帯を分ければ、もっと利用者を増やすことができるのかという検討委員会も毎月行っているわけですし、その中で、昨年度設定したルートからまた変更したり、時間帯の変更も行っているところであります。

あと、国交省のほうから、立入りというか、1回検査に来られたんですが、逆に今、老人の事故が増えたりして、免許証を返している方、買物弱者がいる、そういうものについて、こういった事業はすごくいいという評価を受けました。

その中で、県道で総合陸運が走っている時間帯、それを競合することはよくないということもありましたので、運行の時間帯も検討委員会の中でいろいろ協議しているところでございます。

さらに、この夕方の便の乗車率を増やすためにどういったことを必要なのかということも、その会の中で検討してまいりたいと考えております。

○5番（清 平二君）

これを予算的に見てみますと、これは4月分ですかね、運転手が5名で82万9,500円、たしか燃料代が月40万ぐらい使っていたんじゃないかなと見たんですけども。

やはり、これを利用していないのに、こんなに車を空走りというか、こうしてやるよりも、他に、財源を使って町民に行き渡らせるような予算ができるんじゃないかなと思うんですけども。この予算についてはどう思うでしょうか。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

4月は燃料費計上しておりませんで、5月のほうに42万1,004円を計上しております。4月分が5月精算分ということになっていていると思います。

これに関しまして、この移動支援ですけれども、いろいろな効果、高齢者の健康増進含め、効果が出ているところであると思っています。空走りって、夕方の分に関しましてはもちろん利用していただくように、今後検討、なかなか行って帰っての時間の中で買物が十分できなかつたりとかあるかもしれません。行きだけでもバスを利用して、帰りは家族の方に迎えていただくとか、そういった方法もあると思いますので、そこの、どういうふうにして利用率を上げて、住民の方々にもっと利用しやすいことをするかというのは、また検討委員会のほうでも考えていきたいというふうに思っています。

あと、町外のほうもバスを運行しておりますで、これに関しては100万ずつ両町からも補助金として頂いておりますので、ほーらい館を利用されている方が今のところ多いですけども、もっと町民の方々が利用しやすい巡回バスのほうに利用できるように、検討を重ねていきたいと思っております。

○総務課長（久保 等君）

この経費の件については、そもそもほーらい館の送迎で運転手とバスを走らせていたわけですので、それをほーらい館支出じゃなくて、先ほど言いました地域サロンや学童保育の送迎、そういったものに回していておりますので。逆を言えば、その成果を出すことによって、町内の巡回するために2名の運転手を増やしているわけなんですけど、そこは町民のサービスにつながっているものだろうと考えております。

○5番（清 平二君）

この集落を結ぶ健康増進事業ということで、これに事務員1人雇って16万7,400円、月。この5名のための給料を出すだけの事務員なのか、ちょっと分からないんですけども。ちょっとこういうのもどうかなと思うんですけども。

長寿子宝社でそういうのであれば、この集落を結ぶ健康増進事業、あるいは他の事業をまとめて事務ができると思うんですけども。やはりこの辺のところをちょっと改革はできるんじゃないかな

と思います。どうでしょうか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11時15分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

先ほどの清議員のご質問にお答えいたします。

事務賃金、4月で16万7,400円となっておりますが、この、集落を結ぶ健康増進事業だけではなく、いろいろな送迎事業を行っております。学童でしたりとか、子どもの水泳事業、あとは、先ほど地域福祉課のほうからもありました3事業と、そういった事務に関わる事業をこの事業のほうで計上しているところであります。

○5番（清 平二君）

Aルートですかね。阿権、馬根、中山、八重竿、御前堂、これがAルートですよ。たしか、今、私、広報紙を見たら、3回ということ載っていたんだけど、これでは今2回ですけども、実際には何回回っているんですか。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

資料のほうにAルート、Bルート、Cルート、Dルートとなっていると思いますが、DルートのほうがこのAルートの3回目になっていまして、東部、中部、西部、3地区とも1日3回ずつ巡回しております。

○5番（清 平二君）

3回ずつという、Aルートの3ページ、これには2回しか載っていないけども。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

資料のほうにDルートというのがあると思うんですけども、Dルートがこの中部の3回目になります。

○5番（清 平二君）

Dルートと、ページ、8ページですよ。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

はい。

○5番（清 平二君）

全然実績が載っていないけども、これもやっぱり昼間の3回と一緒に、何も利用していないのただ走っているというわけですか。

○健康増進課長（澤 佐和子君）

先ほども申しました、この3コースあるんですけども、3回目のほうが利用が少ないということになっていきますけれども、コロナの関係もあったりとかしますけれども、水泳の送迎でしたりとか、水泳クラブに来られるお子さんがこのバス3便目を利用したりとか聞いておりますので、これから、先ほども申しましたとおり、3便目に関しましては、利用促進について、検討会も含めて検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○5番（清 平二君）

やはり、このように、やはり町民から見たら、何も利用者がいないのにただバスだけ走っているという、これは何のバスかなと思っているので、やっぱり有効利用していただけるようお願いしたいと思います。

それと、商店街に買物をするのにということでも少しあったんですけども、私たち今一番河地、小島でお店がなくて、犬田布に行くか、西犬に行くか、あるいは天城のほうまで走らないと店がないという状況なので、やはり、こういう商店街のこういうのを守るという方向でしていかないと、やはり伊仙集中になって、商店街もなくなって、非常に、年を取って車も運転できない、近くにないということ非常に不便感じますので、その辺のところは十分承知で進めていただきたいと思います。

次に、お願いします。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

清議員の長寿子宝社への運用について、放課後児童クラブについて説明いたします。

放課後児童クラブの委託料につきましては、予算額が1,526万7,000円に対しまして、本年度の長寿子宝社への委託契約額は1,520万となっております。

現時点での実績及び効果につきましては、4月分の出来高部分等確認申請書で支払いを112万5,400円支出しています。登録児童数が55人、延べ利用児童数が751人となっています。

支払いのほうは、4月分の請求のみ来ている状態にして、5月の請求がまだ来ていませんので、5月分以降はまだ支払いを行っていません。

また、本事業を実施することで、保護者が安心して児童を育て、子育てと仕事の両立の一端を支援できているものと考えています。

○5番（清 平二君）

やはり、子どもを育てるということで、児童・生徒、働いている親が安心してできるというのはいいことだと思います。

それでお尋ねしますけれども、ほーらい館で何人預かっているのか。犬田布幼稚園で何人預かっているのか。

それと、保育所には、定数ですか、0歳児が3名で保育士1人とか、1歳児がとかいう基準がありますけれども、この児童の定数と職員の定数と分かれば教えていただきたいです。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

現在、今までは一らい館のほうでわくわくクラブを行っていた分は、今現在、西伊仙の未来館のほうで行っています。未来館のほうが33名、犬田布幼稚園のほうで22名の児童が利用しています。

それと、放課後児童健全育成事業の配置人員なんですけど、放課後児童支援員という有資格者が1人、あと補助員が1人ということで、40人に対して2人というふうになっております。

○5番（清 平二君）

時間は何時から何時まで預かっているんですかね。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

時間は、平日1時から6時まで、土曜日と、あと長期休暇が午前8時から6時までとなっておりますが、平日の小学校の終業時刻の変動によって、1時半とか1時とか、時刻の変動はあります。

○5番（清 平二君）

1時から6時まで、これをもし延長保育にした場合はどうなるでしょうか。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

ただいまご指摘のありました延長利用料金については、4月の当初は設定していませんでした。しかしながら、この児童クラブに事前に「少し遅れます」とかいう連絡がなくて、児童を長い間預けたり、あと親御さんとの連絡が取れなかったりする児童がちょっと増加したために、急遽、延長利用料金の徴収についてという論議が始まりまして、現在、6時を越えたら6時半まで1,000円、6時半を越えると15分毎に500円の徴収となっております。

ちなみに、5月から始まりまして、5月での徴収する予定の件数は3件の3,000円となっております。

○5番（清 平二君）

30分遅れたら1,000円、それから15分ごとに500円、1時間遅れたら2,000円ですよ。

今、保育所での延長保育は1時間大体2,300円だと思うんですけども、やはりこれは、保護者に対するの料金が高過ぎるんじゃないかなと。何かやっぱり基準を設けてしないと、今、徳之島で大体パートの平均賃金が1時間850円ぐらいだと思うんですけども、それに比べると、やはり2倍の高さになってくるわけですので、この辺のところはちゃんと規律とか保護者との連携が取れているのかどうかお尋ねします。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

この利用料金に関しましては、安易な延長利用を控えてもらうために高く設定してあると思います。この措置によって、延長利用の件数は4月と比べて減りましたが、料金設定が高いということであれば、他町の児童クラブの状況を調査して、料金設定の見直しを行いたいと思います。

○5番（清 平二君）

今、支援員の賃金、西伊仙西が33名で、支援員が1人、補助員が1人、2人ということで、犬田布幼稚園も同じようなこと、2人で見ているということですけども、今、この私がもらった資料の

中で見積書を見てみると、時給1,200円の労働時間8時間の5名、土曜日が8時間の39日、2名に積算されて、664万9,000円となっています。時間が1時から6時までということですが、どうしても時間がこの見積書の時間と違うんですけども、そのようなところの整合性はどうなっているのでしょうか。

また、その下に支援員の賃金ということで、時給900円の5日、241日の1名、108万4,500円、両方で770万円ぐらいですか、見積書になっていますけども、これは見積書であって、実際にこれと違うということですか。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

この点につきましては、いま一度ちょっと精査をしますんで、後ほど報告させていただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

やはり、説明をするのにそういう食い違いがないように、預かり保育を1時から6時までしているのに8時間とか。

令和3年度の4月分の放課後わくわくクラブの実績を見てみますと、補助員が時給900円にして10名というのを出ているんです。やはり、さっきの定数、40名に対して2人というのと、どうも基準値よりも非常に多く出しているように私には見えますけども、どうでしょうか。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

国の規定では、40名に対して2名配置すればいいということなんですが、本町においては、犬田布幼稚園で行っている放課後児童クラブについては、敷地が広く、安全性の面で目が届いていないのではないかと学校の側からの要望があり、他に、また年々放課後児童クラブの利用ニーズが高まっています。

第2期伊仙町子育て支援事業計画では、放課後児童クラブ実施箇所数を4か所と設定しています。施設を増やすに当たっては、放課後児童支援員の有資格者の配置が必要です。放課後児童支援員の研修を受けるに当たって、受講資格に児童福祉施設での従事時間が2,000時間を超えている者等の記載があり、この支援員の育成を兼ねながら有資格者1名、補助員2名を配置しているということになっています。

○5番（清 平二君）

あと、児童クラブが増えるということで、これを見込んで2人増やして4名体制としているということですね。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

3名体制となっています。

○5番（清 平二君）

西伊仙西が1人と犬田布幼稚園1人の3名体制ですか。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

未来館も支援員が2人、補助員が1人、犬田布幼稚園も支援員が2人、補助員が1人の3名体制になっています。

○5番（清平二君）

この3年度の実績では、900円の10名ということで4月分来ているんですよ。人員が全然違うんですけども。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

実際に配置されている支援員の賃金（2）のほうが5名、で、支援員賃金1名というのが補助員で一応やっていますけど、一応現在、これを基に委託金を支払っている状況です。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時23分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

先ほど私が説明した資料は、当初予算の見積りを取ったときの書類を見て、話を、説明をしました。大変申し訳ございません。

清議員のおっしゃるとおり、4月分の実績で、主任の1,200円の時給の者が21日間、で、1,000円の支援員が出勤分が42万4,000円、あと残り10名というのが補助員でございます、この10名というのは、補助員が犬田布に行ったり、伊仙の放課後児童クラブに行ったり、その10名とかで、欠勤、欠勤というか、休みの人のための代替職員の人数でございます。

以上です。

○5番（清平二君）

非常に、子供たちの、安心してここで、児童クラブで安心して、親を預けられるといいと思えますけども、やはり今みたいにそういう誤解がないように、また、非常に、その、延長保育ですか、金額等も、保育所やら他の市町村と比較し、そのやはりパートをしている時間等の単価と比較して、保護者から適正な料金をもらうようにし、やはり予算執行に当たっては、やはり経済効果、それからまた、その財政の減をしっかりと見詰め直して、していただきたいと思えますので。まあ、非常にいいことだと思いますよ、いいことだと思いますけども、まあ、こういう具合にして、高いんじゃないかなと思われる点がありますので、やはり若い人たちにあまり負担をかけないような児童クラブであってほしいと思えますので、よろしくお願いします。

○子育て支援課長（岡林文晴君）

先ほど申し上げましたとおり、延長利用料金につきましては、早急に長寿子宝社と協議して、価格の決定をしていきたいと思えます。

○議長（福留達也君）

2番目に移りますか。

○5番（清平二君）

はい。次に。

○議長（福留達也君）

じゃあ、清議員の大きな2番目の。

○5番（清平二君）

いや、ちょっと待って。まだ、まだまだ。伊仙町生活支援体制整備事業というのがありますけども、これについて説明をお願いします。

○地域福祉課長（大山拳君）

ただいまの清議員の質問にお答えします。

先ほど説明をしたことの繰り返しになるんですけども、地域での生活を支援できるよう体制を構築していくことを目的としています。

生活支援コーディネーターを配置し、コーディネーターを中心に民生委員などと連携して、地域での見守り活動、町内の社会資源の掘り起こしなどを行っております。

以上です。

○5番（清平二君）

これも経費見積書がありますけども、合計で227万2,000円、資料持っているでしょうか、227万2,000円。事務賃金が189万3,000円。227万2,000円使うのに、事務賃金が、約190万使っている。

要するに、40万ぐらいする仕事を180万までの、この賃金を使わなければならないのかどうか。どう見ても、これではちょっと私には腑に落ちないんですけども、この説明をお願いします。

○地域福祉課長（大山拳君）

この事業も、長寿子宝社、この賃金で委託をして運営をするようにお願いしますということで委託をしているところでございます。

また、賃金に実際かかっている実績報告等にもありますので、その賃金に基づいて、こちらのほうでも精査をし、実績に基づいて支出をしているところでございます。

○5番（清平二君）

それは分かるんですけども、37万、40万ぐらいの仕事しかしないのに、190万もの賃金かけなければいけないということ、ならないということですよ。事務費でこんなにまでかけて、仕事の内容は40万ぐらいの、燃料費とか消耗品、印刷製本費、通信費とか、こういうのがありますけども、これでいいんですか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

人件費、確かにその、清議員のおっしゃるとおりなんですけども、その成果として、それ以上のものは得ていただけるものと思っております。

また、これ、3年、今3年度なんです、3年継続している事業なんですけども、今後もこの事業に関しては継続していきたいと思っております。一番大事なところとして、要支援者の見守りというところ、毎日、この方、生活コーディネーター1人が一生懸命走り回って活動しております。その成果というのも十分なものだとは考えております。

○5番（清 平二君）

そのコーディネーターが走り回っているということは分かりますけども、何かそういうのは、どのぐらい活動しているのかというのは、これで見えないんですか。まあ、去年の実績でもいいです。

○地域福祉課長（大山 拳君）

こちら先ほど説明したんですけども、その要支援者の台帳、これ、かなり時間を要します。社会資源の掘り起こしマップ、こちら今作成して、今修正をかけているところです。こちらのほうも製本が出来上がり次第、今年度中に配布する予定となっております。成果としても、先ほどから申し上げているんですけども、予算以上の成果を得られるものだとは考えております。

○5番（清 平二君）

まあ、私を見る目がおかしいか何か分からないんですけども、やはりこういうのは、どのぐらい成果が上がっていると、去年の、例えば、そういう実績等持ってきて、何名ぐらいのコーディネーター、集落の、各集落にこういう方々何名いて、どうやっているというのが、全然見えない、一生懸命やっていると言っても、分からないですね、私たちには。その辺のところを、まあ、後でもいいから、資料を出していただきたいと思えます。

次、2番目のほう、お願いします。

○町長（大久保明君）

清議員の質問にお答えいたします。

小中学校存続に関しまして、年齢別の人口集計の推計等を考慮した計画があるのかということでございます。

これ、資料の中に、今現在の、この10年間の小中学生の推計が出ています。

また、今後、伊仙町としては、先日も申し上げましたけれども、この人口推計というのは、伊仙町で4、5年前に経過した人口移動予想がありますけれども、それにはあえて5,000人を切らないというふうな形でシミュレーションをしていきました。これは、いろんな根拠等が、年々、例えば5年たてば、その基準がかなり上昇したり、あるいはまた少なくなったりする状況の中で、ある程度の範囲内の人口の集計というのは可能であると思えますので、これは、学校が存続するためには、これだけの人口推移が必要であるというふうな形では、これ、つくってあったと思えますので、今手元にありませんけれども、後ほどまた示していきたいと考えております。

○教育長（大山惣二郎君）

ただいまの清議員のご質問にお答えします。

児童生徒の推移は、平成6年を境にして、大体50名ぐらい前後を推移していています。その結果、町教育委員会としては、小中学校の統廃合については現在のところ考えていません。

しかし、統廃合について、保護者や校区民、町民から声が出ましたら、町立小中学校でありますので、町当局として協議していきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

町長は、子どもたちが増えているという話をよくしますけども、現在伊仙町で子どもたち、生まれている人数は何人が把握していますか。

○町長（大久保明君）

出生数に関しましては、10年ほど前に86名ぐらいの出生があったんですけど、それ以降徐々に少なくなってきております。これ、手元に今資料ありませんけれども、40人台まで下がりましたけれども、またこの数年、50人を超すような出生数であります。

ただ、その出生数は、そのまま推移するのではなくて、子育て世代の方々が、島にかなりUターンないしIターンの方々が帰町しておりますので、その方々を含めた場合に、先ほどの、この資料のように児童生徒は増えてきているという状況でありますので、大事なことは、出生する世代が移住してくるということと、それから子育て環境を、さらに環境を改善していけば、出生する数も、1人、今、2.8、4か、2.8人という形で、これは全国最上位のあるわけですけども、そのことを維持しながら、さらに人口を、出生数を増やすためには、先日も話したとおり、高齢者の方々が島に帰ってくると、Uターンの方々が帰ってくると、Iターンのいろんな層の方々が帰ってくるといいう政策を確実に前進させていくことになれば、高齢者の方々が、まあ、いろんな施設に入ることになる、3分の1ぐらいは入ると思います。

そして何よりも、これ、まあ、私がこんな大それたことを言ったらいいのか分かりませんが、本当に団塊の世代の方々が2025年には後期高齢者になれば、介護難民が出るということは、どんなに考えても当たり前のことでもありますので、そのことを、伊仙町は、先手先手を、その対策を、島に移住してくるよう、その方々が思うような政策を取っていくと。それが農福連携であったり、いろんな可能性があるわけでもあります。そういうことを同時に、計画を進行していくことで、間違いなく出生数も、出生する世代の方々も、そういう場所で働かなければならなくなるわけです。だからそういうことを進めていきたいということですけども、これは荒唐無稽な話ではないと思います。現実、やる意志がしっかりしておればできるわけです。そのことを今国も具体的な方向性は何も示していない中で、先にこのことを打ち出していくと。それが、ずっと言っています、CCRCという、まあ、離島版、まあ、CCRCという言葉が理解しにくいので、またそういう、多世代の方々が地域で協働社会をつくっていくと、新しくつくっていくと。その協働社会というのは、伊仙町においたら、各集落であるということをやっていきたいと考えておりますけども、これをい

かに具現化するかということは、いろいろ研究しながら、学びながらやっていけば、間違いなくこの人口の維持はできるし、学校の維持はできると確信をしております。

○5番（清 平二君）

教育委員会のほうにお尋ねします。

今、各小学校児童数、1年生から6年生まで、町内でどのぐらいいるのか、あるいは各学校数、分かれば教えていただきたいです。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの清議員のご質問にお答えをいたします。

各学校の児童生徒数の推移ですが、令和3年度、本年度、伊仙小学校が172名、学年別には、今ちょっと資料を見てみます。

○議長（福留達也君）

清さん、あまりにも細かなあれだったら、前もって言えばスムーズに進みます。

○5番（清 平二君）

いえ、前もって言っています。

○教委総務課長（上木正人君）

これ、学校別、それぞれよろしいですか。すみません、令和2年の4月2日現在で、1年生が29名、2年生が28名、3年生が38名、4年生が28名、5年生が23名、6年生が24名で、合計170名です。資料をコピーで提出で、よろしいですか。

○5番（清 平二君）

私が資料請求した集落別年齢別人口集計表で選んだのと、ほぼ同じような数字が出ています。まあ、後で、令和2年4月2日現在ということで、私は、令和3年4月1日現在で、集計を上げましたけども、本当に、どうでしょうか。

教育長、で、馬根小学校なんか、来年から入学生が、ゼロが何年か続きますよ。とか、阿権小学校が、今6歳児が5人だけども、5歳児から2人、1人、2人、ゼロとか。こう阿権と馬根が極端に少なくなっていくんですよ。これについてどう思いますか。

○教育長（大山惣二郎君） まず、馬根小学校はもうここ3年ゼロが続いています。しかし、これは増える可能性もありますよ、現実ということにおいて。とって、ゼロが続くからということについて、すぐ統廃合という考えにそれは結びつかないと思います。というのは、さっきも言うように、増える可能性も残っているということですので、現在の学校をそのまま存続させていきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

これは、大久保町長のそういう信念だと思いますので、ぜひ、こういう学校を統廃合せないんだったら、子どもを増やせるような施策をしてほしいと思います。

中学校でいいますと、あと5年したら、私の予測では犬田布中なんか40人切りますよ。40人切る

ということは、団体スポーツなんかできないんですけども、やはり中学生に、そういう団体スポーツ、バレー、野球、こういうのができなくなると非常に寂しい思いををすると思うんですけども。

教育長先生はスポーツをよくやってきて分かると思うんですけども、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○教育長（大山惣二郎君）

まあ、清議員のご質問も分かりますけど、しかし、学校というのは学校教育でなくて、その地域において学校というのは文化センターの役割も果たしています。また、災害時においては、避難所にもなっております。

統廃合の議論も必要ですけど、その前に、いかにして子どもを増やして行って、学校を存続させるかという議論もあっていいのではないかと考えております。それが、一つの順序の方法じゃないかなと考えております。

○5番（清平二君）

子どもたちを増やす、人を増やすという政策、本当にこれを進めていただきたいと思います。今の若い人たちが本当に伊仙町に住みたいという、そういう町にしていきたいんですよ。

なぜ子どもたちがこんなに少なくなってくるのか。そのためにはやっぱり、第一、学力向上にもしていかないといけない。今はどうか分からないんですけども、子どもが学力がよければ、町外、島外に出すという、こういう現状あってはならないと思うんですので、ぜひ、この、教育にだけは予算かけてほしいと思いますけども、町長、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

清議員の話ししているとおり、この、いかにして、この住みたい町にしていくかということは、今、例えば、ほーらい館においても、スイミングスクール等が出て、全島から多くの子どもたちがやってきているし、また新しいインストラクターを招聘して、さらにレベルアップしていくことなども取り組んでいるし、また教育委員会において、先般入札がありましたけども、子どもたちが本当に新しい時代でマッチしたような遊具なども導入していくと。この医療環境にしても、伊仙クリニックがありますけれども、いつでも、どこでも子どもたちを診てくれるような医師の継続的な確保など、今、昨日も申し上げたとおり、伊仙町、今、そんなに住みたくない町ではないと思っております。むしろ今まで以上に若者が帰って、Uターンの方が大分帰ってきているという現実があるわけです。

ですから、それは、人が少なくなったと言いますけれども、これは全国的に見たら、減り方は圧倒的に少ない。減り方というか、その客観的な、そういう全体の中での伊仙町の状況というのを見て、ああ、よく頑張っているなというのが大方の評価でありますので、清議員は、大変だ、大変だと、もう子どもがいなくなって、学校を閉鎖しなければならないという考えもありますけれども、こういうときだからこそ何とか英知を絞って、子どもたちを増やしていくためにはどうしたらいいかということでもありますし、タブレットを全児童生徒が使って、本土にいる子どもたちと同じよう

なレベルの授業を受けることができると。今、旧農業高校跡地でやっている東大NETアカデミーにおいては、全島から優秀な子どもたちが来て、難関の大学入学してくるとか、そういう実績も出てきておりますので、こういうことをさらに推進していくと。

いろんな企業にしても、子どもたちが島の企業に入ってみたいという雰囲気もやっと出てきたところでもありますので、このようなことをどんだん推進していくことに今集中しているわけでもありますので、清議員、本当に心配し過ぎじゃないかなと思うぐらい、町のことを心配しますけれども、もっと前向きに考えれば前向きに考えて、こうやるんだということであれば、いろんなアイデアも出てくるし、知恵も出てくるわけでもあります。

駄目だ、駄目だと思ったら、もう非常に頭というのは後ろ向きにしか回転しないというわけでもありますので、楽観的思考、前向きの思考で、私は、これからも考えていけば、子どもたちが誇りを持って伊仙町出身者だと言えるように、そのことは、世界自然遺産もそのことを強力にバックアップすると思いますので、私は、非常に能天気なのか、楽観的なのか、いいふうにはしか考えていませんので、少しでもそのように進んでいくと確信しております。

○5番（清 平二君）

私が後ろ向きということを言われましたけど、決して後ろを向いていない、やはり今心配しているからこう質問しているわけですので、やっぱり現実を見て、足元をしっかりと見て、伊仙町が今どういう状態にあるのかということを見ていただきたいと思います。

この、学校からの、この児童生徒数、現在見えていますけども、4、5年前は70人、80人いたのが、今50人切っていますよね。これはやっぱり心配じゃないですか。あと4、5年すると、40人切るという感じになってくる。やはりそういう前に、早め早めに手を打っていただきたいと思います。

もうこの答弁は要りませんので……。私の希望です。ぜひ出生率を50人以上に上げるようにしていただきたいと思います。

では、次の。

○町長（大久保明君）

議長、失礼ですけど、ちょっと少し説明いたします。

この鹿浦小学校も10名を切りましたし、そこに住宅政策をやっていったと。馬根小学校は6人から8人の時代が続いて、もうほぼ閉校、廃校だろうというときに、まあ、これ、10年以上前ですね、それをV字回復したのは住宅政策が功を奏したからでありますので、今馬根小学校区にも再度住宅を造っていきたいというふうに計画もしておりますし、糸木名小学校区も一時よりは子どもの数は、まあ、1.5倍か2倍ぐらい増えていますので、10年前は今よりも非常に厳しい状況でありました。それを住宅政策で回復したということでもありますので、今、やっぱり心配するかもしれませんが、住宅政策を強力に推進していけば、子どもはさらに増えていくことは間違いないと思いますので、常にそのことを念頭に入れながら、各関係課長にも住宅政策を進めるように、推進するように指示しているところであります。

○5番（清 平二君）

次にお願いします。

○議長（福留達也君）

不法投棄の対策、お願いします。

○町長（大久保明君）

清議員がいつも、広域議会のほうでもこのことを頂いております。

現状につきまして、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（橋口智旭君）

清議員のご質問にお答えいたします。

現在、鹿児島県徳之島事務所、徳之島3町の農政担当課、共済組合、またJAや他の販売業者、さらに農家代表などの関係団体において組織されております徳之島地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会において、廃プラスチック類の適正処理に努めているところでございます。

さらに、農家負担額の軽減といたしまして、令和元年度第2回収より、1キロ当たり単価の引下げも実施しているところでございます。

○5番（清 平二君）

これは、共有しながらしないと、元年度と2年度と、いろいろありますので、私は2年度の予算案というのを見ているんですけども、この廃プラスチックで農家負担が120万、3か町ですよ、120万、3町及び業者で102万円です。これについてどう見ているんでしょうか。令和2年度徳之島地域農業用廃プラスチックの適正処理推進協議会の総会の資料、令和2年度の予算を見ているんですけども、町の持ち出し分と、3町の持ち出し分ですよ、と、農家の持ち出し分。

○経済課長（橋口智旭君）

先ほども申し上げましたが、令和2年度収支予算案につきましては、農家負担金の積算が農家負担額引下げ前の価格で計上されているため、このような数字になっております。

実績といたしましては、農家負担額は、令和2年度実績で43%ぐらいまで落ちてきている状況でございます。

○5番（清 平二君）

2年度の実績はあるんですか。私には、資料来ているのは、令和元年度と2年度しか来ていないんですけども。

○経済課長（橋口智旭君）

資料請求頂きました分が、令和元年度、2年度の総会資料となっております。

また、令和3年度の総会につきましては、コロナの関係で開催を見送っており、ごく先日、総会資料が書面議決により届いている状況でございます。

○5番（清 平二君）

すいません、じゃあ、その資料をちょっと私にも見せていただけますか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（清 平二君）

今、令和2年の収支決算書を見たんですけども、農家負担が112万6,876円、町と、3町と、それから業者140万1,000円。非常に農家負担の軽減がなされているようです。やはり、このようにして、回収率を上げていただきたい。

もう世界自然遺産も目の前ですので、野焼きとか不法投棄とか、やはりこれは、その農家負担が大きいかからこういうのが出てくると思います。やはり、一番私が、3町の負担金を見てみますと、他の町のことを言うときちんと笑われるかもしれませんが、伊仙町が31万2,410円、天城町が30万6,613円、徳之島町が16万7,203円。これは徳之島町と伊仙町としたら、さとうきびの生産量もほぼ同じだと思います。畜産もほぼ一緒だと思います。町長はこれを見てどう考えてるのでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

清議員の質問にお答えいたします。

回収率を上げるための施策についてでございますが、今年度におきましては農繁期や肥料等の使用時期を考慮した回収時期の変更、さらに令和4年度につきましては回収回数を増やすことが協議なされております。

さらに農家負担金が高いから回収率が上がらないといった質問がございましたが、本来であれば、農家個人が自営業者として産業廃物処理業の許可業者に処理を委託しなければならないのですが、それにつきましては実質不可能であると考えられますので、協議会において回収し、処理を委託しているものでございます。

また、3町の負担金の差額につきましては、3町の回収実績によるものでございますので、ご承知おきください。

○5番（清 平二君）

これは、徳之島町長、高岡町長に、前、私聞いたことあるんですけども、伊仙町と天城町の半分ぐらいしか負担してない、なぜ回収率が悪いのかなということ話したことがあるんですけども、やはりこの辺のことも3町長でも話合いをして、やっぱりこの負担金を上げて、負担金を上げてというか、回収率を上げてよくしていこうとするようにしたほうがいいと思いますけども。町長はこれについて、高岡町長と話をしたことはあるのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

この回収率を上げるための協議は必要かと思われませんが、その負担金の割合とかいうものは、また町の財政のこともありますので、伊仙から、ああしろ、こうしろっていうことは、言うことができないんですが、回収率を上げるための方策については、また協議も必要だろうかと考えております。

○経済課長（橋口智旭君）

回収率の向上につきましては、先ほども申し上げましたが、回収時期の変更、回収回数の増加により対応してまいります。

また、清議員からもありましたとおり、世界自然遺産の登録適當の勧告もございましたので、畜産の競り会場や各種品目等の研修会において、随時チラシ等の配布や啓発活動を進めてまいりたいと思います。

○5番（清 平二君）

やはり、これは、農家負担が今40円ですか、マルチ肥料袋、容器等が40円、ハウスビニール、災害時ラップが50円となっておりますけども、やっぱりこの辺のところも考慮していただきたいなと思います。

私は令和2年度の予算案でシミュレーションしたんですけども、伊仙町が18万、これは2年度の予算案ですよ、18万、天城町が21万、徳之島町が12万の負担割合です。これを倍にしたら伊仙町が36万、天城町が42万、徳之島町が24万。これだけの3町で負担割合をしたら農家負担が40円じゃなくて、約23円か25円ぐらいまで下がってくるんです。そうしたときに、この回収率がどうなるかと思うんですけども。負担割合を今もう収支決算書では30万、こうなっています。しかし、この回収率は40円と50円になっています。本当に行政が手を入れれば農家の負担割合が非常に少なくなると回収率が高くなると思うんですけども、その辺のところの見通しがあるかどうか。これは3町だけでやらないといけないと思うんですけども、伊仙町では財務的にどうでしょうか。このようにして、しっかり農家を、悲鳴を上げていますので、農家を助けるということでしたら回収していただけないかなと思いますけども、どうでしょうか。

○経済課長（橋口智旭君）

清議員の質問にお答えいたします。

令和2年度収支決算のほうにおいて、伊仙町の負担金が31万2,414円となっております。

今後、回収量の増加、回収率の向上が見込まれた際には、農家の経営を圧迫することも考えられますので、その際には、再度農家負担額の引下げについても検討する余地はあるものと思っております。

○総務課長（久保 等君）

この、農家の負担を減らすという意味では、こういう施策も必要だろうと思うんですが、全て今、畜産が大きく伸びているところで、これをもっと世界自然遺産を見据えた形で、不法投棄とか

いうものをなくそうということを周知徹底も同時に行わないと、また、全て行政が面倒を見ると回収率が高くなるという、そういうことをすると、他の事業にもまた影響することも考えられますので、回収率アップについては、お互いに環境問題にも考慮した形で考えていくと同時に、また、この、今経済課長が言われた回収率アップにつながるのであれば、その辺もまた考慮して考えなければならぬというふうに考えております。

○5番（清 平二君）

処理費についてお伺いします。収支決算書252万8,070円とありますけども、これは島内の業者が行っているのか、あるいは鹿児島県のほうに持って行ってやっているのか、その辺、処理の方法等が分かれば教えていただきたいです。

○経済課長（橋口智旭君）

最終の処理につきましては、島内のほうで法に基づいた埋立て処分となっております。

○5番（清 平二君）

これは、産廃業者だったら埋立て処分でもよろしいということですか。

○経済課長（橋口智旭君）

産業廃棄物処理業において許可を頂いている業者が、その法に基づき埋立てをする分には適正な処理とみなされております。

○5番（清 平二君）

徳之島町の回収率が悪いのは、この辺にあるんじゃないのでしょうか。

自分の町で埋立業者がもう埋立てしているから、自分たちも埋立てしていいんじゃないかなという考えになってきて、こんなに少ないのかなあと思ったりするんですけども、やはり今後は、これを、埋立てじゃなくて、やっぱり今後、子どもたち、そして世界自然遺産残していこうとしている中で、埋立てというのはどうかなあと思うんですけども。その辺のところを三か町で話して、きちっと適正な処理まだできないのか、お尋ねします。

○経済課長（橋口智旭君）

適正な処理ができないのかというお尋ねですが、協議会のほうにおいて委託している業者は、産業廃棄物処理業に係る許可を得ている業者でございますので、適切な処理だと考えております。

○5番（清 平二君）

廃棄物処理業者、許可を得ているので埋立て処分、一般農家が埋立てしたらこれは違法。法律のちょっと私たちに分からない件が出てきて、このままで私はちょっと、一般の農家の方々に説明が非常にしづらいんじゃないかなと思いますので、やはり業者と話をしをして、まあ、鹿児島辺りに送るなり、あるいは先ほど出ている日置市辺りとのそういうものを見て今後する必要があると思いますので、ぜひその辺のところを、見直す必要があると思いますので、見直していただきたいと思います。

次に、がんばる集落についてお願いします。

○総務課長（久保 等君）

清議員の、がんばる集落支援事業について、当該事業について、令和元年度及び令和2年度の実績と令和3年度の計画について問うという質問にお答えします。

令和元年度においては、8集落がこの事業を利用して支援を受けております。令和2年度においても8集落がこの支援事業を受けてございます。

それと、令和3年度の計画であります。今申請が4件入ってまして、これを今月の17日に、審査、委員会において審査をして事業実施に向けて申請をしていく方向となっております。

○5番（清 平二君）

これは、申請は誰がするんですか。

○総務課長（久保 等君）

集落で話し合いをして、区長を代表者としてその集落の口座に事業終了後、入金するという形でありますので、区長を代表者として申請を行ってもらっております。

○5番（清 平二君）

非常に恥ずかしい話でありますけど、私たち小島は区長がいないから、がんばる集落のこういうのも参加できない。やはり、平等で公正にやっていただきたいと思いますが、この今、各集落に区長がいない集落は何集落あるのでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

現在のところ小島集落とあと古里集落であります。

○5番（清 平二君）

今いろいろ一般質問等をしてきましたけども、やはり、この私たち近隣の市町村と比較してみたら、子育ての対策としても非常に伊仙町は遅れてるんじゃないかなと思います。

3月5日の南海日日新聞に、天城町は少子化対策として在宅支援金、新年度から5,000円から1万円に上げる報道、また、新入学生に未来づくりの応援基金として5万円を給付する事業開始するという報道がありました。

やはり、このようにして、子どもを大事にする、子どもに期待するという姿勢が見られますが、本当に、伊仙町で住んで、若者が伊仙町に来て隣の町と比較して、ああ、やっぱり、天城どゆたあさやとか言われぬように。やはり伊仙町は伊仙町としての若い人たちを育ててほしいと思います。

そして、令和3年度の施政方針では、財政分野においては事業の見直しや再構築を進めるとともに、財源の大半は町民の貴重な税金であるとの認識の下、健全化を取り組み推進し、歳出削減や新たな財源の確保などいろいろな方策を検討、実施し、事業が円滑にできるような全職員一丸となって取り組みますという施政方針がありますけども、もろもろ今日私が質問した中で、本当にこの施政方針に沿った予算だったのかな、やはり切り詰めるところは切り詰め、そして子どもたち、若者に夢を与えられるような政策に向かっていただきたいと思います。

これで私の一般質問終わります。

○議長（福留達也君）

これで、清 平二君の一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は6月11日金曜日午前10時より開会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 2時35分

令和3年第2回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和3年6月11日

令和3年第2回伊仙町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年6月11日（金曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 議案第36号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第37号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第38号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 伊仙町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第5 令和2年陳情第8号 定住促進住宅建設に関する陳情（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第6 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第7 発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（報告～質疑～討論～採決）
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- 日程第9 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 春島 弘明 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	岡林 丈晴 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	橋口 智旭 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	稲田 良和 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第36号 令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）

○議長（福留達也君）

日程第1 議案第36号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第36号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額82億9,367万1,000円に、歳入歳出それぞれ2億1,754万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を85億1,121万3,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

12款分担金及び負担金、補正前の額4,119万8,000円に、衛生費負担金の生ごみコンポスト購入負担金18万円を増額し、4,137万8,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額9億5,936万6,000円に、1目総務費国庫補助金の無線システム普及支援事業費等補助金775万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,987万円、地方創生テレワーク交付金1,860万円を増額、民生費国庫補助金の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金及び事務費補助金1,281万2,000円の増額、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金117万2,000円を増額し、10億8,957万4,000円とするものであります。

15款県支出金、補正前の額6億797万2,000円に、県補助金において商工費補助金、マイナポイント事業補助金237万1,000円など、合計244万1,000円の増額、県委託金において、土木費県委託金の県道管理委託金20万円等、合計25万4,000円の増額、県支出金総額269万5,000円を増額し、6億1,066万7,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額4億7,218万8,000円に、基金繰入金の財政調整基金繰入金6,917万2,000円を増額、きばらでえ伊仙応援基金繰入金38万7,000円をそれぞれ増額し、5億4,174万7,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額3,496万1,000円に、総務費雑入の一般コミュニティ助成金250万円を増額し、3,746万1,000円とするものであります。

21款町債、補正前の額22億1,396万7,000円に、過疎対策事業債の特定地区公園整備事業債20万円の増額、学校教育施設等整備事業債の喜念小学校建設事業債1,120万円の増額、緊急自然災害防止対

策事業債の東伊仙地区排水路事業100万をそれぞれ増額し、22億2,636万7,000円とするものであります。

歳入合計、82億9,367万1,000円に2億1,754万2,000円を増額し、85億1,121万3,000円とするものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

予算書は、6ページでございます。

1款議会費、補正前の額8,759万6,000円に、101万1,000円を増額し、8,860万7,000円とするものであります。異動に伴う人件費が、増額の要因であります。

2款総務費、補正前の額25億1,106万6,000円に1億4,087万4,000円を増額し、26億5,194万円とするものであります。

増額の主なものとして、総務管理費の財産管理費において公共施設等総合管理計画策定委託料420万円を増額、男女参画事業費において男女共同参画基本計画策定委託料267万3,000円の増額、企画費において生活応援事業に伴う人件費の増額及び通信運搬費等の役務費175万円の増額、商品券発行委託料300万円の増額、負担金補助及び交付金におけるコミュニティ助成事業補助金250万円、及び生活応援事業負担金9,750万円等の計上により1億2万円の増額、長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業の経費として、旅費から負担金、補助金及び交付金まで、合計3,142万5,000円の増額、また、監査委員費において今年度新たに監査室を設けましたので、その人件費等837万7,000円の増額が主な要因であります。

3款民生費、補正前の額14億6,409万6,000円に2,072万8,000円を増額し、14億8,482万4,000円とするものであります。

主なものとして、社会福祉費の地域包括支援センター運営費における異動に伴う人件費等1,088万2,000円を増額、児童福祉費の児童福祉総務費における子育て世帯生活支援特別給付金1,250万円の増額等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額6億5,855万1,000円から412万7,000円を減額し、6億5,442万4,000円とするものであります。

減額の要因としましては、各種事業の人件費が減額になっております。また、環境衛生費における弁護士裁判委託料121万6,000円、海岸漂着物地域対策推進事業費における海岸漂着物回収委託費65万6,000円、清掃総務費における伊仙町よかん土システム実証実験委託料85万4,000円については、増額計上でございます。

6款農林水産業費、補正前の額9億8,429万9,000円に415万3,000円を増額し、9億8,845万2,000円とするものであります。

主なものとして、農業費の農業総務費において修繕費61万9,000円、備品購入費150万3,000円の増額、糖業振興費において印刷製本費及び通信運搬費51万6,000円の増額、鳥獣被害対策事業費において伊仙町鳥獣被害防止対策協議会補助金30万円の増額、農地総務費において測量設計委託料100万円

の増額、地籍調査事業費において草刈委託料36万円、境会立会用材料費35万円の増額等が主な要因であります。

7款商工費、補正前の額1億1,118万3,000円に237万1,000円を増額し、1億1,355万4,000円とするものであります。

主なものとして、商工振興費における人件費及び需用費の増額によるものであります。

8款土木費、補正前の額8億2,221万円に2,797万9,000円を増額し、8億5,018万9,000円とするものであります。

主なものとして、道路維持費において修繕費671万円、工事請負費1,938万5,000円の増額、住宅管理費において解体撤去委託料355万円の増額等が主な要因であります。

10款教育費、補正前の額5億5,695万6,000円に2,455万3,000円を増額し、5億8,150万9,000円とするものであります。

主なものとして、小学校費の学校建築費において地質調査委託料1,500万円の増額、社会教育費、歴史民俗資料館費において印刷製本費等の需用費241万2,000円、耐震補強計画策定委託料等の委託料454万5,000円の増額が主な要因であります。

歳出合計、82億9,367万1,000円に2億1,754万2,000円を増額し、85億1,121万3,000円とするものであります。

次に、予算書4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額3億9,340万円を3億9,360万円とするものであります。7、学校教育施設等整備事業債、限度額1,800万円を2,920万円とするものであります。13、緊急自然災害防止対策事業債、限度額0円を100万円とするものであります。いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

以上、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたしました。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第36号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○6番（岡林剛也君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について、質疑をいたします。

8ページの基金繰入金財政調整基金繰入金6,917万2,000円ですが、これを繰入れすると財調金の残高は、総額でいくらになりますか。

○総務課長（久保 等君）

臨時会の中において説明しました正確な金額、ちょっとまた資料をもってお示ししますが、確認をしてお知らせします。

○6番（岡林剛也君）

続きまして、10ページの一番上、公共施設等総合管理計画委託料、これは平成28年3月に作成されたものがあるんですが、たぶんこれをつくることによっていろいろ公共施設を造るための申請に、やっぱりこの計画がないといけないと思うんですけども、その申請のほかにも維持管理とかいろいろありますけども、それはこれに沿ってちゃんと、何と言うんですか、なされているのかお伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

議員のおっしゃったとおり、今回新庁舎も造る計画がありますので、この、今、旧庁舎の計画でありましたが、それも見直し等も必要であり、また、起債等の申請にもこの見直した計画が必要でありますので、今回この計画の策定業務を委託することです。

また、これに沿った形で、この公共施設の管理も進めていくようにしたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

せっかく420万も使って策定するわけですけども、前回の計画書を見ましたら、人口財政状況の推移というページを見たんですけども、これによると、今、令和3年度ですか、これの人口が予測では7,220人となっています。そして10年後には7,043人、令和20年には6,800人、そして今現在、伊仙町の人口と同じぐらいなのが、この人口推移の予測では令和27年が6,400人ぐらいになってるんですね。これを見ただけでも、全然、なんかもう、大丈夫なのかこの計画はという信憑性がちょっと疑われますので、こういう人口予測とか収入の、税収の推移とかほとんど変わらないんですけども、そういうのもちゃんと現実に沿ったような計画をつくってほしいと思います。どうでしょうか。

○総務課長（久保 等君）

ただいま、ご指摘のありました、その人口の減少率というものです、今回の国勢調査、前回の国勢調査、その結果も取り入れまして、この10年後、20年後の人口の推移というものをまた検証して、それに沿った形での計画策定に努めてまいりたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

ちゃんとしたところに委託をしてほしいと思います。

それでは、その下の11ページ、委託料、商品券発行業務委託300万とありますけども、これの説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えいたします。

商品券を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から配布する予定にしてまして、一人1万5,000円の配布となっております。その商工会への委託料ということで、印刷製本費が約104万円、広告宣伝費が20万円、あと、人件費のほうは二人ということで166万6,000円、あと、事務消耗品として5万円、その他経費として6万円で、300万円を商工会への委託費として計上させていただいております。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。

その下の9,750万というのが、その商品券になるわけですか。

○未来創生課長（名古健二君）

人口分と掛ける1万5,000円ということで、そのとおりであります。

○6番（岡林剛也君）

続いて、一番下の長寿と子宝の町で、サテライトオフィス事業ですけども、当初予算で602万5,000円あります。これは、全部一般財源でしたけども、今回1,860万の国庫支出金が入っています。

それで、旅費、あと需用費、使用料及び賃借料、これがまた新たに補正されておりますけども、これと当初で組んだやつとは別の性質の予算でしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

今回、1,860万円、国からの補助ということで計上させておりますけども、これは地方創生テレワーク交付金が国の補助率2分の1ということで、前回とは一応別になっております。

○6番（岡林剛也君）

ということは、使用目的と今回のこの補正予算の事業は、全く別物ということですか。

○未来創生課長（名古健二君）

今回、新しく計上させた部分には、新しくテレワークセンター開設支援金ということで、民間事業者が開設し運営するサテライトオフィス施設に対する支援金であります。

民間事業者が所有する施設を改修しまして、その工事費と、あと備品整備、あと運営員に充てる支援金ということで計上しております。一応、上限が1,500万円ということで、あと民間事業者が一応20%負担するというのが要件となっております。

○6番（岡林剛也君）

今、課長の説明されたのが、このバリアフリーテレワークセンター開設支援金1,500万のことでしょうか。どうですか。はい、分かりました。

それは、もう、ある程度めどは立ってるんでしょうか。その、何ていいますか、募集とか、そういうのはどうなっていますか。

○未来創生課長（名古健二君）

一応、このサテライトオフィスは、前回上げさせてもらいました町のサテライトオフィスとは違いまして、高齢者、障害者の方々が雇用できる環境ということで、バリアフリーってなっているのも、車椅子とかそういうので移動ができるようなことを目的に一応不自由なく就業ができるということで、バリアフリーテレワークセンターということで一応計上してありますので、選定としましては公募のほうで行う予定しております。

○6番（岡林剛也君）

町が、今進めているテレワークサテライトオフィスとは別に、また新しく造るということですね。

はい、分かりました。

じゃあ、その上の委託料のサテライトオフィス施設管理委託料、これについての詳しい説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問なんですけども、これはサテライトオフィス施設管理委託料ということで、町で整備しているサテライトオフィスの施設管理に関するものであります。

企業が利用する際には、夜間等の使用もあると考えてますので、昼間だけではなく、夜の管理にも想定した形で委託料を計上する次第であります。

○6番（岡林剛也君）

今は、たしか場所もまだ決まってない、まだ工事もできていない、それなのにこの施設管理委託料450万組んでありますけども、これは何か月分の計算なりますかね。まだ、出来てもないんですけども。

○未来創生課長（名古健二君）

金額面に関しましては、まだはっきりしなかったんですけども、補正予算として計上させていただいてますけども、このあと、また変更申請等もできるということで、4月からというか、1年分の予算として計上させていただいております。今後変更がきくということです。

○6番（岡林剛也君）

この管理委託料の積算根拠とか、そういうものがもし資料があれば、後で提出してほしいと思います。

その下、また負担金補助及び交付金の、サテライトオフィス進出企業補助金500万円とありますけども、これについての説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

この補助金につきましては、区域外から伊仙町へサテライトオフィスを設置する企業を対象としたものでありまして、企業側から社員を伊仙町へ派遣し、町で整備するサテライトオフィス施設を拠点としながら業務に取り組む企業を対象としたものであります。

500万円計上しておりますけども、一社当たり100万円の最大5業者までということで予定しております。

○6番（岡林剛也君）

これ、100万円ですか、の5社。100万円もらってすぐ出ていかれたらどうするのかとか、あと、当初予算でもあった同じ名目ですけども、今、月5万円の進出企業に補助金も出てますよね。それと併用できるのかとか、あと、1回限りなのかとか、そういうのはどうなっているんでしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

この地方創生テレワーク交付金に関しましては、5年以内に施設の利用を終了した場合は返還対象となりますので、返していただくことになっております。

あと、5年間の1年間60万の企業への融資があるんですけども、進出企業への、それとは別物になります。

○6番（岡林剛也君）

月5万円の12か月60万。これ、私は3年間の期限付きだったと思うんですけども、それと別ということは、両方使うことも可能ということですか。

○未来創生課長（名古健二君）

一応、この500万の補助金に関してなんですけども、これは一応、伊仙町と企業側でサテライトオフィス施設の使用に関する賃貸借契約などを取り交わして、そういうのをしてから企業への補助金ということになりますし、全く別の対象となります。

一応、別々ということで、伊仙町へ進出しました企業で、伊仙町に実際に住まわれた企業に対しては年間60万円の補助金が出ます。この100万円も同時にもらうことはできます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、来た当初に100万もらって、その年から分からないですけど、月5万ずつももらって、それが3年間続くわけですよ、5万円っていうのは。で、あと2年間は自力で頑張って5年間いてもらう、ということでもいいですか。はい、分かりました。

それでは、その下の誘致企業共同事業支援金200万円、お願いします。

○未来創生課長（名古健二君）

この支援金につきましては、都市部のほうから伊仙町へサテライトオフィスを設置する企業を対象にしたものであります。その中で、町内で営業を行っている地元企業と誘致企業が共同で、新たな新規事業の立ち上げをしたり、商品開発をしたり、共同事業を行って支援金を交付するといったものであります。一社当たり一応100万円で、二業者で200万円ということで計上してあります。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。

これ、今回は、この国庫支出金の1,860万円付いてるんですけども、これ来年からは委託料と450万とありますけども、こういうのは全部一般財源で賄うのか、または、またちゃんと補助が付くのかお伺いします。

○未来創生課長（名古健二君）

一応、今回の補助金に関しては、2分の1ということで付いておりますけども、先ほど言った委託料とか、これはまた、今現在、ちょっと手元に資料がないので、ちょっとまた後から報告したいと思います。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。

続いて、18ページの先ほどもありました委託料、伊仙町よかん土システム実証実験委託料、これはどのような実験で、どこに委託するのかお伺いします。

○きゅらまち観光課長（幸 孝一君）

よかん土システムは、日置市にあります丸山喜之助商店さんのほうが行ってます、日置市で行ってます、生ごみの堆肥化実験であります。車両等機材を当町のほうに持ち込みまして、生ごみの堆肥化に関する実証実験を行うための経費の分を計上させていただいております。日置市と提携している部分の、実証実験の部分であります。

○6番（岡林剛也君）

はい、分かりました。

次ですね。23ページ、土木費の委託料、解体撤去委託料355万円、説明をお願いします。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えします。

この解体撤去委託料は、面縄古里大和川住宅、築もう59年になります。もう、耐用年数も過ぎていきますので、維持管理に多額の費用がかかりますので、取り壊すことになりました。

○6番（岡林剛也君）

今現在、もう住人はおられないということですね。はい、分かりました。

29ページ、歴史民俗資料館費の委託料の、耐震補強計画策定委託料300万についての説明をお願いいたします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、歴史民俗資料館4階校舎になりますが、そちらの耐震補強計画の委託料になります。

3月の議会でありました、耐震診断が、平成16年に行われた耐震診断で、1階と2階部分がNGだったということがありました。それに伴い、耐震補強計画を策定する委託料になります。

○6番（岡林剛也君）

1階、2階と言いましたけども、1階、2階駄目なら、3階、4階も駄目ですよ。もちろん。

ちゅうことは、建物全体の策定委託料だと思いますけども、これはいつまでにできるのか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

耐震補強計画を策定をいたしまして、その計画を策定できた後に、設計、4階校舎全体の設計委託を行いまして、その設計に伴い、また改修工事になる予定でございます。

○6番（岡林剛也君）

まだ、かなり時間が結構かかると思うんですけども、予算的にもですね。多分、数千万から億ぐらい行くんじゃないかなと考えられますけども、これをやって、あと、1階が資料館、2階が倉庫みたいな形になって、あと3階、4階、まあ4階は一応テレワークの予定してますけども、そのテレワークは耐震補強でもしないと、多分、附帯決議で使ってはいけなくて出しましたけども、そうした場合。

ちょっと休憩、いいですか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時48分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務課長（久保 等君）

先ほど、岡林議員の質問のありました財政調整基金の残高なんですが、令和2年度末の残高が10億5,500万でありましたので、今回の繰入れ後の残高が9億8,582万8,000円ということになります。

○6番（岡林剛也君）

ありがとうございます。

先ほどの耐震の件ですけれども、多分、恐らく、結構ないい額がかかると思います。そういうのは、国の補助とかがあってやっていくのかどうかお伺いします。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

こちら一応、国土強靱化の計画に盛り込んでいるので、補助事業で対応できると考えております。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

令和3年度一般会計補正予算（第2号）について質疑をします。

歳入の7ページ、款14国庫支出金、ここに国庫補助金の1、総務費国庫補助金の無線システム普及支援事業費補助金775万4,000円について説明をお願いいたします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

令和3年度より本補助金内に新規で予算化された離島伝送用専用線設備維持管理事業での補助金でありまして、本町においても課題となっておりましたけれども、光ファイバー等の維持管理に要する県に対する補助金であり、赤字収支分のみが対象となります。

一応、この計算方法なんですけれども、過去3年までは、この過去3年分の実質の収支額を算定しました結果、平均額が約1,500万かかっているということで、そのうちの2分の1が対象ということで、平均額が1,500万ということで、その半分の775万4,000円を計上させていただいております。

今までなかったんで、ありがたい補助金だと考えております。

○13番（樺山 一君）

光伝送路の修理代1,500万円のうちの半分を、国庫で補助頂いて修理ができるということで理解してよろしいですか。

○未来創生課長（名古健二君）

計上してあるのは775万4,000円なんですけども、残りの2分の1にもついて、あと特別交付税が措置されるということで、80%は戻ってくるということになってますので、ほぼ全額が補助金という対象になるような感じになっております。

○13番（樺山 一君）

これは何年間ですか。今年だけの予算ですか。それとも、これから継続的に補助を頂ける予算でしょうか。

○未来創生課長（名古健二君）

今現在聞いている話では、一応、令和5年度までの事業ということでなっております。

○13番（樺山 一君）

ぜひこういう予算を探してきて、やはり一般財源、財政厳しいわけですので、そういうのを財政の足しにしてぜひしていただきたい、いい予算だと私は思っております。

それから、歳出の11ページ。先ほども岡林議員が質疑をしておりましたが、生活応援事業負担金9,750万円について、人口割という話を答弁がありました。人口、何千何百何十人で計算しているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○未来創生課長（名古健二君）

一応、6,500人掛ける1万5,000円で計上してあります。

○13番（樺山 一君）

これは、もちろん基準日も設定されると思いますけども、基準日はいつですか。そして、それが6,500人ということで、6,500人で、今、伊仙町の人口は幾らですか、足りませんか。

○未来創生課長（名古健二君）

基準日のほうなんですけど、7月1日で基準日ということで考えております。

あと、人口に関しては、6,500人はちょっと多めに計上してありますけども、執行残等が残って、どうしても歳入のほうがか歳出のほう見てもらえれば分かると思うんですけども、どうしても歳出のほうが多くなってますので、あと執行残等で追加のほうで調整しようと考えております。

○13番（樺山 一君）

なぜ私がこういうことを伺うかといいますと、10月に町長選挙があるものですから、伊仙町に住所を移しなさいとかいう話が聞こえるものですから、それで移したら足りるのかなと心配してるんですけども、そういうところをあと精査して報告していただきたいと思います。

それから、23ページ、先ほども岡林議員のあったのと重複しますが、この委託料について、今、先ほど建設課長の答えでは古い住宅、築50年以上の住宅を解体して整理するという答弁がありました。私がずっと前からお願いをしてあったんですが、委託料じゃなくて指名競争入札か入札にするべきじゃないかということをお願いしてあったんですが、その入札するのと委託料するのと、この委託料のメリットは何があるんですか。分かれば教えていただきたいと思います。

○建設課長（福島隆也君）

ただいまの樺山議員のご質問にお答えします。

この工事費に出すのと委託料、この違いは、工事費に出す場合は、全部積算を行います。積算を行って、それに経費全部込みでやると1割5分ぐらい割高になるということで、委託料にすれば、見積りでその業者さんがこれぐらいでできますよという形で見積りを取って、その解体工事を行うという形をとっています。そうすると、ある程度の金額が抑えられるということで委託にしております。

○13番（樺山 一君）

建設業では解体もその項目、土木建築、それも今入れて解体工事というのもできております。そして、委託料にして業者に安く工事をさせるということですか、言い換えれば。私にはそうしか聞こえないんですが。どうですか、そういう意味ですか。

○建設課長（福島隆也君）

いや、必ずしも安く抑えるということじゃなくて、その業者さんがこれぐらいでできますよという試算をしてもらって、それで委託をするという形にしております。

○13番（樺山 一君）

そしたら、特定の業者じゃなくて、伊仙町全体に公募かなんかをして募集しているわけですか。

○建設課長（福島隆也君）

一応、委託解体工事の資格を持っている業者を選定しております。ただ、500万円以下は全体、許可なしでもできる可能性もあるというふうには聞いておりますが、一応、解体工事の資格を持っている業者を選定しております。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、そのような形で事業を行うのであれば、全体的に公募をして見積りを、例えば十何社いると思いますけど、そういう形で公募をすれば、もう少し安くなるんじゃないですか。そういう考えの余地はありますか。

○建設課長（福島隆也君）

全体に広報をして委託するという考えもあります。とりあえず、一応、許可制度というか、資格を持っている業者さんを選定しているということで今、委託を出している次第であります。

○13番（樺山 一君）

その件については、またぜひ指名競争入札という形で発注をしていただいて、業者の保護等にも努めていただきたいと思います。

それと、先ほど岡林議員が言っていた、その農業高校の4階建ての校舎の設計、耐震委託料ですか、それを耐震をするよりこれは私個人の考えですよ、例えば、歴民館を農高跡地の空き地に新設したほうがいいんじゃないですか。

あれを私は耐震を補強すれば相当の金がかかるし、また築45年以上経っているところに、やはり

耐震補強となれば、伊仙中学校の技術家庭室でも相当の金がかかっておりますので、あれと比較にならないとは思いますが、そうするよりは、新築をして使用したほうがいいんじゃないですか、私の考えですが、そういう考えもありますか、どうですか。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

新築の考え、何年か前に検討委員会といいますか、打ち合わせの中でそういった意見も出たんですが、一応、現段階では現在ある4階校舎を耐震補強して利用していく方向で進めていきたいと考えているところでございます。

○13番（樺山 一君）

ぜひ、どれを使ったらいいか比較検討をして、やはり、それを議員の方々に提示していただいて、それからぜひ予算を使用していただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福留達也君）

ほかに質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

11ページ、商品券の発行ということですが、商工会に委託するということですが、どういう方法で委託するのか、ポンとそのまま投げるのかどうか、説明をお願いします。

○未来創生課長（名古健二君）

ただいまの質問にお答えします。

今まで、去年も商品券を2万円分発行したんですが、中央公民館を借りる状態で発行してましたけども、その場所が今回使えないということで、商品券を発行するに当たってどうしても場所等が必要ということで、商工会内を使わせていただけないかということで今、相談をしているところであります。そちらのほうのお願いのところの検討と、あと、どうしても人件費がかかるということで人件費、あと、商品券の発行済みで商品券を印刷製本をしないといけないということでそちらのほうのお願いと、その他事務用品、パソコン等を貸出しということで、そういうお願いをして委託料として一応300万円計上してあります。

○5番（清 平二君）

いや、その方法をどういう具合にするのかと。

○未来創生課長（名古健二君）

方法としましては、商品券ができましたら役場のほうで、書留で各家庭のほうへお送りしまして、その後……。

○5番（清 平二君）

すると違うんじゃない、200件しかないのよ。

○未来創生課長（名古健二君）

200件。

○5番（清 平二君）

300万でしょう。

○未来創生課長（名古健二君）

300万円は商品券を作るに当たるための委託料であります。

○5番（清 平二君）

これ、200枚の1万5,000円ですよ、委託料。

○未来創生課長（名古健二君）

委託料は300万円です、事務費。

○5番（清 平二君）

事務費。

○未来創生課長（名古健二君）

はい。（「事務を委託する」「商品券発行する」と呼ぶ者あり）

○5番（清 平二君）

商品券を発行するわけでしょう。

○未来創生課長（名古健二君）

はい。

○5番（清 平二君）

委託するわけでしょう。これをやっぱり町民に平等に行き渡ってないと思うんですよ。みんなにあげるの。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時07分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番（清 平二君）

これは昨日だったかな、ちょっと一般質問でも聞きましたけど、再度14ページの一般社団法人の長寿子宝社事業の委託料から負担金に変わったの、これはどういう理由で変わったのか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

ただいまの質問にお答えします。

先日の一般質問の中でもお答えをしたのですが、以前、この負担金として支出することは、この性質がどうかということで指導をいただいた経緯がありまして、その性質から補助金へ組替えをするものです。

○5番（清 平二君）

これは今年で終わりなのか、毎年補助していくのか。

○地域福祉課長（大山 拳君）

これも先日の一般質問のほうで話したんですが、今年で3年度目となります。3年度で今年で終了とする予定となっております。

○5番（清 平二君）

ページ16ページ。民生費の款2の児童費19の扶助費、子育て世帯生活支援特別給付金について、ご説明をお願いします。

○子育て支援課長（岡林丈晴君）

この事業につきましては、令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金として国の事業であります。国庫負担が10分の10で、内容につきましては、支給対象者が令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母、障害児の場合20歳未満の方で、令和3年度住民税均等割が非課税の方、または、令和3年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方に対して、児童1人当たり一律5万円を給付するものでございます。

ちなみに、これは、共働き世帯の非課税世帯ということなんですけど、先般4月には同じ子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）といたしまして、もう4月に一律5万円、ひとり親の世帯の方には県のほうから支給されています。

○議長（福留達也君）

5番、清君。（「はい、もういいです」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

○4番（佐田 元君）

予算書の19ページをお願いします。

款6項1農業費、節17の備品購入費が150万3,000円計上されていますが、これは何を購入されるのか。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの備品購入費は、百菜におけるガス給湯器、冷蔵庫、トイレの更新費用となっております。

○4番（佐田 元君）

今の答弁によりますと百菜の備品購入ということでよろしいわけですね。

これは、百菜は民間に委託されているわけですが、その備品をずっと今の委託されている業者さん、これがやっている間いろいろな備品が不足すると、このように予算を計上して百菜のほうに備品を購入していく、これからもずっとそういう形を取っていくのか。

○経済課長（橋口智旭君）

今回更新する備品につきましては、導入から10年以上たっておりまして、経年劣化による損傷が

激しいことから町の財政を用いまして更新するものでございます。この更新につきましては、メーカーのほうより診断等いただきまして、年次的、計画的に更新してまいりたいと考えております。

○4番（佐田 元君）

はい、分かりました。終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○1番（杉山 肇君）

1点だけ質問させていただきます。

11ページ、2款1項8目企画費、その中に18節生活応援事業負担金、先ほどからちょっと質疑が出ているんですが、この歳入と歳出の誤差が大きく感じられるんですけど、もう一度その説明をお願いしてもらっていいですか。

○未来創生課長（名古健二君）

確かにおっしゃるとおりなんですけども、歳入のほうは8,987万円ということと、また、今、おっしゃったとおり生活応援給付金事業費の負担金が9,750万。これ以外に事務費、あと賃金、委託料など足しますと1億486万8,000円の支出が予定しております。1,499万8,000円の差額がありまして、一応こちらのほうは10月にまた追加のコロナ給付金があるということでこちらのほうと、あといろんな事業を行っているもろもろの執行残等で差額を調整しようかと一応考えております。

○1番（杉山 肇君）

これは事務手数料とか委託料とか、かかってくるという話なんですけど、これ商品券に変えるっちゃうためにその事務手数料とか、かかってくるっちゃう理解でよろしいんでしょうか。これ現金で支給した場合には、こういう経費はやっばりかからないわけですよね。

○未来創生課長（名古健二君）

そうですね、最初に現金のほうで試算しておりまして、試算した結果1億170万1,000円の事務費から商品券分がかかるということで、現金のほうから商品券でした場合との差額が316万7,000円、確かに商品券のほうを経費としてかかるようになっております。

○1番（杉山 肇君）

これは、僕からの要望なんですけど、町民の方々にいろいろお話をお聞きしたら、現金のほうの方が助かるっちゃう声もやっばりあるんですよね。分かりやすく、僕、今日の朝も電話で言われたんですが、商品券にした場合、電気代、病院代、医療費、これ商品券で払えるんですかという町民の方がおられるんですね。だから、いろいろ、次からこういうのがあるときはしっかりそういうところも精査入れて、なるべく現金で支給できるようにそういう体制を考えていただきたい。これ要望にしておきます。終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○2番（牧本和英君）

令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

ページ数は19ページ、款6農林水産業費目15節の18負担金及び補助及び交付金の伊仙町鳥獣被害防止協議会の30万円は当初予算などにも組まれて、また、こうして補正予算の一般財源でも組まれてうれしいことなんですけど、これは2分の1の補助になっているはずなんですけど、どんな成果というか、どういうものを購入して成果が出たとかいう、そういう報告などはないのかお聞きいたします。

○経済課長（橋口智旭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今回、補正予算で計上させていただいております30万円につきましては、狩猟免許試験が令和3年8月29日、日曜日に天城町のほうで、島内のほうで実施されるということがありましたので、その講習会受講料の補助ということで30万円計上させていただいております。

○2番（牧本和英君）

ほったら、これは資材購入のそれではないということですね、分かりました。

そして、またちょっと予算外なんですけど、議長よろしいでしょうか。

○議長（福留達也君）

どうぞ。

○2番（牧本和英君）

1点だけ。

先々日から行われている中学校の郡体、総体ちいいますか、それで、伊仙町の面縄中、伊仙中、犬田布中全ていい成績を収めて、全ての学校が県大会に出場ということで、聞いてみました、伊仙中の野球部も47年ぶりの県大会出場ということです。

それで、この例規集見てみますと、第4条に県大会の場合は1人当たり3,000円を上限とすると。その下に九州大会は1人当たり2万円、全国あたりは3万円を上限とするとかあるんですが、全国大会目指して頑張るのもいいけど、なかなかハードルが高過ぎて本当に県大会で成績を収めてくれることを祈るんですが、もうちょっと、この3,000円っちゅう上限ではなくやっぱり県大会にしても同様の補助というか見てもらえないか、また本当に子供たちのスポーツするのを助けるためにも、どうにかこの3,000円ではなくもうちょっと上げて、全額とは言いませんが2分の1ぐらいの一律してもらえないのかをお伺いしたいなと思って質問させていただきます。

○社会教育課長（伊藤晋吾君）

ただいまの質問にお答えします。

こちら各種スポーツ競技の補助金をしているんですが、他にもそういった意見をこちら頂いております。その中で、町執行部と金額についても協議していきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

本当に財政厳しい中ではあるんですが、とにかく子供たちのためにそういった協議を早くしてい

ただいで補助金を出せるような周知ちゅうか、そういうのを周知していただきたいと思います。

以上です。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第36号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第36号、令和3年度伊仙町一般会計補正予算（第2号）は可決することに決定いたしました。

△ 日程第2 議案第37号 令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福留達也君）

日程第2 議案第37号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第37号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額9億6,842万1,000円から、歳入歳出それぞれ137万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を9億6,979万8,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入につきまして、6款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、本議会の議案第30号の条例改正で説明したコロナウイルス感染症による感染者への収入を保障する傷病手当金として133万4,000円補正するものです。

また、健康増進課での特定健診に係る需用費として4万3,000円増額、合計137万7,000円増額し補正後の額を7億7,027万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

予算書6ページになります。

2款保険給付費7項1目傷病手当費は、先ほど説明したコロナウイルス感染者への収入保障費として133万4,000円計上し、補正後の額を133万4,000円とするものです。

6款保健事業費は、健康増進課での特定健診に係る需用費で4万3,000円増額するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第37号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第37号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第37号、令和3年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第3 議案第38号 令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福留達也君）

日程第3 議案第38号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山 拳君）

議案第38号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額 8 億 9,541 万 3,000 円に、歳入歳出それぞれ 194 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 9,347 万 3,000 円とするものです。

歳入について説明をいたします。5 ページをお開きください。

2 款国庫支出金 2 項 1 目調整交付金について、地域支援事業分調整交付金の歳出見込額が減額となることから 7 万 5,000 円減額。介護保険特別会計内での差額調整として 43 万 7,000 円減額の合計 51 万 2,000 円減額し、補正後の額を 1 億 604 万 7,000 円とするものです。

同款同項 3 目地域支援事業交付金日常生活支援総合事業。補正前の額 402 万 6,000 円から 29 万 5,000 円減額し、補正後の額を 373 万 1,000 円とするものです。

同款同項 4 目地域支援事業交付金日常生活支援総合事業以外。補正前の額 917 万 1,000 円から 18 万 3,000 円減額し、補正後の額を 898 万 8,000 円とするものです。いずれも歳出見込額の減額に伴うものとなっております。

3 款支払基金交付金 1 項 2 目地域支援事業支援交付金。こちらも歳出見込額の減額に伴い補正前の額 543 万 5,000 円から 39 万 8,000 円減額し 503 万 7,000 円とするものです。

4 款県支出金 2 項 2 目地域支援事業交付金日常生活支援総合事業とその下の 3 目地域支援事業交付金日常生活支援総合事業以外も、国庫支出金と同じく歳出見込額の減額から 18 万 4,000 円と 9 万 2,000 円それぞれ減額し、項全体での補正前の額 775 万 2,000 円から 27 万 6,000 円減額し、補正後の額を 747 万 6,000 円とするものです。

予算書 5 ページから 6 ページになります。

5 款繰入金 1 項 2 目地域支援事業繰入金。補正前の額 1 億 5,047 万 2,000 円から歳出見込額の減額に伴い地域支援事業費繰入金日常生活支援総合事業が 18 万 4,000 円減額、地域支援事業費繰入金日常生活支援総合事業以外が 9 万 2,000 円の減額、計 27 万 6,000 円減額し、補正後の額を 1 億 5,019 万 6,000 円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

予算書 7 ページになります。

3 款地域支援事業費 2 項 1 目一般介護予防事業費について、補正前の額 1,213 万 8,000 円から 146 万 9,000 円減額し、補正後の額を 1,066 万 9,000 円とするものです。4 月の人事異動に伴い職員が増員となったことから、会計年度任用職員の人件費を減額するものです。

同款 3 項 3 目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費についても、会計年度任用職員の人件費を減額するもので、補正前の額 445 万 6,000 円から 143 万 2,000 円減額し、補正後の額を 302 万 4,000 円とするものです。

同款同項 6 目生活支援体制整備事業費については、職員が増員に伴う担当替えにより研修のための旅費と事業委託料の算定誤りによる増額のため 96 万 1,000 円増額補正し、補正後の額 342 万 8,000 円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第38号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、議案第38号、令和3年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第4 伊仙町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（福留達也君）

日程第4 伊仙町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、令和3年6月24日をもって伊仙町選挙管理委員会委員及び同補充員が任期満了となることに伴い行うものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長の指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長の指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員会委員に嶺津太郎君、中村浩三君、義山正夫君、徳宏二君、以上4名を指名します。

ただいま議長が指名した4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました嶺津太郎君、中村浩三君、義山正夫君、

徳 宏二君、以上4名の方々が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長の指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長の指名推選で行うことに決定いたしました。

選挙管理委員会委員補充員に永島 均君、上木大助君、富岡恒太郎君、永岡和男君、以上4名を指名します。

ただいま議長が指名した4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました永島 均君、上木大助君、富岡恒太郎君、永岡和男君、以上4名の方々が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りします。補充員の順位は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

△ 日程第5 令和2年陳情第8号 定住促進住宅建設に関する陳情

△ 日程第6 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（福留達也君）

日程第5 令和2年陳情第8号、定住促進住宅建設に関する陳情、日程第6 陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請について、2件を一括して議題といたします。

令和2年陳情第8号の結果について、経済建設常任委員長より報告を求めます。

○経済建設常任委員長（美島盛秀君）

経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和2年陳情第8号、定住促進住宅建設に関する陳情についての審査報告を行います。

去る6月9日、議会委員会室において、委員7名、総務課1名、建設課2名、事務局1名の下、慎重に審査を行いました。

同陳情は、平成29年度に完成した定住促進住宅阿権団地の未利用地に新たに住宅建設の要望があり、建設当時、阿権小学校は十数年ぶりに児童数が20人超になりましたが、他の小規模校同様に児童数は減少傾向にあり、現在、集落には5歳未満の幼児が5人しかいないという状況です。集落の中心をなす小学校存続のためには、早い段階で子育て世代を呼び込み、現阿権団地の住宅建設当時も多数の入居者希望があり、住むところがあれば集落に帰りたいという子育て世代もいるということでありました。

当委員会においては、阿権団地の未利用地に3棟建設できる場所があり定住促進住宅も建設可能であるとの意見に達し、審査の結果、令和2年陳情第8号、定住促進住宅建設に関する陳情は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

経済建設常任委員会委員長、美島盛秀。

○議長（福留達也君）

これから、令和2年陳情第8号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和2年陳情第8号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和2年陳情第8号、定住促進住宅建設に関する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。この令和2年陳情第8号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、令和2年陳情第8号、定住促進住宅建設に関する陳情は採択するものと決定いたしました。

次に、陳情第2号の結果について、総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（牧 徳久君）

陳情第2号の審査結果についてご報告申し上げます。

去る6月9日、本会議終了後、議会委員会室において、委員7名、事務局1名出席の下、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを慎重に審査いたしました。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠でございます。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題であります。

離島、山間部の多い鹿児島県においては、2学年の子どもが1つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題であります。

これらのことから、豊かな子どもたちの学びを保障するため義務教育に国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消は不可欠との結論に達しました。よって、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請については採択されるべきものと決定し、議員発議として意見書を関係省庁へ送付することとなりました。

令和3年6月11日、総務文教厚生常任委員長、牧 徳久。

○議長（福留達也君）

これから、陳情第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、陳情第2号について、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この採決は起立によって行います。この陳情第2号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請については採択するものと決定いたしました。

△ 日程第7 発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

○議長（福留達也君）

日程第7 発議第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題とします。

提出者より意見書について趣旨説明を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（牧 徳久君）

先ほど採択されました陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級の解消をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請については、皆さんにお配りしてあります意見書を地方自治法第99条の規定に基づき関係する省庁へ意見書を送付することといたしました。

令和3年6月11日、総務文教厚生常任委員長、牧 徳久。

○議長（福留達也君）

これから、発議第4号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

お諮りします。発議第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99条の規定によって、本日付で関係各省庁へ送付いたしますのでご報告申し上げます。

△ 日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（福留達也君）

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75号の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△ 日程第9 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

○議長（福留達也君）

日程第9 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 福 留 達 也

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀

伊仙町議会議員 杉 山 肇